


平成16年第3回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成16年9月15日
閉会 平成16年9月17日

上富良野町議会

目 次

第 1 号(9月15日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	4
日程第 5 報告第2号 委員会所管事務調査報告の件	4
日程第 6 報告第3号 議員派遣結果報告の件	7
日程第 7 議案第6号 平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	8
日程第 8 議案第7号 平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件	12
日程第 9 議案第1号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)	15
日程第10 議案第2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	22
日程第11 議案第3号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	23
日程第12 議案第4号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	24
日程第13 議案第5号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	25
日程第14 町の一般行政について質問	26
5番 小 野 忠 君	26
1 給食センターの運営について	
3番 岩 崎 治 男 君	28
1 三位一体改革について	
2 ベベルイ川の環境整備について	
13番 村 上 和 子 君	32
1 補助金交付基準の算定について	
2 各種委員会や審議会への女性登用、クォーター制を取り入れるとの事であったが、その後の進捗状況と新しい審議会も加えてはどうか	
3 町民の対応としてすぐやる課の設置を考えてみてはどうか	
4 公共施設の管理委託について	
5 少子化対策として、育児配慮の働き方を支援する方策を考えてはどうか	
12番 金 子 益 三 君	37
1 日の出公園の環境整備について	
2 上富良野町の特産品戦略及び産業振興について	
3 町長からの情報公開について	
散 会 宣 告	42

目 次

第 2 号(9月16日)

議 事 日 程	4 5
出 席 議 員	4 5
欠 席 議 員	4 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 5
議会事務局出席職員	4 5
開 議 宣 告	4 6
諸 般 の 報 告	4 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 6
日程第 2 町の一般行政について質問	4 6
1 1 番 中 村 有 秀 君	4 6
1 駐輪場の長期放置自転車実態調査の結果とその措置状況について	
2 地域センター病院の改築計画と当町の関わりについて	
会議録署名議員の追加指名の件	4 9
日程第 2 町の一般行政について質問	4 9
4 番 梨 澤 節 三 君	5 9
1 市町村合併について	
2 道の駅指定について	
3 教育行政について	
1 番 清 水 茂 雄 君	6 6
1 スポーツ少年団育成について	
2 パークゴルフ場整備について	
3 路線改良及び危険交差点における信号機設置について	
9 番 米 沢 義 英 君	7 0
1 看護補助職員の処遇の改善について	
2 障害者福祉について	
3 次世代育成計画について	
4 住宅リフォーム資金助成について	
5 街灯及び歩道の整備について	
6 子育て支援について	
7 農業行政について	
6 番 米 谷 一 君	7 8
1 上富良野町農業関係制度資金について	
2 認定農業者について	
散 会 宣 告	8 1

目 次

第 3 号(9月17日)

議 事 日 程	8 3
出 席 議 員	8 3
欠 席 議 員	8 3
地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 3
議会事務局出席職員	8 3
開 議 宣 告	8 4
諸 般 の 報 告	8 4
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	8 4
日程追加の議決	8 4
追加日程第1 18号台風に対する緊急質問	8 4
日程第 2 議案第 8号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	8 7
日程第 3 議案第 9号 上富良野町スクールバス条例	9 1
日程第 4 議案第10号 区域外の公の施設の設置の件	9 4
日程第 5 議案第11号 泉町北団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結 の件	9 5
日程第 6 議案第12号 西部地区簡易水道里仁浄水場(膜ろ過)施設整備工事(その 3)請負契約締結の件	9 6
日程第 7 議案第13号 西部地区簡易水道里仁浄水場(膜ろ過)施設整備工事(その 4)請負契約締結の件	9 6
日程第 8 議案第14号 教育委員会委員の任命の件	9 8
日程第 9 議案第15号 教育委員会委員の任命の件	9 8
日程第10 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議	9 9
日程第11 発議案第2号 議員派遣の件	9 9
日程第12 発議案第3号 道路整備に関する意見の件	1 0 0
日程第13 閉会中の継続調査申出の件	1 0 0
町長あいさつ	1 0 1
教育長あいさつ	1 0 2
閉 会 宣 告	1 0 3

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)	9月15日	原 案 可 決
2	平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月15日	原 案 可 決
3	平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	9月15日	原 案 可 決
4	平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	9月15日	原 案 可 決
5	平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	9月15日	原 案 可 決
6	平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月15日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
7	平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月15日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
8	上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例	9月17日	原 案 可 決
9	上富良野町スクールバス条例	9月17日	原 案 可 決
10	区域外の公の施設の設置の件	9月17日	原 案 可 決
11	泉町北団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件	9月17日	原 案 可 決
12	西部地区簡易水道里仁浄水場(膜ろ過)施設整備工事(その3)請負 契約締結の件	9月17日	原 案 可 決
13	西部地区簡易水道里仁浄水場(膜ろ過)施設整備工事(その4)請負 契約締結の件	9月17日	原 案 可 決
14	教育委員会委員の任命の件	9月17日	同 意 可 決
15	教育委員会委員の任命の件	9月17日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月15日	
	町の一般行政について質問	9月15日 9月16日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月15日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	委員会所管事務調査報告の件	9月15日	報 告
3	議員派遣結果報告の件	9月15日	報 告
	発 議		
1	町内行政調査実施に関する決議	9月17日	原 案 可 決
2	議員派遣の件	9月17日	原 案 可 決
3	道路整備に関する意見の件	9月17日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月17日	原 案 可 決

平成16年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成16年9月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 9月15日～17日 3日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
議会広報特別委員長 中村 有秀 君
- 第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告の件
- 第 7 議案第 6号 平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 議案第 7号 平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第 9 議案第 1号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 2号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 3号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第 4号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 5号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水 茂雄 君	2番	徳島 稔 君
3番	岩崎 治男 君	4番	梨澤 節三 君
5番	小野 忠 君	6番	米谷 一 君
7番	岩田 浩志 君	8番	吉武 敏彦 君
9番	米沢 義英 君	10番	仲島 康行 君
11番	中村 有秀 君	12番	金子 益三 君
13番	村上 和子 君	14番	長谷川 徳行 君
15番	向山 富夫 君	16番	渡部 洋己 君
17番	西村 昭教 君	18番	中川 一男 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	高橋 英勝 君
代表監査委員	高口 勤 君	農業委員会会長	小松 博 君
教育委員会委員長	久保 儀之 君	総務課長	越智 章夫 君
企画財政課長	田浦 孝道 君	行政改革推進事務局長	米田 末範 君
産業振興課長	小澤 誠一 君	税務課長	高木 香代子 君
農業委員会事務局長			
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	町民生活課長	尾崎 茂雄 君
建設水道課長	田中 博 君	教育振興課長	中澤 良隆 君
ラベンダー・ハイツ所長	早川 俊博 君	町立病院事務長	垣脇 和幸 君

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	中田 繁利 君
主 査	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月10日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、8月23日及び9月9日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし議案第15号までの15件であります。

なお、人事案件の議案第14号及び第15号の2件につきましては、後ほど議案をお手元に配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号の3件であります。

委員会所管事務調査及び議員派遣結果についての報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、工事発注状況一覧表をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

また、9月8日の台風18号による被害概要を配付いたしております。

町の一般行政について、小野忠議員外8名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

8月23日までに受理いたしました陳情、要望の件数は3件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

16番 渡部 洋己君

17番 西村 昭教君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの3日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例会に御出席をいただき、まことに御苦労さまでございます。

この機会に、去る6月定例町議会以降における町政執行の概要について、報告させていただきます。

初めに、9月8日、北海道一円を暴風域として猛威を振るいました台風18号による被害状況について報告申し上げます。

被害の状況につきましては、お手元に9月8日の

台風18号による被害概要を配付しておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

台風18号につきましては、道内に上陸はしませんでしたでしたが、今年、日本に上陸した中で最大の勢力を持った台風でありまして、北海道に近づき、さらに威力を増して全道を強風であおり、深い傷跡を残していきました。被害を受けられました方々に、心からお見舞いを申し上げます。

当町の被害状況であります。まず、けがをされました方が2名おりまして、1人の方は足の骨を折る重症でありまして、もう1人の方は、腰の打撲で軽傷であります。

次に、住宅の被害であります。一部破損が16件ありまして、倉庫・車庫などの半壊及び一部破損は31件でありました。被害額は1,360万円と見込んでおります。

次に、町の施設におきます被害状況であります。13件の施設で一部破損などがあり、特に老人身障者保健センターの屋根が約500平方メートルはがされました。また、下水道の浄化センターでは排気フードが破損、西小学校のプール上屋シートの破損、草分防災センターの塔屋軒天の一部破損などの被害がありまして、緊急に復旧を要するものにつきましては、その措置を図ったところであります。被害総額は770万円と見込んでおります。

続きまして、農業関係の被害について、これまでまとめた状況を報告申し上げます。

強風により園芸用ハウスに大きな被害をもたらしまして、多くのビニールハウスが破損をいたしました。ハウスの全壊が7棟、ビニールの全破損及び一部パイプ破損が178棟でありまして、合計185棟、概算被害額は1,480万円になるものと見込まれます。

農作物の被害につきましては、ハウス栽培の作物の主といたしまして、トマト・ピーマン・ホウレンソウ・イチゴ・長ネギなどで116ヘクタール、概算被害額では2,170万円になるものと見込まれます。

畜舎・農舎・車庫などの75棟におきましては、屋根、シャッターなどに被害があり、損害被害額は4,130万円となると見込まれます。

また、日新地区の民有林でバンクス松5ヘクタールが倒木し、森林組合の概算で360万円の被害と見込まれます。

このように、農業関係の被害につきましては、合わせて8,140万円に上るものと思っております。

街路・公園・学校などで100本近くの樹木が倒れました。また、指定文化財であります「凱旋記念

の松」が根元から倒れたところであります。

里仁・草分地区で、20戸ほどが停電となりましたが、早急な復旧が図られております。

このように、台風18号の強風により、おおよそ被害総額見込額1億円ほどの多大な被害を受けたところでありますが、町といたしましても関係機関と連絡を密にしまして、最大限被害の復旧に努めているところであります。

改めて、被害を受けられた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

次に、自衛隊関係であります。6月19日から8月8日まで、第2師団追悼式、第2師団、千歳第1特科団、島松駐屯地、第3地対艦ミサイル連隊、航空自衛隊千歳基地、その他それぞれの創立記念に出席いたしました。

また、9月13日から14日には、中期防衛大綱の見直しから、第2師団存置増強等に関する要望を、陸上自衛隊北部方面総監部、防衛庁、衆議院・参議院に、道北地区自衛隊協力会役員とともに要望を行いました。

7月6日から8日の日程で、北海道基地協議会要望運動と平成16年度全国基地協議会、防衛施設周辺整備協会の総会にそれぞれ出席し、総務省、財務省、防衛庁、施設庁、防衛庁長官に、周辺整備事業に関する要望を北海道基地協議会役員とともに行ってまいりました。

次に、行財政改革推進町民会議についてであります。行財政改革推進町民会議は、行財政改革実施計画の策定及び修正や、同計画に基づく推進状況の把握や改革課題について調査研究し、必要な意見を述べる町民の代表機関として、本年7月1日付で設置いたしました。同会議の委員の選任に当たりましては、公募を初め町内各団体の推薦をいただきながら、25名の方々に委嘱させていただきました。現在のところ、9月末日までに策定を予定しております。行財政改革実施計画を中心に御協議いただいております。

次に、平成13年8月から本町の英語指導助手として英語教育の振興に貢献されました、モリーン・ボールディングの後任として、同じくカナダ国アルバータ州カムローズ市から、スティーブ・マイケルを迎え、8月1日付で教育委員会の任用発令をいたしました。マイケルは夫婦で来町していますので、マイケルについては、本来的な目的である小中学校の英語教育の指導に、そして奥さんのスティーブ・ミッシェルについては、保育所や幼稚園また社会教育の英会話教室などの場において、国際理解教育や英会話教室の講師として活動いただく予定としております。

次に、平成9年度から津市の安東小学校と西小学校において姉妹校の提携を行い、相互に訪問し合い交流事業を進めてきていますが、本年度は安東小学校から10名の児童と教育長、引率教員2名の総勢13名が、4月22日から24日までの日程で来町いたしました。その間、西小学校の児童との交流会や、また児童宅でのホームステイや町内の視察研修などを行い、上富良野町での3泊4日という短い生活体験と交流ではありましたが、安東小学校と西小学校の友好のきずながさらに深まったものと考えております。

次に、東中清流獅子舞の富山県への視察研修についてであります。東中中学校の2年生6名、東中清流獅子舞愛好会の代表3名と引率2名の合計11名で、7月29日から4日間の日程で研修を行ってまいりました。研修先は、獅子舞のほとんどが富山県から継承されていることと、東中清流獅子舞も富山県の獅子舞を参考に創作されていることから、富山県の氷見市を中心に、踊りや舞の演出、そして郷土芸能の伝承法や組織づくりなど、歴史のある郷土芸能の先進地を視察し、保存している人たちとの話を伺うなど、有意義な研修を行ってきたとの報告を受けたところであります。

視察に参加したメンバーは、一応に大きな感動と刺激を受けたことから、今後の東中清流獅子舞が郷土の伝承芸能として、さらに大きく発展するものと期待しているところであります。

次に、今年から、これまで実施してまいりましたラベンダーまつりと十勝岳火まつりを、第1回花と炎の四季彩まつりとして、7月24日と25日の両日にわたり開催したところであります。今年はラベンダーの生育も順調で、6月下旬より花が咲き始め、お祭り当日には、花も見ごろとなったところであります。お祭り当日は天候にも恵まれ、町内外より2万人の来園者をお迎えして、盛会のうちに終了することができました。

この地域イベントの開催に向けて、早くからあんどんの製作を初め、イベントの準備・調整などに御苦労をいただきました関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げますとともに、次年度の開催に向けて、各関係者の皆様方の連携をお願いし、より一層地域振興につながるお祭りとなるよう努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況であります。6月定例議会に報告以降に入札執行した建設工事は、9月9日現在で入札執行した建設工事は24件で、事業費総額4億5,647万7,000円となっております。本年度累計では31件、事業費総額4億9,389万9,000円となっております。

なお、お手元に平成16年度建設工事発注状況を

配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 例月現金出納検査結果について御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

当検査は、地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成15年度5月分及び平成16年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、11ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告の件について、議会広報特別委員会の報告を求めます。

議会広報特別委員長中村有秀君。

議会広報特別委員長（中村有秀君） 議会広報特別委員会に付託された所管事務調査について、次のとおり朗読をもって報告を申し上げます。

議会広報特別委員会所管事務調査報告書。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

1.調査の結果。

議会広報特別委員会は、住民に議会活動を理解いただくための議会広報に関する発行及び調査研究のため、平成16年8月25日から8月27日まで、先進市町村である穂別町、沼田町を視察し、調査を行った。また、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加をした。

2. 調査の結果。

先進地町村行政調査。

穂別町。

調査のテーマ、議会広報の編集発行について。

町の概要、明治19年北海道庁設置とともに、苫小牧ほか15カ村戸長役場に属し、以来、分村の変遷を経て明治45年に似湾村となる。昭和4年に、村名を穂別村と改称、昭和37年に町制施行により穂別町となる。

人口3,823人、平成16年7月末現在。昭和35年の1万109人がピークで、現在の人口は大正10年代の人口になりつつある。

面積、546.48平方キロメートル。

産業、農業、林業、商業、観光で、基幹作物は米・メロン・長芋・豆類・肉用牛である。観光は、化石のふるさととして「クビナガリュウ」を展示した博物館、視覚と五感で体験する地球体験館は年間数万人が来館する。源泉が白亜紀の地層の化石水と言われる「樹海温泉はくあ」も好評である。

調査の概要。

1. 創刊年月、平成11年8月、現在21号発行。

2. 名称、議員でつくる広報誌「穂別議会だより」。

3. 発行回数、年4回、各定例会後に発行。

4. 発行予算、105万3,000円、1ページ当たり1万4,000円で、1,900部印刷。

発行に至る経過と発行の基本方針。

平成10年4月、議員協議会で議会だより発行準備委員会が発足し、下記の発行基本事項を確認。10年9月議会の試作版をつくり、平成11年6月議会で第1号を発行。

基本姿勢。

(1) 議員でつくる議会だよりを全議員共通理解の中で進める。

(2) 職員に負担を負わず、議員がだれでもつくれるものを目指す。

編集の基本方針。

(1) 町民に親しまれ、読まれるものであること。

(2) 議会の動きや議員の考えが町民にわかりやすいものであること。

(3) 町民の議会への声が反映されるものであること。

(4) 町「広報」の二番せんじにならないこと。

(5) 議員が個人的に発行する「議会報告」は自由とする。

(6) 必要に応じて特集を組む。報告事項のみの編集をできるだけ避ける。

(7) 「望みは大きく、実践は堅実に」初めから無理をしないで長続きできるようにを掲げて取り組んでいる。

広聴の仕組み。

(1) 直接的には「議会だより」に、郵便料金受取人払い制度を利用した封書を折り込み、町民の声を聞く体制をとる。

(2) 間接的には議員や議会事務局に寄せられた声を。

(3) 広報委員会に届いた町民の声は、没記事以外は本文を全議員に公表する。

(4) 行政上の声は行政当局へ、議会運営上や編集上の声は担当部署で取り扱いを検討する。

先進町村の議会広報誌から学ぶため、「地方議会人」の議会広報クリニック、「議会時報」、管内町村発行の議会広報誌を参考にしている。

発行しなごらの改善。

(1) 「穂別町議会だより」の号外の発行、定例議会の日程、議案、一般質問項目（議員名は入れず）で、開会の二、三日前に号外として発行し、新聞折り込みにより住民周知を図っている。

(2) 広聴として「郵便料金受取人払い」の折り込み封書の取り扱いを当初は「議会だより」であったが、町広報と合同で行っている。

(3) 「議会だより」に対する全議員の共通理解を進めるために、年1回の反省会を開催。

(4) 議案審議で、議員や職員などの発言者の氏名を明示。

今後の課題。

(1) 広聴での折り込み封書での要望・意見の町民の声を匿名と匿名希望の区別と、内容によってその取り扱い。

(2) ホームページ掲示板への声の取り扱い。

(3) 町民が期待する企画記事への取り組み。

(4) 表紙の写真は3枚組（自然・景色）（労働・汗）（人物の表情）として、町広報に依頼してきたが、自主的な取材の検討などが取り上げられていた。

続いて、沼田町。

調査のテーマ、議会広報の編集発行について。

町の概要、明治25年、北海道庁令によって設置された雨竜村に属し、戸長役場は月形にあった。明治27年、富山人「沼田喜三郎」の手によって開拓のくわが入れられた。明治32年、雨竜村より北

竜村として分村、大正2年北竜村より上北竜村として分村、大正11年、沼田村と改称し、昭和14年、1級町制施行、昭和22年、町制施行、平成6年に開基100年、平成16年に開基110年を迎えた。

人口、4,150人、平成16年4月現在。昭和30年の国勢調査での3,717世帯、1万9,362人が、平成16年4月では1,728世帯、4,150人となり、世帯数は54%減、人口は79%減となっている。

面積、283.21平方キロメートル。

産業、豊富な地下資源により、昭和5年に浅野・昭和両炭鉱の操業と私鉄留萌鉄道の開通により、炭鉱産業は農業と並ぶ重要な基幹産業となったが、昭和44年に石炭三山が閉山し、純農村として再出発した。現在、農業生産額の多くは水稻であり、畑作の振興と肉牛の導入による複合経営も推進している。また、雪冷熱を利用した米穀低温貯留乾燥調整施設によるクリーンで安全な「雪中米」へ積極的に取り組んでいる。観光では、鉱泉を利用した「ほろしん温泉ほたる館」は、リウマチ等に効果があり、「ほたるの里」として多く利用されている。また、夏の夜を彩る「夜高あんどん」は、毎年多くの観光客でにぎわう祭りに発展し、NHK連続テレビ小説「すずらん」の明日萌の里として訪れる人も多い。調査の概要。

1. 創刊年月、平成12年4月、現在18号発行。

2. 名称、「輝く雪」のまち、ぬまた町「みんなの議会」。

3. 発行回数、年4回、各定例議会後。

4. 発行予算、85万円、1ページ当たり1万6,500円、1,700部印刷。

編集方針。

(1) 議員の顔写真や似顔絵の掲載、記事の関連写真は広報委員会で協議をする。

(2) 一般議案は内容を要約して掲載をする。

(3) 一般質問の掲載範囲は、会議録に基づき内容を要約して掲載する。

(4) 一般質問の掲載方法は基本的に通告順。

(5) 委員会活動は、必要に応じて協議をする。

(6) レイアウトの際、紙面全体の変化を考慮して、読みやすい、わかりやすい、親しみやすいを基本に、写真、囲み、議会用語の解説、漫画等を掲載する。

(7) レイアウト及び校正は、広報委員会及び議会事務局の応援にて行っている。

一般質問の議会広報原稿。

(1) 質問は1問150字前後とし、質問者が提出

し、答弁内容は広報委員が要約掲載をする。

(2) 質問件数が多い場合、質問者に確認をし、メインのものを掲載し、ほかはその他の質問として、問・答を簡略して掲載する。

(3) 再質問、再々質問の掲載は、広報委員会に一任する。

今後の課題。

(1) 定例会閉会后、事務局が議事録を作成する。議事録作成後は、広報委員会が議案、一般質問、委員会関係、その他の原稿作成に取り組んでいるが、広報委員の職業は50歳代の農業経営者が5人のうち4人を占め、編集・校正作業の広報委員会は夜間に開催をせざるを得ない。

(2) 行財政改革の関係で「町広報誌」と「議会広報誌」の合併を理事者が検討していたが、今回、道町村議長会コンクール入選と議会の独自性との関係から課題とされている。

(3) 企画記事としては特別に取り上げていないが、上富良野町議会報を参考にし、町民の目線に合った企画記事を検討課題としたい。

2. 全道広報研修会。

北海道町村議会議長主催の全道議会広報研修会に参加してきた。

広報プランナーの和田雅之氏による「議会報づくりの実践」と題し、講演を受けてきた。議会広報は町広報と違い、質疑の経過「なぜこう決めたのか？」などを書くもので、審議された、可決されたあらしを役所用語を使わず、くどくなく、しっかり書くことが大切である。町発行の広報は返本されない甘えがあるので、気をつけなくてはひとりよがりになる。一般質問はやりとりをしっかりと明記し、略し過ぎないこと。見出しは引きつける一方で、中立性を持つこと。他人ごとにしなない。企画記事はタイムリーで、みんなが知りたいがっていることを書くことよい。議会広報は「教えてやる」ではなく、「お知らせさせていただく」という気持ちでつくるべきである。

3. まとめ。

わかりやすく、読みやすく、議会と町民を結ぶ議会広報誌にするため、視覚に訴える紙面づくりという点では、穂別町議会広報、沼田町議会広報と本町議会の議会広報の編集における共通点は多くあり、下記のように参考事項があった。

穂別町議会広報から。

(1) 「議員がつくる議会だより」のタイトルどおり、大部分が議員でつくっている。

(2) 定例議会開催については、新聞折り込みでの「議会だより」の号外の発行。

(3) 議員全員による年1回の議会広報についての

反省会を開催。

(4)答弁者氏名を役職とフルネームで記載。

(5)広聴については、郵便料金後払い用紙活用、町広報と併用。

沼田町議会広報。

(1)一般質問議員の顔が、写真からイラストにしている。

(2)一般質問の問・答を囲みにして活字を大きくしている。

(3)一般質問の「問」はゴシック、「答」は明朝と、字体を変えている。

(4)沼田町出身者の東京沼田会に、町議会広報誌と町広報誌を町費で郵送している。

今後、本町議会報についても、さらに町民の皆様にはわかりやすく、親しみやすい議会広報を編集発行していくために調査研究を重ねていくとともに、広報委員会が主体となって議会広報の編集に取り組み、「ものを見る目」、「伝える視点」、「各種の審議の結果に至る経過」等を充実させていくことが検討課題と考えております。

以上で報告を申し上げます。

御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果の件について報告を求めます。

議会運営委員長徳島稔君。

議会運営委員長（徳島稔君） 報告第3号につきましては、朗読をもって報告をいたします。

議員派遣結果報告の件。

議員派遣結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

議員派遣結果報告書。

平成16年第2回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

記。

1. 北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会及び先進市町村行政調査。

1. 調査及び研修の経過。

本町議会は、平成16年7月7日から8日まで、米沢議員を除く全議員により北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会に参加した。また、先進市町村である空知郡長沼町を訪問し、「高度情報化推進

事業」と「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」について視察調査を行った。

2. 調査及び研修の結果。

北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会。

全道議員研修会では、政治評論家の森田実氏から「政局展望」と題し、参議院議員選挙の動向と、これからの日本の発展は「水と食料とエネルギー」がキーワードとなり、食料の自給率を高めるとともに、地方と中小企業を大事にしていかなければならないと、今後の日本の中央と地方のあり方などについて講演を受けた。また、北海道大学大学院法学研究科教授神原勝氏からは「自治体再構築の課題と展望」と題し、地方分権、市町村合併、連合自治、町づくりの課題などについて講演を受けた。

先進市町村行政調査。

調査地、空知郡長沼町。

調査テーマ、「高度情報化推進事業」と「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」について。

町の概要、面積168.36平方キロメートル。人口1万2,670人。

調査の概要。

(1)「高度情報化推進事業」について。

長沼町内の各家庭及び事業所に、超高速または高速インターネットを利用できる環境をつくることにより、地域の活性化と事業者の誘致を図ることを目的として平成12年度より事業を開始し、全体の事業費は約30億円で、財源としては補助金が約10億円、過疎債が約12億4,000万円、一般財源約7億6,000万円となっている。

事業の内容。

1. 超高速インターネット環境。

光ファイバーを利用し、市街地域の用途区域内を対象エリアとし、2,800世帯・400事業所が加入しており、利用料金は月額5,040円。

2. 高速インターネット環境。

無線LANを利用し、上記1を除く地域を対象エリアとして、1,760世帯・50事業所が加入しており、利用料金は月額3,780円。

減免措置として、65歳以上の世帯・60歳以上の単身世帯・身体障害者・母子世帯は利用料金の2分の1を助成しているが、パソコン購入の補助はしていない。

3. 情報提供サービス内容。

(1)町民サービスとして、行政情報提供、遠隔行政相談、住民活動交流、農業防災情報提供、図書館情報、施設情報、農業情報、農業情報経営支援をしている。

(2)学校教育支援サービスとして、グループウェ

ア、教育支援をしている。

(3)行政情報システムとして、庁内LAN、グループウェア、コンテンツ開発支援をしている。

(2)「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」について。

平成3年に、学校の跡地を利用して地域の住民が農産物の販売をしたいとの要望を受け、2年間検討し、平成5年より長沼特産物直売所として、公募により5団体がプレハブ施設により販売を開始した。

平成3年9月より、国道274号線（通称石勝樹海ロード）が全面開通し、交通量の増加に伴い予想以上に売り上げも伸び、平成5年に敷地内に「さわやかトレイ」と駐車場を整備し、平成8年に建設省の「道の駅」の指定を受けるため、施設の整備とあわせて「マオイの丘公園農産物直売所」として販売施設も新設し、新鮮な野菜や花卉などの販売施設、ながぬまブランドのPR施設、観光や特産物の情報発信施設として活動している。

平成5年、開設当初の売り上げは約3,000万円であったが、年々売上額も増加し、平成15年度は8団体で、年間約3億3,000万円の売り上げを上げている。

まとめ。

今回の視察した長沼町の高度情報化推進事業については、高度情報化時代に先駆けて、行政がITと無縁であった住民を含めて、だれでも身近で容易に利用してもらえる情報システムを構築することが必要不可欠であるとして、この事業を開始したとのことである。

本町においては、公共施設間のイントラネット整備をしたところであるが、各家庭・事業所までは財政的にも難しい状況である。

また、「道の駅マオイの丘公園に併設されている農産物直売所」は、道の駅に併設されていることにより、立地条件にも恵まれていることもあり、売り上げも年々増加しており、効果的に運営され、その目的を果たしたことが伺われた。

本町と長沼町とは、町の立地条件、背景など大きな違いがあるが、今後の施策展開の上で参考にする点が多々あったことを報告する。

2、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会。

研修の経過。

本町議会は、平成16年9月2日に、西村議員、長谷川議員を除く全議員により、南富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

研修の結果。

富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に

参加し、「市町村議会をめぐる最近の話題」について、北海道町村議会議長会、事務局次長村川寛海氏、「道州制へのアプローチと北海道の姿」について、道州制推進会議委員（下川町議会副議長）谷一之氏による講演を聴講した。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第7 議案第6号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

収入役樋口康信君。

収入役（樋口康信君） ただいま上程されました議案第6号平成15年度上富良野町各会計一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件について、概要の説明をいたします。

今回、決算認定を受けます平成15年度予算編成時の状況ではありますが、国の地方財政計画は前年対比1.5%の減と、2年連続のマイナスとなり、我が町の歳入の3割を占める地方交付税は大幅な縮減が見込まれ、また、歳出面においても、国営しろがね事業負担金の償還の始まり年であり、保健福祉総合センターの建設や制度に伴う障害者支援に対する負担などの支出増と、極めて厳しい収支状況が見込まれたところではありますが、事業費等の調整を図り、行財政改革実施計画を踏まえた予算編成であったところがあります。当初予算額は9億2,500万円で、前年度対比で25.1%と大幅な伸びとなった予算規模でありました。

さて、その予算の執行状況、決算状況ではありますが、一般会計及び六つの特別会計を合わせた全体の決算は、歳入総額で142億8,296万7,000円で、それに対し歳出総額は139億2,681万円で、差引額が3億5,615万7,000円となり、各会計とも黒字決算となったところがあります。

その内容につきまして、一般会計を主に説明いたしますと、一般会計の歳入総額は101億717万5,000円で、前年度より19億4,178万3,000円と、大幅な伸びとなっております。100億円を超える決算規模は、平成10年度以降のことです。

その主な伸びの内容といたしましては、歳入におきましては、国営しろがね事業負担金の一括償還金及び保健福祉総合センター建設費の町債の借り入れや、一括償還に充てるための国営土地改良事業基金の支消及び事業目的達成による野菜価格安定基金廃止に伴う基金繰り入れ等が大きな増となっております。ほかに、地方消費税交付金、障害者支援制度による国庫支出金や地域イントラネット整備による同支出金等も増となっております。

しかし、主たる自主財源であります町税は、前年度よりも3,400万円の減、地方交付税は臨時財政特例債の振りかえもあり、2億2,800万円と大きな減となっておりますが、臨時財政特例債の振りかえを含めると2,700万円の減となったところであります。

歳出におきましては、総額99億8,908万6,000円で、前年度よりも19億5,317万9,000円と、大きな伸びとなっております。

その主なものといたしましては、歳入でも申し上げましたが、国営しろがね事業負担金の一括償還金、保健福祉総合センターの建設、清富地区飲料水供給施設整備、江花コミュニティ会館の建設費、また、し尿及び生ごみの広域処理費や障害者支援制度による費用などが支出の増となったところであります。一方、物件費及び人件費については、職員の欠員不補充や給与水準の引き下げで減となっております。

予算執行に当たりましては、議員各位、町民各位並びに各関係機関・団体等の御理解と御協力を賜り、総合計画の実施計画に基づく各分野における各種施策・事業の執行を終えたところであります。

以下、議案及び平成15年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について申し上げます。提案の説明とかえさせていただきます。

議案第6号を見ていただきたいと思えます。

議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成15年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書を見ていただきたいと思えます。

最初に、決算書のページが抜けている箇所がありましたことをおわびをいたします。今後、気をつけますのでよろしく願いをいたしたいと思えます。

決算書の2ページをお開き願いたいと思えます。

この表は、平成15年度の各会計別収支総括表でございます。この表によりまして、各会計の決算の状況の説明とさせていただきます。

一般会計並びに六つの特別会計の総トータルでございますが、合計欄を見ていただきたいと思えます。まず、予算額は142億8,880万8,000円で、調定額は143億8,825万9,293円、収入済額が142億8,296万7,606円、不納欠損額が714万8,342円、収入未済額が9,814万3,345円で、支出済額が139億2,681万310円、差引残額が3億5,615万7,296円となったところでございます。

収入の調定対比では99.27%、収納率でございます。予算対比では99.96%、支出の予算対比では97.47%、執行率となったところでございます。また、この表中の括弧書きは、平成14年度会計から平成15年度会計への繰越明許費の内数でございます。

一般会計の繰越明許費の歳入状況につきましては8ページから9ページに、歳出の状況につきましては12ページから13ページにその内訳を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思えます。また、一般会計のそで括弧書きは、平成15年度会計から平成16年度会計への繰越明許費の内数でございます。

次に、各会計の不納欠損の状況であります。D欄を見ていただきたいと思えます。

一般会計におきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税で欠損処分を行ってございます。国民健康保険会計につきましては、保険税の一般分で欠損処分を行っております。また、公共下水道事業特別会計につきましては、受益者負担金及び下水道使用料で欠損処分を行っております。

各会計の欠損処分の明細につきましては、決算書の端末の付表に載せてございますので、参考にさせていただきます。

次に、収入未済額であります。E欄を見ていただきたいと思えます。

一般会計につきましては、繰越明許費の550万5,000円を除いた収入未済額は3,902万2,562円となり、その主なものは町税であり、ほかに保育料及び住宅使用料となっております。国民健康保険特別会計は、保険税の一般分での未収額であります。簡易水道事業特別会計につきましては、水道使用料でございます。公共下水道事業特別会計は、受益者負担金及び下水道使用料の未収でございます。介護保険特別会計につきましては、介護保険料となっております。

各会計の収入未済額の詳細につきましては、決算

書の巻末の付表に載せてございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、各会計の差引残額であります、G欄を見させていただきたいと思っております。

一般会計は1億1,808万9,750円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費分602万3,000円を除いた1億1,206万6,750円が一般会計の実質収支額となるところであります。国民健康保険特別会計、以下の会計につきましては記載のとおりでございます。すべての会計が、黒字決算となっておりますでございます。

次に、財産の関係について説明を申し上げたいと思っております。197ページをお開き願いたいと思っております。

15年度中における移動関係についてのみ説明いたします。

財産に関する調書でございます。

最初に、行政財産でございますけれども、この中の公共財産のうちの公営住宅で移動がございます。建物の非木造の関係で1,108.38平米の減となっております。これは、泉町北団地の公営住宅の解体による減でございます。それから、その他の施設といたしまして、土地の関係で2,552.10平米の減となっております。これにつきましては、衛生センター用地の施設廃止に伴いまして、行政財産から普通財産に変更したものである減及び江花会館用地として神社用地との交換による増、その差引額がこの数字でございます。

次、建物の関係で、木造の関係で268.16平米の減となっております。これにつきましては、衛生センター汚泥棟の行政財産から普通財産の変更による減、それから江花母と子の家、それから老人福祉寮の解体による減でございます。増といたしましては、江花会館の新築による増、その差引額がこの数字でございます。

次が、非木造の関係で45.68平米の増となっております。これにつきましては、衛生センターの管理棟が行政財産から普通財産への減でございますが、自転車駐輪場が協会から無償譲渡を受けたということで、その増減で増となっておりますでございます。

次、普通財産でございます。職員住宅の関係でございますけれども、建物の木造の関係で201.69平米が減となっております。これにつきましては、町立病院職員住宅の解体による減でございます。それから、非木造の関係で338.66平米の減となっております。これにつきましては町立病院の職員住宅の解体による減でございます。

次、教職員住宅の関係で、建物の木造の関係で2

09.27平米の減となっております。これにつきましては、泉町ほかの教員住宅の解体による減でございます。

次、その他の施設で土地の関係でございますけれども、1万1,312平米の減となっております。これは、神社用地との交換による山林の減でございます。

次、198ページをお開き願いたいと思っております。

201ページにわたりまして、公用車に関する調書でございます。16年3月31日現在で、一般会計で保有している台数が73台でございます。うち消防に管理委託しているのが4台、それから社会福祉協議会に貸し付けているのが5台、振興公社に貸し付けているのが3台でございます。そのほかに特別会計で、下水道、ラベンダーハイツ特別会計で8台、企業会計、水道、病院で4台となっております。合わせますと85台、公用車として保有をいたしておるところでございます。

次、202ページをお開き願いたいと思っております。

有価証券の関係でございますけれども、15年度については移動がなかったところでございます。

次、203ページ、基金の関係でございます。

基金といたしまして、14の基金と備荒資金組合の基金等がございます。また、14の基金の括弧書きにつきましては、16年5月31日現在の金額をあらわしているものでございます。基金の現在額であります、14基金の合計額で申し上げますと、15年3月31日現在で20億4,962万659円ございました。15年度中の増加の部分が4億1,299万2,304円、取り崩した額が5億8,189万8,159円、16年3月31日現在では18億8,071万4,804円となっております。それらの出納整理期間中で見ますと、15年度中に、整理期間中に増となった部分が5億3,409万6,774円、整理期間中に取り崩した額が1,736万1,841円、16年5月31日現在で基金の残高を見ますと、23億9,744万9,737円となっております。

次、204ページをお開き願いたいと思っております。

債権の関係でございます。これは上富良野高等学校卒業生に対する就学資金の貸付状況でございます。15年3月31日現在では7人に貸し付けていて、660万円の現在高となっております。15年度中に新規で2名、継続で2名で240万円、それから返還分として96万円、差し引き144万円の増となっております。16年3月31日現在では9人で、804万円の残高となっております。でございます。

以上が財産の状況でございます。

以上、平成15年度各会計の決算の説明といたします。

具体的な主要施策の成果につきましては、別冊の平成15年度主要施策の成果報告書に取りまとめ、あらかじめ配付していただいております。

また、決算書の巻末部分には、決算にかかわる所定の調書を付表として添付してございますので、審議の参考とされまして御審議賜り、御認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 次に、監査委員の監査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 各会計決算及び各基金の運用状況、審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付されました、平成15年度上富良野町一般会計外6特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び関係調書が関係法令に準拠して調製されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、その他必要と認める審査を行いました。

審査に付された各会計決算書並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数及び各基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思しますので、概要のみ御説明させていただきます。

平成15年度一般会計及び特別会計の決算状況は、2ページ、表1各会計別収支状況のとおりで、歳入総合計額は前年度に比べて歳入額15.0%、18億6,322万2,000円増の142億8,296万7,000円、歳出総合計額は14.5%、17億6,173万8,000円増の139億2,681万円と前年度を上回っております。差引残高は3億5,615万7,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として、一般会計の繰越明許費繰越額を控除した実質収支額は3億5,013万4,000円で、前年度に比べ9,620万6,000円の増加となっております。

予算の執行状況については3ページの意見書のとおりであります。収入未済額については、繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額は9,263万8,000円で、前年度と比較して0.8%、7

5万1,000円の増加となっております。

次に、各会計別の決算概要について御説明いたします。

4ページをお開きください。

一般会計の平成15年度決算は、平成14年度から繰り越された4事業に係る繰越明許費繰越額を含めた予算現額101億701万9,000円に対し、歳入決算額は101億717万5,000円、歳出決算額は99億8,908万6,000円で、歳入歳出差引額1億1,808万9,000円が剰余金となっており、繰越明許費を控除した実質収支額1億1,206万6,000円が翌年度へ繰り越されています。

歳入の収納状況は、5ページ、表2で示すとおりであります。町税の現年度課税分の収納額は、前年度と比較して3,682万8,000円減少しております。この減少した主な要因は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の課税額の減少によるものです。また、地方交付税も2億2,800万9,000円減額されており、今後の財政に大きな影響を与えるものと思われま。町債は、前年度に比べて大幅に増加していますが、これは国営しろがね地区土地改良事業負担金の一括償還等によるものであります。不納欠損額は町税が91件、293万6,000円で、収入未済額は繰越明許費分550万5,000円を含め、町税、負担金、使用料、諸収入、町債で総額4,452万7,000円となっております。

次に、一般会計の歳出についてであります。6ページ、表3の性質別経費状況で示すとおり、前年度と比較して消費的経費と貸付金が減少し、投資的経費と積立金等が増加しております。

町の財政状況をあらわす財政指標は、7ページ、表4のとおりであります。特に経常収支比率は前年度と比べて0.6ポイント増加しており、厳しい財政運営を強いられ、弾力性が失われていることが伺われます。

予算執行全般について、検討及び改善を求める事項は、未収金の問題、公共施設等の管理委託の件、負担金や補助金にかかわる問題等であり、これらは町財政運営にかかわる重要な部分を占めることから、今後、より一層適切な対応と取り組みが求められます。

次に、特別会計についてであります。一括して2点について触れておきます。

まず第1点は、一般会計と同様、未収金の問題であります。国民健康保険税、公共下水道の受益者負担金及び下水道使用料、介護保険料の未収金は毎年ふえる傾向にあります。国民健康保険税や負担金・

使用料等については、その重要性和制度の内容を町民に理解してもらうような取り組みの見直しと工夫を一層進めていく必要があると考えます。

2点目は、各会計とも歳入歳出の差引残高を見ますと、黒字となっております。しかし、一般会計からの繰入金を除いた場合、国民健康保険特別会計とラベンダーハイツ事業特別会計は剰余金が生じていますが、その他の簡易水道事業特別会計、老人保健特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計では剰余金は生じておられず、町財政が厳しい折、特別会計の収支についてもあらゆる角度から検討の必要性が求められています。

19ページの各基金運営状況についてであります。各基金の計数は決算書付表の数字と一致しており、適正であると認めます。基金運用面については、各会計の一時借入金への振りかえ運用等により成果を上げており、今後もより一層の安全かつ有利な方法で計画的な運用を望みます。

最後に、各会計全般にわたり意見を付しましたが、提出された各会計の決算書を慎重かつ厳正に審査を実施した結果、計数に誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認めます。

今後、町政執行に当たり、地方自治体に課せられた行政執行の責任は、地方分権などにより一段と重くなっています。この責任を果たしていくためには、経済情勢や国・道の行財政の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努められることを望みます。

以上で、平成15年度上富良野町各会計決算審査意見書及び各基金の運用状況についての説明にかえさせていただきます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われまますので、この際、議長及び議員内から選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、16名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第8 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成15年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

最初に、病院事業会計から朗読・説明してまいります。

事業の概要につきまして御説明を申し上げたいと思います。

7ページ、8ページをお開き願います。

平成15年度上富良野町町立病院事業報告書。

1.概況。

(1)総括事項。

近年、医療をめぐる環境は、医療費の増大と厳しい保険財政等を背景に、高齢者の患者負担の見直し、診療報酬の引き下げなど、大きな改革が進められております。外来においては、薬の長期投与による再診回数の減などが、外来患者数減少の一因になったものと推測いたします。

業務の推進では、患者に対し安全な医療を提供するため、医療事故防止対策委員会を中心に、組織全体で事故防止に取り組んでまいりました。また、予想される社会情勢等の変化を踏まえたときに、町立病院が公的病院としてどのような役割を担うのかについて、院内の経営改善検討会議でそれぞれの課題、具体策等について検討してまいりました。特に、介護病床の増床につきましては、大きな課題として取り組んでおりましたが、諸般の事情により断念したところであります。

今後も健全な病院経営を第一の課題として、職員一丸で取り組んでまいります。このほか、地域医療の高度化、救急医療体制の一層の充実に向けて、旭川医大の御支援について緊密な連絡調整に努めてまいります。

次に、平成15年度の患者の状況であります。外来と入院を合わせた患者数は6万4,410人で、前年比5,949人、8.5%減少いたしました。収益では、病院事業収益8億3,693万2,0

00円で、前年度比1億175万5,000円、10.8%の減となりました。

費用では、病院事業費用7億9,927万7,000円、前年比1億1,384万8,000円、12.5%の減となりました。平成15年度病院事業会計の決算は、純利益3,765万5,000円の計上となりました。このことは、不良債務解消対策のため、繰り入れ措置に起因するものであります。

ア.患者数の状況。

入院患者数は、医療保険診療分（療養型病床群のうち医療型を含む）では1万3,386人、介護保険診療分（療養型病床群のうち指定介護療養型医療施設分）では8,832人で、年間合計では2万2,218人、（1日平均60.7人）前年対比で1,371人、5.8%の減少となり、入院収益は前年比2,482万6,000円、6.0%減の3億8,781万円となりました。外来患者数は、医療保険診療分では4万1,675人、介護保険診療分では517人で、年間合計では4万2,192人（1日平均170.8人）、前年対比で4,578人、9.8%の減少となり、外来収益についても前年対比6,344万9,000円、22.3%減の2億2,063万4,000円となりました。

イ.収益的収支。

収益収支の状況は、収入総額で8億3,693万2,000円、前年対比で1億175万5,000円、10.8%減少し、支出総額では7億9,927万7,000円、前年対比で1億1,384万8,000円、12.5%の減少となり、差し引き3,765万5,000円の当年度純利益となりました。

ウ.資本的収支。

収入総額は6,378万円、支出総額は6,378万円で、収入内訳は町からの出資金4,458万円、企業債借入れ1,920万円であります。支出につきましては、企業債償還金3,365万6,000円、院内改修工事572万3,000円、非常用照明電源装置等改修工事404万2,000円、全自動分割分包機等医療器械の更新整備などに2,035万9,000円支出したところであります。

以上が、病院事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

平成15年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

以下、決算額の款のみを申し上げます。

収入、第1款病院事業収益8億3,693万2,251円。支出、第1款病院事業費用7億9,927万6,651円。

(2)資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入6,378万129円。

支出、第1款資本的支出6,378万129円。

以上が、決算額の状況であります。

以下、3ページからの損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、9ページから22ページまでの業務の状況、収支の明細書と諸事項につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議を賜りまして、お認めくださるようお願いいたします。

議長（中川一男君）次に、建設水道課長。

建設水道課長（田中博君）続きまして、水道事業会計の平成15年度決算報告の概況をさせていただきます。

朗読をもちまして御説明にかえさせていただきます。

7ページをお開き願いたいと思います。

平成15年度上富良野町水道事業報告書。

1.概況。

(1)総括事項。

水道事業につきましては、町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして使用開始以来30年を経過いたしました。平成15年度の決算状況につきましては、収益的収入におきまして収入が1億7,608万3,342円、支出が1億6,049万9,541円で、純利益が1,558万3,801円で決算することができました。

次に、資本的収支では、収入379万1,725円、支出5,591万3,879円で、不足する額5,212万2,154円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんして事業の推進を図ってまいりました。収支も黒字で決算することができました。

また、地下水を利用している世帯を除いては、ほぼ100%に近い普及率となっていることから、今後は受益者負担の原則に基づき、健全な公営企業としての運営に努めるとともに、老朽管の更新及び漏水防止など維持・管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりたいと思います。

以上が、水道事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1、2ページをお開き願いたいと思います。

平成15年度上富良野町水道事業決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

以下、款のみの決算額を申し上げます。

収入、第1款水道事業収益1億8,415万2,723円。支出、第1款水道事業費用1億6,743万3,341円。

(2)資本的収入及び支出。

収入、第1款資本的収入379万1,725円。
支出、第1款資本的支出5,591万3,879円。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額5,212万2,154円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,212万2,154円で補てんいたしております。

以下、計算書など3ページから6ページ、及び8ページ以降の朗読は省略させていただきます。

以上で説明いたします。御審議賜りまして、御認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 次に、監査委員の監査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 企業会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方公益企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成15年度病院事業会計及び水道事業会計の決算について、決算報告書、財務諸表及び附属書類は関係法令に準拠して作成され、その事業の経営成績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴取するなど、必要と認められる審査を行いました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、関係法令に準拠して作成されており、財政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、既に御高覧いただいたものと思いますので、概要のみ御説明させていただきます。

初めに、本会計年度の病院事業収支は、総収益8億3,693万2,000円、総費用7億9,927万6,000円で決算され、差し引き3,765万6,000円の純利益が前年度に引き続き計上され、累積欠損金は6億3,605万円となっています。

黒字決算の主な要因としては、給与費、材料費、賃貸料、委託料及び支払利息の減少、医療外収益における不良債務解消に向けた一般会計からの繰入金等によるものであります。

院外処方の原則完全実施など、医療体制の充実に努め、新たなる経営体質改善を進めているものの、平成14年4月から国の医療費抑制策に伴う社会保険本人の負担割合が2割から3割に引き上げられたことが受診抑制となり、外来収益の減少や患者意識の多様化、高度専門科指向による外来患者数の減少など、病院経営が引き続き厳しい環境に置かれていることが伺えました。

過年度分の未収金は118件、414万3,000円となっているので、利用者の公平な負担と病院の健全経営を図るため、具体的な方策を構築し、未収金解消に努力していただきたい。

各種分析の結果、負債比率は平成13年度64.2%、平成14年度42.7%、本年度は17.0%に下降し、不良債務比率は平成13年度11.1%、平成14年度4.0%、本年度は6.4%となっています。

町立病院においては、町民の健康と生命を守るため、その持てる力を十分に発揮され、町民の期待と信頼にこたえる医療機関として、院長以下全職員が常に改革意識を持って医療事故防止に努め、住民医療サービスの向上と経営の健全化に向け、より一層の努力を望みます

次に、水道事業収支は、総収益1億7,608万3,000円、総費用1億6,049万9,000円で、差し引き1,558万4,000円が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は7,243万4,000円となっています。

水道料金の過年度分の未収金は222件、412万7,000円となっているので、利用者の公平な負担の原則から、引き続き未収金の回収に一層の努力を求めます。なお、不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条に基づく給水の停止等も含めた、断固とした態度で当たること必要と思われれます。

水道事業の経営は安定し、長年にわたり安全な飲料水を供給していますが、老朽化が進む施設の維持・管理に十分留意し、今後とも町財政の置かれている厳しい状況を踏まえ、経費の縮減に努め、地方公営企業の基本理念である公共の福祉の増進と企業の経営性、経済性発揮のもとで自主・自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望むところであります。

両企業会計について、慎重かつ厳正な審査を実施し、結論として決算に関する諸表はいずれも関係法令に準拠して作成され、また、計数にも誤りがなく、おおむね適正であることを認めます。

なお、14ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長（中川一男君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われれますので、この際、議長及び

議員内から選任された監査委員を除く16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、16名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第9 議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)の要点について先に申し上げます。

まず、その1点目は、年度当初の執行方針で申し上げおりました町営バスの効率的運行方法についてであります。十勝岳線を除く4路線につきましては、スクールバスを基本として一般の方々を乗せる混乗方式に改め、この10月からスタートさせるために必要な予算の調整を行います。なお、これにあわせ、市街地区内の高齢者等の方々に対しましてはバスを御利用していただくために、新たに2本の循環路線を設定し運行をいたします。

2点目は、11月開設予定の保健福祉総合センターの運営に關してであります。特に健康入浴施設等におけます運動指導業務につきましては、運動指導士など有資格者の人材確保に合わせまして、展開する事業を安定的に早期に定着させることが極めて重要なことから、複数年の間で外部へ業務の委託契約をすべく債務負担行為を設定するとともに、必要な予算の調整を行います。

3点目は、富良野地区で精神障害者の社会参加を目指し活動していますNPO法人エクウエート富良野が、本年度から社会福祉法人に移行するに合わ

せ、同時に取り進めています精神障害者の通所授産施設の建設事業計画に基づき、同法人が借り入れする資金の返済額に対しまして、富良野沿線5市町村がともに財政支援するため債務負担行為を設定いたします。

4点目は、昭和54年に建築しました町立病院の医師住宅のうち、老朽化が著しい1棟の改修工事の実施に当たりまして、工事費相当額を病院会計へ繰り出すために予算措置を行います。

5点目は、町内の農業生産法人谷口ファームが実施予定しています、堆肥舎3基に屋根かけを行うための家畜排せつ物利活用施設整備事業計画が今般補助採択の見通しとなりましたことから、補助金予定額の7,997万7,000円を歳入歳出予算にそれぞれ措置をいたします。

以上、申し上げましたことのほかに、6月に条例改正手続をとりました、乳児など医療費給付事業関連予算の調整を初め、児童手当の支給対象の拡大や道路及び河川整備事業の事業費調整等に伴い、必要な予算交渉を行うとともに、全体として不足する財源は予備費に求めることで総体の補正予算を調整し、調製した次第でございます。

以下、議案に基づきまして、議決項目の部分について説明してまいります。

議案第1号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第3号)。

平成16年度上富良野町の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,338万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,921万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為」補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、1ページをお開き願います。

まず第1表、歳入歳出予算補正について申し上げますが、ここでは款ごとに補正額のみ朗読してまいります。

13款使用料及び手数料40万円。

14款国庫支出金1億6,008万2,000円の減。

15 款道支出金 8,334 万 3,000 円。

17 款寄附金 15 万円。

20 款諸収入 230 万円。

21 款町債 50 万円。

歳入合計は 7,338 万 9,000 円の減でございます。

次、2 ページに移ります。

2 の歳出につきましても同様に申し上げてまいります。

2 款総務費 1,207 万 7,000 円。

3 款民生費 981 万 5,000 円。

4 款衛生費 1,422 万 9,000 円。

6 款農林業費 8,070 万 3,000 円。

7 款商工費 16 万円。

8 款土木費 1 億 5,528 万 8,000 円の減。

9 款消防費 32 万 3,000 円。

10 款教育費 97 万 5,000 円の減。

15 款予備費 3,443 万 3,000 円の減でございます。

歳出合計につきましても 7,338 万 9,000 円の減となるところでございます。

次、3 ページの第 2 表債務負担行為補正の内容について簡単に申し上げます。

1 点目、2 点目につきましては冒頭申し上げたところでございますが、特に 1 点目の保健福祉総合センターにつきましては、センター内で行う運動指導業務につきまして、平成 18 年度までの 3 年間にわたりまして、外部に委託すべく予定していることから設定するものでございます。2 点目の精神障害者通所授産施設の借入金資金に対します財政支援策につきましては、富良野沿線 5 市町村がそれぞれ人口の比率に応じまして負担し合うこととし、債務負担行為を設定するものでございます。

3 点目の旭野川の砂防事業につきましては、国におきまして国庫債務負担行為の取り扱いとなりましたことから、町におきましてもあわせて債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第 3 表の地方債補正につきまして申し上げます。

表に記載の 2 事業につきましては、事業費調整に沿いまして、それぞれ限度額の変更をするものでございます。

以上、説明申し上げました内容につきましては、議決対象項目の部分でございます。

なお、4 ページ以降につきましては、この補正予算に関します説明書の部分でございますが、御高覧いただいているものとし、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

これもちまして、議案第 1 号の説明を終わります。

す。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 3 ページの債務負担行為にかかわって、まず第 1 点目お伺いしたいと思います。

今回は、保健福祉総合センターの業務がいよいよ開始されるという状況の中での運動指導業務を委託するということですが、当初は町の方でも指導員の育成をするという話も聞いておりましたが、この経過と経緯について、委託するようになったのかどうなったのかこの点。

それと、どこに運動業務を委託されるのか、それに伴った当然事故等が起きた場合の賠償責任や、いわゆる業務を委託することになれば、部屋相当分を貸し付けるか、あるいは貸与含めて使用料を取るかというようなことも内部で検討されているのではないかなというふうに思いますが、この点はどういうような委託契約内容になっているのか、お伺いしたいというふうに思います。

当然、この委託に当たっては、幾つかの、わかりませんから聞きますが、業者かわかりませんが、そういうことをお互いに業務内容等についての引受先を選定した経緯があると思いますが、その経緯もお伺いいたします。

次に、精神障害者の授産施設の整備資金の債務負担行為でお伺いしたいのは、富良野の授産施設ということで聞いておりますが、これに伴った 5 市町村の案分という形になっておりますが、その案分の基礎は人口割だということになっているわけですが、人口割の基礎になっているということだけで、どういような状況でなっているのかということは詳細ちょっとわかりませんので、その点。

それと、債務を負担するというのであれば、業者の経営内容等についても当然債務負担するに当たる経営内容だということの裏づけ等があって、こういった補給するということになったかというふうに思いますが、その経営内容はどのようになっているのか。

それと、この上富良野町の授産施設を利用している方がいるのかなというふうに思いますが、これからふやすということですから、これからということがあるのだらうと思いますが、その点、利用状況等、今後利用するであろうという見込み等もあってこういう内容になったかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、歳入にかかわって8ページ、9ページ目がありますが、今回のバスの運行業務が大幅に変わるという状況の中で、議員協議会等においても使用料等の見直しが行われました。今回、この使用料40万円という形の中で、お年寄りについても今回、低額であります但有料化ということになったかと思っておりますが、その分の見込額なのか、この点。

もう一つ伺いたいのは、従来この間、町は行政改革という形の中で、多くの敬老年金等の見直し、あるいは今まで一律に支給されていた年金等の見直しを行って、老人医療の充実を行うという形で説明されてきました。私が言いたいのは、こういうお年寄りに対して、料金を取らないでも十分やれる要素があるのではないかと考えています。議員協議会の中でもこの点申し上げました。学校通学に対しての子供に対しても料金設定すると。私は、無料化をしてでも十分やっていけるのではないかとこのように考えています。

この間、町は行政改革といって、住民サービスを向上すると言っておきながら、結局のところは何だったのかと考えた場合には、住民負担なのですよね。敬老会も削ったわけですから、見直したわけですから、こういったところに手厚い方法をきちっととることが大事だと私は考えているのです。この間、老人医療費の負担の引き上げが行われています。そのほかにも住民検診等の引き上げが行われています。そういうことを考えた場合は、ここで一歩踏みとどまって、各種の負担増の部分を軽減するという対策をなぜとらなかったのかということをお聞きしたいというふうに考えていますので、この点についても明確な答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、20ページ、21ページにも町立病院の医師住宅かと思いますが、これ補助になっておりますからここでないかと。

伺いたいのは、医師住宅の補修にかかわっての予算等が出てきているのだと思いますが、余りに高いのではないかなというふうに思うのですが、積算の根拠ですね、お伺いしたいというふうに考えています。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の運動指導業務の委託の関係の御質問でございますが、運動指導業務の複数年の契約をしようとするこの経過でございますが、当初、単年度でそれぞれ運動指導業務の委託を行う予定でしたが、運動指導業務というのは優秀な人材と、また毎年指導する指導員、専門職がかかること

が効率的でない、また、効果的でないという観点から複数年でもってやらせていただくというようなことで考えてございますが、単年度にしる複数年にしる運動指導業務の内容でございますけれども、これにつきましては当初から水中運動のほか、施設内のいろいろな軽運動、健康運動ですね、これらの指導をお願いするような趣旨でございます。

さらに、議員から御質問ございました、町民の中から運動指導をできるような方を養成するというような趣旨も、この運動指導業務の委託の中に組み込ませていただいたようなことで内容とさせていただきますところでございます。

それから、二つ目のどこに委託するのかというような御質問でございますが、これらの運動指導業務というのは専門的な部分もございますが、今、こういう運動指導業務を行う業者が4業者ほどございますが、これらの方の中から町の運動指導業務の一つの基本方針、健康づくりに対する町の考え方に沿った業者を4業者の中から選ぶというようなことで、企画等の提案をいただいた中で選定をさせていただいて、今後、この予算を議決いただきましたら契約をさせていただくというようなことで考えてございます。

これら業者と委託するに当たって、運動指導業務を実際に行うに当たりまして事故が起きたと、要するに従事する業者の派遣職員が瑕疵による指導で事故が起きたときには、当然、町は損害賠償を求めると、契約の中で盛り込んでいきたいというようなことで考えてございます。

それと、これらの運動指導員が配置されることとなりますので、これらの施設の中で、当然この辺の業務員の従事する部分で専用室は設けてございせんが、事務所との連携の中でやらせていただくというようなことでございます。

それから、次に二つ目の精神障害者の通所授産施設整備資金補給事業の御質問でございますが、これにつきまして、まず補給金の5市町村の案分の部分の御質問でございますが、人口割ということで上富良野町が25.7%の相当分を10カ年で助成をさせていただくというようなことになってございます。

この事業者につきましては、当初NPO法人として今現在、富良野市内に授産所の施設がございせんが、その中で確実にこの事業者については富良野圏域の中の利用者等の受け入れを現在実施してございせんが、この施設が手狭というようなこともありまして、さらに国の精神障害者の授産施設の運営の制度を活用するという上で、社会福祉法人に事業を拡大した中でこの施設が建設されるわけですが、そ

れに対する補給助成ということでございまして、上富からはことしの4月現在でございますが、11名の方に授産施設の登録されてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 9番米沢議員のバス使用料についての御質問であります。従来といいますが、今まで高齢者の方につきましては敬老パス等を発行いたしまして、無料での乗車いただいております。今回の見直しの中で100円の料金をいただきまして、引き続き利用いただくということの見直しを図ってございます。この予算を見ました中で大体8割の方が、これから利用いただく高齢者の方の利用ということでの見込みを立ててございます。従来、路線バスにおきまして、約7割の方が高齢者の方の利用でございました。そういう中におきまして、高齢者の方にも一部ではございますが、引き続き負担を新しくいただきまして、運行を図っていきたく考えたところでございます。

高齢者の方々につきましても、当然足の確保ということでの大事な役割を持ってございますが、見直した中でもバスそれぞれ赤字経営ではございますけれども、その中での経費の一部ということでの負担をお願いをしたものでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の今のバスの受益者の料金設定の関係につきまして、私の方から補足をさせていただきます。

御案内のとおり、町におきましては、中期財政計画の中で20年までの見込みを立てますと、24億円の財源不足というような状況でございます。財源不足に対して、新しい行政改革ということで今取り組んでございます。

そういう中から、議員おっしゃるとおり、一部負担を求めたのだから、こちらの方で無料にというような考え方も一つはあろうかと思っておりますけれども、今日の町の財政状況からいたしますと、やはり受益者負担に基づいた中で、利用いただける分野におきましては御負担をいただくというような観点で、町の財政運営の中で総体的に、この辺のところは住民の皆さんに御協力をいただくという中で対応しているかざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

そういう観点で、非常に今まで無料であったところに料金を設定することで、住民の皆さんには御不満な点もあろうかと思っておりますけれども、そうした受益者負担の原則に基づいた中に、今後当面的にはこういう厳しい中ではございますので、そういう御負

担をお願い申し上げたいというふうに考えてございます。

そういうことで、行政が低下するのではないかとというようなことではございますけれども、町の財政事情等を勘案したときに、その辺のところは住民の皆さんに深く御協力いただくことを願いながら行政改革に取り組んでいきたいという、そういう一環でございますので御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 米沢議員、病院のリフォーム、第5号議案がまさしくそれなのです。そのときの答弁でよろしいでしょうか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 保健総合センターの運動指導員については、部屋等については貸与しないということの話であります。常駐するというのであれば一定の部屋の確保も必要なかなというふうに思いますが、一般的な事務をとっているそこに配置するということになるのだらうというふうに思いますが、この点をいま一度、確認をお願いしたいというふうに思います。

それと、損害賠償等については、契約に基づいた中で、瑕疵であれば履行するということは当然でありますから、とかくこういった部門においての委託契約があいまいということも過去にあったということが問題になっておりますので、こういう業務等についての内容については、十分精査した中できちっと契約を交わす必要があるというふうに思います。

もう1点聞きたいのは、町の方での指導士の配置ということでは、これは将来的には配置しないでずっと委託という形でやるということによろしいのか、この点。

それと、精神障害者の部分では、財務的にはこれは裏づけがあり、経営も従前から債務負担行為を行っても損害を与えるような内容ではないということを確認、もう一度、財務的な問題についてお伺いします。

次に、スクールバス等、バスの運行の問題等についてありますが、あとでこれも条例が出てきますが、小学生の子供にまでこれを適用するということになっているのかなという、収入も入っているのだらうというふうに思います。このうちの8割はお年寄りだということではありますが、私は申し上げたのは金額の大小ではなくて、この間、町が行ってきたのは敬老年金の見直しや支給のあり方を見直して、この分を別なところに大幅にグレードアップしたいということを書いてきたわけです。

そういう意味で、今、多くの人たちが年金が削減されて、なおかつ受診料等が引き上げられる、住民健診等も有料化になるという形の中で、負担という

点ではかなりな負担になってきている。そのことを考えたときに、これ半年間のことを考えれば40万円で、1年間単純に計算したら約80万円から100万円なのかなというふうに思いますが、その分を今、従来見直しを行ってきた部分のここに財源を振りわけるといふような手法を私は今とるべきだと。確かに、行政改革という形で町の方向性で言えば、案分の負担・応分の負担という形で住民にも痛みを伴ってもらおうということをやってきたかと思えます。しかし、もう既に痛みも伴って、なおかつ、さらにそれを上乗せするのかということところが、私は歯切れが悪く納得のいかない話だというふうに考えているわけです。

こういった部分について、やはり無料化にすべきだというふうに思いますが、今までの経緯からいっても話に矛盾があるのではないかなと思いますが、この2点について伺いたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問でございますが、運動指導員の関係でございますが、運動指導員の指導に当たっての部分は、当然にして健康浴プールであり、あるいは多目的ホールでのいろいろな健康づくりや何かの教室等を開くようなときに、実際そういうところでの活動の場でございますので、ただ、保健福祉課の職員といろいろな企画調整したり、そういう部分のときには事務所等の余剰スペースは設けることもあり得るかもしれませんが、専用室というのは考えてございません。

それから、損害賠償の関係、この従事する業者の職員が、何か町民の教室等でまた指導等に当たって事故あるときの責任の問題、これについては議員のおっしゃるとおり、契約行為の中できっちり明記させていただくようなことを考えてございます。

それから、指導業務の委託の関係で、今後どのような形でというような御質問でございますが、将来的には業務委託ということは、町民の中で運動指導の指導員のマンパワーができた段階では、当然、この業務委託というのは見直していくというようなことでございまして、当面は町民の中で、こういう運動指導員の資格を有する方を養成していきたいというふうなことで考えてございます。

それから、2点目の精神障害者の通所授産施設の関係でございますが、この建設整備事業に当たっては、道もかなりこれらの建設に当たっての側面的な支援もございまして、当然にしてこれの運営に当たっての部分では、この事業者が的確に確実に運営していくかということでの、道もこの辺の財務に關しての部分ではかかわってございまして、それらの事業採択に向けた部分での尽力もされてござい

す。そういった点でのことについては、この運営に当たって信頼できる事業者というふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 私の方から若干補足をさせていただきますが、運動指導士の関係につきましては、ただいま御提案申し上げている中で2年半という形になるかと思いますが、そういう中でやはり町内でそういう指導体制が、今回、専門業者入れることによって育成されるという点を非常に私も望んでございます。育成された段階におきましては、一定の契約期間後におきましては、自賄いでできるような形をとっていきたいという考え方でございます。

それから、損害賠償の関係につきましては、当然、契約の中におきまして、委託業者の責任上における問題につきましては、賠償責任はみずからとっていただくということに契約の中で明記をさせていただいております。ただ、施設の方におきまして瑕疵があるとかそういう場合につきましては、町の責任になるかと思えます。

それと、授産施設の関係でございますけれども、現在までNPOの中で5カ町村で共同事業でやらせていただいております。そういう中で運営費につきまして、各町村負担した中で実施してございます。その法人が今回、福祉法人として上意の認可を受けることによりまして、国の補助を受けるという中で新しい施設が建設できるというような見込みになりましたので、この辺の精神障害者の通所利用ということで拡充が図られるという内容になってございます。

今後、運営費につきましてはございません。国の方から補助が出るようになります。たまたま建設費に対して5カ町村で負担していこうと、裏財源については負担していこうということで、圏域で合意をいたしまして決めさせていただいたところでございまして、この建設につきましては10年間、こういう形の中で支出をさせていただくということで考えているところでございます。以後につきましては、自主運営の形でやられるということで御理解を賜っておきたいと思えます。

それから、バスの料金等の関係でございますけれども、基本的に今回はスクールバスに一般の利用者を乗車させる、混乗方式ということでございまして、主体はスクールバスでございます。したがって、スクールバスで通うときには、料金は当然に無料でございます。通常の日常生活における中におきまして、子供たちも利用する場合につい

ては、料金をいただくという内容になるところでございます。

あと無料化の問題につきましては、町長としての基本的な方向として、受益者負担の原則に基づいた中で町民の皆さんに応分の御負担をいただくということで、当面的には今の厳しい財政状況を受けた中で、この辺のところは町民の皆さんに御負担をお願い申し上げるという形の中で執行させていただきたいというふうに思っております。

予算上40万円計上いたしてございますけれども、たまたま循環バスを通するというようなことから、この辺のところにつきましては未知数な面がございまして、40万円がこれぐらいなのかということとは本当のところを言いますと、なかなか難しゅうございますけれども、おおよそこれぐらいの額かなというようなことでございますので、その点、実態見た中で、この辺のところもまた考えていかなければならない問題だというふうに思っております。

特に循環バスにつきましては、利用実態がどのようになっていくのかという点がございまして、この点、条例も御提案申し上げているところでございますけれども、柔軟な対応をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 最後になりますが、町長に直接お聞きしたいと思います。この間、敬老会等における経費の削減等が行われてきました。そのときも他の経費がかかるという形の中で、グレードを高めたいというような話も行われてきました。

そういう趣旨からいけば、今回の老人の有料化にしても、あるいは子供の有料化にしても、どうも矛盾するのではないかと。子供に至っては、わずかな小遣いで、そう利用しないのかもしれませんが、かなり負担が出るということであれば、私は子供についても、このわずかな金額であれば無料化にすべきではなかったのかというふうに納得できないわけです。

そういう意味では、内部的にも当然住民の負担という形の中で、決定だからやむなしということになっているのかと思いますが、町長は今までのみずからの発言をもとに、どうも矛盾するのではないかなと思いますし、無料化にすべきではないかと思いますが、この点は矛盾しないのかお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、ただいま助役からもお話し上げました。

私、常に申し上げておりますように、現在の財政運営の中におきまして行財政改革を推進していくと、そして町の継続的な予算編成が可能な対応を図っていくためには、それぞれの大きな行財政改革を推進していかなければいけないと申し上げていると同時に、住民の皆様方には受益者負担の原則で応分の御負担をいただく。従前のように行政サービスは無料であるということにつきましては、決して無料ではないのだと。1万3,000の町民が平等に利用するのであれば、これはある程度公費をもって全額負担するということもある程度理解はできる。

しかし、一部の町民の方々が利用する部分につきましては、利用しない人と利用する人、平等の観点から考えるならば、利用する方々がわずかな金額であっても応分の御負担をいただくと。わずかな金額だからこれは必要ないのだということではなくて、住民の皆様方も財政運営の中で厳しい状況にある中で、応分の負担をして利用しているのだという認識を持っていただくということも含めながら、今後も受益者負担の原則を応分の御負担をいただくということを原則にしながら対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 36ページ、10款教育費について、37ページの児童登校ハイヤー借り上げについてお聞きしたいと思います。

これは何名の児童が使用するのか、また、この児童は新たに転校してきたのか、それとも今までスクールバスを使用していなかったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） 14番長谷川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本来でありましたら毎年のことなのですが、実は冬期間、草分の一部の方にバスが回らない状態がございまして。そういうことで、昨年までもそうでありましたが、タクシーを借り上げて運行いたしておりました。

今年度もそういうようなことで当初予算に見込んでおりましたが、10月1日からバスがそこには行かないということになりましたので、そのときの想定では行き分がタクシーで送迎すると、帰りの分についてはバスが回っていたのですが、そういう問題。

もう1点は、10月24日以降、冬期間に入ることによって25日からの予算を組んでおりましたが、それが変わったということで今補正をさせてい

ただこうしているところであります。

まず、人数であります。草分地区の沼崎方面であります。14名の方を送迎するように考えているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 4名で1台ですが、そして何台のタクシーを使うのですか。10月1日から20何日までの間の補正組んでいるということですね。それで110万円なのでしょうか。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） 長谷川議員の御質問にお答えをさせていただきますが、今、言葉が聞きづらかったかもしれませんが、14名で4台のタクシーで送迎する予定としています。

それともう一度説明をさせていただきますが、冬期間、いわゆる10月1日から変更になりますので、10月1日から行きも帰りもそこにはバスが通らないということで、その送迎をタクシーで対応したいということであります。

議長（中川一男君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） そうなりますと、やはりバス運行路線が変わったことで、その弊害が出たということですね。帰りは乗ってこれたということなんですけれども、来るときは来ないからということになったのですね、14名が。そうでしたら、バス路線が変更になったということでその弊害が出たということ。そのことは総務課としては考えられていなかったのですかね。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（中澤良隆君） バス運行の改善については、古来についての事象のどこについては内部では検討していました。こういう事象が起きるなということも想定をしていたところであります。ただし、そういうことよりも全体の改革をすることによって、ある程度の行政改革が遂行されるのだなというふうに考えていたところでありますし、今言いましたように、半年間多くなったというようなことで御理解をいただいております。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先ほど、同僚議員が運動指導業務の関係で質問をされました件、一応ちょっと確認をしたいのですけれども、今、町広報で水中運動指導員の養成セミナーということで募集しております。それで自己負担が1万4,000円と、町から1万1,000円を補助して2万5,000円で養成をするということになっているのですけれども、本来はこれらの関係が今委託業務ということで契約をする。しかし、町民の中からこういう有資格

者が出れば、そういうことで今後も考えていくという答弁でございましたけれども、資格認定期間が2年有効ということで、アクアインストラクターコースを修得すれば、この資格があるということによろしいのでしょうかということで、まず1点確認をいたしたいと思います。

それから、もう1点はバス料金の関係なのです。

混乗方式で有料化になる部分もある面で、今の町長の言うように公平性を期するということと、ある面で受益者負担ということでは理解ができるのですけれども、たまたま高齢者で無料のところ、それから障害者が減免のところ、それから有料のところ、さまざまあるのです。上富良野町のいろいろな利用施設の関係で、バランスが完全に崩れてしまっているのです。

それで、問題は今、町で行財政改革推進町民会議が行われて、そこでまたいろいろ出てくるだろうと思いますけれども、問題は一般企業ならこれはすぐ公平性ということで、有料化で歳入を上げるという努力はするのです。これが自治体の遅いところかなという気がするのです。ですから、これらの公平性を期するためには、いつの段階で条例改正、規則改正等もやるのかという点を明確にお答えをいただきたいと思うのです。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村議員の御質問でございます。

運動指導業務の専門職といいますが、この部分について指導員を養成するセミナーの御質問でございますが、運動指導にはいろいろな、先ほど御質問がありましたアクアフィットインストラクターだとか、あるいは水中運動指導士、健康運動の実践指導士とかという、いろいろなこういう課程を踏んだ部分の指導者があるのですけれども、当面今、町はプールを抱えてございますので、アクアフィットインストラクターという部分の指導員を養成をしていきたいというようなことで考えてございます。そんなようなことで対応させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の使用料の関係の公平性の問題でございますけれども、中村議員御指摘のとおり、公共施設の中でアンバランスでございます。そういう面につきましては、今、新しい行革の中でも使用料の見直しという点で問題を提起させていただいておりますので、その辺、御趣旨に沿った中で公平になるような形で今後進めていきたいなというふうに思っております。時期いつまでということは今ここでは明言できませんけれども、重点の課

題として取り上げてございますので、その点、今後検討進めていくということで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 運動指導員の関係なのですけれども、アクアとインストラクターの二つのコースで終了して資格を得た人が、そういうことで指導員として仕事ができるのかどうかという。さっきの話は、できるだけそういうものを民間から委託をして、その指導の中で十分ノウハウを聞きながらそして養成をしていってということで、ゆくゆくは将来自賄いでいきたいという考え方が出されたから、2年半であればしょうがないなという我々の気持ちとしてはわかるのですけれども、そういうことで、この資格を取ればそういうことができるのかどうかということ、こういう資格が取れますだけではなくて、こういう仕事もできるのかということをお尋ねしたいのと、それからもう1点、今、助役の説明であれば、時期は明言できないと言えけれども、やはり負担を強いられている方からすれば、何であっちがということは必ず町民感情出てくるのですよ。であれば、12月は議会では間に合わないけれども、3月ぐらいの段階で条例・規則の改正等も含めてやるというようなことを、歳入をふやさなければならぬ、公平性を統一するということになれば、当然、それらは早急に取り組む姿勢があってほしいと思いますので、その点もう一度。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

水中運動指導士の関係につきましては、ここで委託をするということになりますと、ひとつ経営のノウハウというか、指導のノウハウを持った会社ということで委託を考えてございます。

今、応募しているのは、免許取得という点でその資格が得れるよと、指導体制ができるよというような形になると思いますけれども、もう一つは、この委託会社のような運営面で、広く町民の皆さんの健康づくりという点で、十分機能していけるかどうかという点は、免許取っただけではなかなか難しいと思いますので、この委託期間の中でその辺のノウハウを、当然町の課の方でもそういう体制がとれるような中で、そうした免許を取った方を生かしながら運営をしていくということが次の段階かなというふうに思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいなと思います。

それと、料金の公平性の関係につきましては、早急な形の中で取り組みをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思いま

す。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他にございません。

それでは、これをもって質疑討論を終了いたします。

本件は、起立採決により決めます。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点は、平成15年度退職者医療に係る療養給付費交付金返還額が確定しましたことから、所要の補正をするものであります。

2点目は、平成15年度一般医療費に係る療養給付費負担金返還額が確定したことから、所要の補正をするものでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成16年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成16年9月15日提出。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳出。

款の補正額のみを申し上げます。

9款諸支出金、補正額409万7,000円。

10款予備費、409万7,000円の減。

歳出合計といたしまして、差し引きゼロでございます。

ます。

次、2ページの歳入歳出予算補正事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議を賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第3号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第3号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、深山峠の雑用水施設の送水ポンプ2台による交互運転をしておりますが、このうちの1台が故障により、深山峠コミュニティ広場の公衆トイレ、トリックアート美術館、地ビール館などへの安定した供給ができない状況にあるため、緊急に西部地区簡易水道から給水を行う予定をしておりますが、現在、一部、深山峠地区において水圧低下が生じているため、これらを合わせて解決を図る必要から、配水管布設工事費用としまして450万円を計上させていただくものでございます。

2点目としまして、事業に伴いましたの地方債450万円の増額でございます。

3点目としまして、平成15年度分の消費税額の

確定に伴う補正額28万5,000円でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第3号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成16年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,892万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

6款町債450万円でございます。

2、歳出。

1款衛生費、同じく450万円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、簡易水道事業の限度額は450万円増の1億2,710万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から8ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

9ページをお開き願いたいと思います。

西部地区簡易水道事業(1)里仁地区。

地方債の当該年度末現在高、見込額450万円増の2億3,009万9,000円でございます。

簡易水道事業債、地方債の当該年度末現在高見込額の合計としまして、450万円増の7億6,808万4,000円でございます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑討論を

終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

議長(中川一男君) 日程第12 議案第4号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第4号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、下水道事業受益者分担金並びに負担金の前納者増によります補正額、分担金272万円、負担金320万円の計上でございます。

2点目としまして、繰入金につきましては、自己財源充当により324万4,000円の減額でございます。

3点目としまして、諸収入の5万円であります。内容としまして、排水設備改修工事の折、指定店から工事申請届がなかったことによる過料でございます。

4点目としまして、公設柵の増による建設事業費に伴いましての町債80万円の計上でございます。

歳出の1点目としまして、歳入のところで申し上げました受益者分担金並びに負担金の前納者増による前納報奨金126万円の計上でございます。

2点目としまして、平成15年度分の消費税額の確定に伴う補正額141万6,000円でございます。

3点目としまして、公設柵増によります建設事業費85万円の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ4億578万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正。

款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金592万円。

4款繰入金324万4,000円の減でございます。

6款諸収入5万円。

7款町債80万円。

歳入の合計といたしまして352万6,000円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費352万6,000円でございます。

次の3ページをお開き願いたいと思います。

第2表地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、公共下水道一般分の限度額は80万円増の2,170万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から11ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

12ページをお開き願いたいと思います。

下水道事業債の地方債の当該年度末現在高見込額は80万円増の34億3,652万6,000円でございます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって、質疑討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第5号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第5号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨につきまして御説明をいたします。

第1点目といたしまして、医師住宅の改修工事費用の計上であります。

当住宅は昭和54年に建築し、24年を経過している建物であります。今回、土台部分の腐食により、土台部分と床組みの補修、寒冷地対応としまして開口部分を保湿機密性の高い断熱サッシ、暖房設備の整備を行い、居住性の改善を図るものでございます。

なお、これらにかかわる財源は、一般会計からの出資金をお願いするものでございます。

2点目は、町内1名の方から5万円の御寄附をいただきましたことから、御寄附の趣旨に沿って什器備品の購入をさせていただきたく、所要の予算を計上するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第5号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成16年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入1,004万6,000円。予算の合計額9,149万3,000円でございます。

第1項出資金999万6,000円。

第3項寄附金5万円。

支出。

第1款資本的支出1,004万6,000円。

予算合計額9,149万3,000円でございます。

第2項建設改良費1,004万6,000円でございます。

次の1ページから4ページに記載しております実施計画、また、補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださるようお願いいたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

先ほどの9番米沢義英君の質問に、事務長、答弁願います。

病院事務長、答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

今回の医師住宅の改修工事の概要でございます。

まず1点目は、土台・床組み木工事、サッシ建具工事、断熱材工事で660万円。

2点目としまして、内装工事、外回り、屋根の塗装工事等で180万円。

3点としまして、暖房設備、給排水等工で160万円となっておりますでございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回、これ元院長が退職された後かというふうに思いますが、当初聞きましたら院長の要望で、観葉植物等が置けるといふようなそういう施設をつくってほしいということで、そういう植物の発する熱や、あるいは水分等、そういう部分の影響が結露という形になって、その部分が特にひどいという話を聞いておりますが、今後、こういう特権的な、いわゆる待遇というのはやめるべきだと思いますし、あわせてお伺いしたいのは、今後、医師住宅等については改修等の計画はあるのか、あわせて示していただきたいというふうに思います。

見積もりでは、660万円土台とサッシということになっておりますが、これは入札か何かになるとは思いますが、見積もりは厳格に行われているとは思いますが、安い単価でできるような工夫、丈夫でなおかつ創意工夫も必要だと思いますが、この点は十分検討されたのかお伺いいたします。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

病院事務長（垣脇和幸君） 米沢議員の御質問にお答えします。

まず1点目の今後の医師住宅の改修についての御質問でございますけれども、今、補正をお願いしています医師住宅と同じ時期にもう2棟建ててでございます。これらのものにつきまして先ほど申しましたとおり、築24年を迎えておりますので、それなりの外周だとか屋根だとかそういった部分の改修は当然にして行っていくことで考えてございます。

2点目の見積もりの件でございますけれども、これは担当所管の方で適正な歩がかり単価をもって積算をしたもので、計上をいたしておるところござ

います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり決しました。

日程第14 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 日程第14 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告があるので、順次、発言を許します。

初めに、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました1項目についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、給食センターの運営について。

施設の維持管理と人事管理についてお伺いをいたします。

とある新聞によれば、聖域の衛生管理に不安があるとのことですが、これらは問題がないのかという点であります。

1点目は、給食提供施設の生命である厨房が、調理施設、衛生管理マニュアル指針どおりの集団給食施設としての機能が整っておらず、食中毒予防対策が強化されていないと、その筋から指摘を受け経過されているようですが、どのようになっているのか承知いたしたいと思えます。

2点目は、当該施設の人事管理についてですが、平素から職員との対話、職員としての自覚、指導、連絡調整会議などを開き、意思疎通を図っているのか、運営委員会などではどんな会議をしているのか、会議そのものが存在しているのか、何を目的に協議されてきたのか理解に悩むものであります。

3点目は、自分たちの働く場所を考えて行動するのが通常であって、外に向かって嘆いているとすれば、そこで働く職員の資質を問うのが管理職としての責任ではないでしょうか。現況では、手洗い、換気、調理台が傷んで、二次汚染を防ぐためにもどうにかしてほしいと、従業員が切実な訴えをしているとあるが、事実とすれば管理職は何を考えているのか、これまた理解に悩むものであります。

4点目は、次代を担う子供たちの「食」を提供するのであれば、目的にある健全な体力づくり、食の

改善にいささかも予断は許されず、早急に必要な予算措置をされることを期待するものであります。教育長の見解を求めます。

以上です。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番小野議員の給食センターの運営に関する御質問にお答えいたしたいと思えますけれども、実は先日、議員の方に私の答弁書を配付させていただきました。

内容を、もうちょっとわかりやすく御理解いただきたいということで、配付した答弁内容と要旨はほとんど同じでございますけれども、違いますので御了承いただきたいと思えます。

給食センターの運営に関しましては、給食センター職員一同、衛生管理に十分配慮し、安全な学校給食の提供に努めてきているところであります。

御承知のように、給食センターは昭和54年に建設され、築25年を経過している老朽化の進んだ施設となり、施設の適正管理のためにも毎年計画的に必要度の高いところの修繕を進めてきているところでございます。昨年8月に、大量調理施設衛生管理マニュアルが改正され、このマニュアルに基づき、6月17日に保健所より改正後、初めての検査が行われたところでございます。

今までも毎年保健所検査があり、そのたびに幾つかの指導や指摘を受けてきたわけではありますが、今年は特に改正後ということもあり、例年と検査の観点が変わったことと検査項目もふえたことから、全体で70項目についての検査を受けたところでございます。

検査の結果は、70項目中13項目について御指摘を受けたところであります。この13項目の対応についてであります。そのうちすぐ改善を図った項目については6項目、施設の改修時に対応を図らなければならないような将来的な課題は2項目、そして今議会に補正を提案させていただいております項目が5項目という内容となっております。

次に、2点目の人事管理についてであります。教育委員会におきましては毎月1回、組織の円滑な推進を図るため、職員との意思疎通を図るため、事務局内の打ち合わせ会議を行い、それぞれの部門における行政課題等についての話し合いを行ってきております。

また、給食センターの運営に関しましても、センターの責任者を中心に、朝礼時に問題や課題等があれば意見を出し合い、厨房での作業の効率性を高めることや改善に取り組むこととともに、職員一丸となって、美しく、そして安全で、安心のできる給食の提供を目指してきております。

3点目の管理職の職責の問題を指摘されましたが、管理職は当然その職務の責任の重大性を常に心がけ、職員の管理監督、そして業務上の職員の悩みや考え方を把握し、その職務に全力を尽くし、円滑な業務推進のため、最大限の職務の責任を果たさなければならない重要な職務の一つであると考えております。今後においても、管理職としての自覚と意識改革を図るとともに、さらに職員との意思疎通を十分図り、活性化された職場づくりに励んでまいりたいと考えております。

また、御指摘のあります、給食センターで働く従業員が施設の不備について外部に不平不満や批判をしているのは、管理職と従業員のモラルに問題があるのではとのことでありますが、給食センターで働く従業員が、より安全で衛生的な施設の改善についての課題を真剣に論議されたことが大きな誤解を受けたことを非常に遺憾に思っております。

給食センターの施設は、冒頭でも申し上げましたが、施設も老朽化し、運営上種々の課題を抱えているのも事実でありますので、次代を担う児童・生徒に安全でおいしい給食を提供するためには、施設の改善は不可欠でありますので、早急に改善を図られるよう今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後の4点目の「食」の大切さに関する御質問であります。小野議員の御意見にもありますように、今、食生活を取り巻く環境は大きく変化しておりますし、現在、児童・生徒の食育指導の充実を図るよう、国においても食育基本法の制定が検討されております。

児童・生徒の栄養バランスに配慮した給食の提供、規則正しい食生活習慣づくりを目標に、給食は学校生活において最も重要な事業であると考えており、ハード面においては、今回、保健所から指摘いただいた事項については早急に改善を図るとともに、時間の必要な部分については先ほど申し上げましたとおり、計画的に早期に改善が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、地元の農畜産物である米・ジャガイモやニンジンなどの野菜類、そして肉なども積極的に取り入れ、おいしく栄養価が高く、安全・安心な魅力のある給食の提供を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今、教育長からいろいろな御答弁がありましたけれども、まずマニュアルをおつくりになって、そうして施設を改善していつているのだと、このように今おっしゃいましたが、この施

設の中で、例えば働いている方々が何を考えてこういような表現をしておるのか。私たちにはぼんと出てくるものですから、全くわからなかった。そういうことから、ある方は何と言っているかといったら、マニュアルの改正はなされているのだと、けれどもも全く、センターは依然として従来どおりやらないのだと、こういう言い方をされているということが報じられたわけなのです。

それであるならば、私たちはぼんと見たときに、町民は何なのだと、こういうことがあっていいのかということが一つの課題になったわけなのです。そう言っておるところに、例えば自分たちの働く場所ですよ。この人たちは、自分たちは自分たち守らなければならない、どんなことがあっても、外に向けて物をしゃべることは絶対に相ならぬということが原則でないかと思うのですよ。それにもかかわらず、何でもマスコミに物をしゃべればいいというものではないのです。しゃべったことによって、皆さんがいろいろと今御心配されているわけだ。まず学校へ行っているお子さんのおる家庭では、かびが生えて、そんなところで物つくっているのかいと、これはどういうことなのですかと、こういうことが今語られておるといことは御承知だと思います。

それでまずこの問題に、今、教育長は朝礼にも職員に対していろいろな配慮をされておると言うのですが、ここにおる、早く言えば課長さんが、毎日皆さんとどうい話をしておったのか、課長さんは本当に言っておったのか、全く言っていないのではないかと、私たち思うのですよね、こういうことになれば。もう少し課長さんたちが、働いている人たちといろいろなお話を聞き合いてやっておれば、こういうことは報道されないで終わったのではないかなということなのですよ。

ですから、私は何もどうだということではなくて、やっぱり職員はもう少しきちっと自分の行動を守ってもらいたい、そして堅実な、給食というのは大変なところなのですよ、これは、普通の場合と違う。これは物を扱っているのだ、つくっているところなのです。もしここで集団中毒でも出たときに、だれが責任取るのかということなのですよ。ですから、こういうことをよく今後お考えになって御指導していただけるものかと、私はそういうことをお聞きしたかった。いろいろなことを書いてあります。いろいろと書いて、本当にこのとおり、何でこういことを言ったのかなということを書いてありますよ、とんでもない。これが職員がこういことを言っているのだから、本当に情けない職員さんだなど私は思います。これについては、教育長、今後の職員の改革に努めていただきたいなと思ます

が、その点についてもう一度、御答弁を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番小野議員の、今、私の答弁したことに尽きるのですけれども、その中でも特に衛生に関すること、子供の生命に関することから、私もこれについては質問を受けたことを厳格に受けとめて、ただきれいごとで答弁するのではなくて、本当に真摯にこの問題について真剣に取り組まなければならないと考えております。

ただ、今回、非常に答弁でも申し上げましたけれども誤解がありまして、マスコミがおもしろくおかしく書いているのではなくて、働く人たちがより安全で衛生的で効率的な施設になってほしいということの願いを、たまたま従業員が話し合いの中で出たと。その話し合いというのは、今の地場産品を使うというようなことで、毎月ではありませんけれども、年何回が生産者と給食センターの人たちとの話し合いを行っております。その中で、施設の中身の問題、それから子供たちが要求する問題、いろいろな課題を出し合った中で、施設もこうだったらいいよねという話の課題は、こういうふうに取り上げられた中ということで、そこに働く従業員の思いが十分に伝わらなかったなということで非常に残念に思っておりますけれども、ただ、そこに働く従業員については、正職員だから臨時職員だからということではなくて、本当に真剣に取り組んでいただいているということで御理解いただきたいと思っておりますし、今、小野議員から再三言われておりますが、食の安全、それからおいしい給食ということ、それから職員の管理者能力の問題、それから職員が丸となって仕事に取り組むための姿勢、私は十分そのこの意を含めて受けとめましたので、今後、質問に十分こたえるように、職員丸となってさらなる努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今、教育長の答弁はお受けいたしました。

私は、通告いたしていませんけれども、町長、これは全面的な問題であります。人事をされたのが、町長が教育委員会に人事をし、そうして執行させておられるわけなのですから、職場におられる方たちがこういうようなことをマスコミに報道するようなことを、今後は取り締まるというわけにはいきませんが、指導力を発揮していただきたい。そのために、今後のこのことに、すべて全面的な問題ですけれども、町長はどのように今回のマスコミの報道、その

他の問題についてお考えになっているか、それはお聞きできないのでしょうか。通告していませんので。

議長（中川一男君） 町長、特別答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員に、急に御質問を受けたわけでありましてけれども、今、教育長からお答えさせていただきましたように、私自身も施設として老朽化してきている施設については十分認識いたしておりますし、それらに対応する常日ごろの維持管理というものが、職員の努力が重要であるというふうに思っております。

保健所の検査等々で指導を受けるということにつきましては、それぞれにその対応を図っていくように、教育長がお答えしたように、教育委員会としてもその善処をしていると。

今回の一般会計の3号議案でも補正予算を組ませていただきましたが、それらの指導に対する対処をしているということでありまして、今回の新聞報道等々の件について議員が懸念されておりますように、私自身もあの報道を見たときに心配したわけでありまして、確認をいたしましたところ、教育長がただいまお答えいたしましたように、職員がより理想的な給食センターのあるべき姿というようなことで、討議をしているその部分の中から出てきた御意見だというような部分も承知いたしておるところでありまして、そういうようなことからするならば、今後も職員として、老朽化している施設だからより一層維持管理に心を燃やし、安全で安心できる給食の提供に努めるように、教育委員会を中心とした中で職員の鋭意努力を促していきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、2項目、5点について質問をいたします。

まず1項目め、三位一体改革について。

現在、地方財政は長引く景気の低迷の影響から、地方税収など落ち込む一方であり、地域経済の再生や少子高齢化の進展に伴う多くの財政需要を抱えるなど、未曾有の財政危機に直面しているわけでありまして。将来にわたって、地方自治の本旨を維持することが可能な財政構造を進め、歳入歳出全般にわたる構造改革に取り組む必要があるためであります。

政府は、「地方が決定すべきことは地方みずからが決定する」地方自治本来の姿を実現するため、構造改革の一つとして「三位一体の改革」を推進しております。町は、このような国が進める改革についてどのように対応していくのか、次の項目について

伺います。

1. 国庫補助負担金について。国は平成16年度から18年度までについて、国庫補助負担金をおおむね4兆円程度廃止するようでありますが、町としてどのように受けとめているのかお伺いをいたします。

2 点目は、地方交付税制度について、地方の自立を図るため、町財政における地方交付税への依存度についての考え方についてお伺いをいたします。

3 点目、税源移譲を含む税源配分の見直しについて、基幹税の充実を基本に、国から地方へ税源の移譲がなされようとしております。廃止される国庫補助負担金の中で、地方が引き続き実施する必要がある事業についてどのように進めるのか、町長の見解を求めます。

4 点目、町行財政改革推進町民会議の進行状況について、現時点における町行財政改革推進町民会議の状況及び意見について伺いたいと存じます。

2 項目め、ベベルイ川の環境整備についてお尋ねをいたします。

北海道土木現業所が所管している清流ベベルイ川は、広大な富良野の原野に潤いをもたらす水源として、地域に貢献している川であります。また、富良野岳のふもとよりわき出す良質の水により、魚の住む川としても釣り人に親しまれております。私たち地元で母なる川として生活している者として、北海道の毎年の予算執行で魚の上る川として魚道の設置をいただいていることは、町の努力があつてのことと感謝にたえません。

この魚の住む川、魚の釣れる川も、最近、観光会社の計画性のないツアー客の誘致により、旅の釣り人を大型観光バスでベベルイ川河川敷に運び、事前に放流した魚を釣りざおで釣らせ釣り体験をいたしております。ここまでは魚道のある川を活用いただき、本当にありがたいことではありますが、環境整備がなされていない実情があります。昨年の観光シーズンにも町の担当者に、関係機関である土木現業所、釣りを企画し観光客を連れて来られているイベント会社に対し、トイレの設置について地元の声として要請申し上げたところでありました。

今年も観光シーズンを迎え、釣り客でにぎわうベベルイ川、無トイレ場所で草むらで用を足すといったことで、近隣の農地を管理する農家は大変迷惑を被っています。町は、このような状況にどう対応されるのか、考えを伺いたいと存じます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3 番岩崎議員の2 項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初の三位一体改革に関する4 点についてで

ありますが、総論的には質問の内容にもありますように、地方がみずからの支出をみずからの権限や責任で財源で賄う割合をふやしていくとの目的で進められているこの三位一体改革は、これからの時代に必要なことであると認識はいたしておるところであります。

しかしながら、本年度の結果を踏まえた感想としては、国庫補助負担金の削減を先行し、一方で地方交付税の総額抑制等がなされる中で、暫定的な税源移譲とともに制度的に地方に十分な裁量権が与えられない仕組みでは、満足できるものではないと申し上げておかなければならないと思います。

さて、1 点目の、18 年度までに4 兆円規模での補助金等が廃止されることをどのように受けとめているかとの御質問であります。あくまでも地方の権限と責任に応じた本格的な税源等の移譲を前提に進められるべきものであると、私は考えておるところであります。

次に、2 点目の地方財政における地方交付税の依存度の考え方はとの御質問についてであります。まず、現行制度上の地方交付税は、地方公共団体への財源力格差の是正と、一定の行政水準の維持を確保することからも、地方行政の運営には欠くことのできない固有の財源であり、今後も地方財政運営に支障を来さないものであるべきものと考えております。

次に、3 点目の国庫負担金の廃止等がなされる中で、引き続き実施しなければならない事業についてどのように進めるのかとの御質問であります。議員も御承知のとおり、国は三位一体改革の具体的な全般像を地方に示していない段階でありますことから、町といたしましても具体的にどう進めるかを申し上げることができ得ませんが、少なくとも今の状況がどのように変化し、そのことが将来像にどう影響していくのかということを十分注意深く見きわめることが重要であると考えております。

次に、4 点目の行財政改革推進町民会議についてであります。さきの議員協議会、今定例議会の行政報告でも報告させていただき、本年4 月1 日付で公募による委員12 名を含め、25 名の委員を委嘱し設置したところでありました。

当会議は、行財政改革実施計画の策定及び修正について、また、同計画に基づく推進状況の把握と改革課題について調査研究し、必要な意見を御提言いただく町民代表の機関として設置したものであり、7 月1 日の設置以来今日まで、9 月末までに策定を予定している行政改革実施計画について御議論をいただいております。

具体的には、行政内部でまとめた行財政改革実施

計画素案を協議のたたき台として、4回の会議開催を経て、同素案に対する提言をまとめていただきました。町といたしましては、この提言を踏まえ、計画素案を修正し、行財政改革実施計画案として町民に意見を募集いたしましたところであり、寄せられた意見に対する町の考え方などについても、近く町民会議に諮ってまいりたいと考えております。

なお、町民会議の会議録やさきの提言書などは、情報提供コーナー、行政ホームページにおいて広く町民へ公開しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、ベベルイ川的环境整備についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、私もベベルイ川は真水が流れ、そこに魚が住み、流域の人々の暮らしに大きな恵みを与えている母なる川であると認識しております。河川の恵みに対する感謝の気持ちは、議員と同じであると感じております。この魚が住める魅力ある川に多数の人が来ることは、昔は想像もできませんでしたが、今の時代は美しい景観をなす田畑や山林など場所を問わず、観光客や釣り、山菜取りなどの人々が詰めかけた上に、行動がエスカレートし周辺に迷惑をかけた、ケースによっては土地所有者との間で大きなトラブルとなり、拳げ句の果てに土地所有者が自己防衛策として、私有地への立ち入り制限をかけるなどのお話を聞くこともあります。ベベルイ川へ来る釣り愛好者も同様のケースではないかと思いますが、周辺に迷惑をかける行為は、まことに遺憾であります。

この問題の解決策として、トイレの設置も一つの方法かと思いますが、どこにだれが設置するのか、また、維持管理面をどのようにするかなど、現実の問題としてとらえれば、トイレ設置もなかなか容易なものではないと考えております。

さらに、長距離にわたる河川沿いの釣り行動に、一定の制限を加えることなどを考えれば切りもありませんが、いずれも基本は釣り愛好者などのモラルの上に成り立つ議論でありますことから、土地所有者の自衛の手段をとることも一つでありましょうが、また、河川管理者の北海道や地元の町とも連携し、河川的环境保全、あるいは周辺に迷惑をかけないなど、マナーの啓発目的の看板の設置をする方向で検討しなければならないと認識いたしている次第であります。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 三位一体改革の1点目の質問に対するお答えをいただきましたけれども、国庫補助負担金についてであります。町長はあくまで

も地方の権限と責任においた税源等の移譲を前提に進めるべきものとの答弁であります。現在、国民生活に密接に関連する行政のほとんどは地方公共団体が実施いたしております。地方と国における歳出規模と税収には、大きな差があるわけであり。歳出では、地方が2であれば国が3、逆に税収を見ますと、地方は2の場合は国が3といったぐあい、仕事の量に見合った税源が配分されていないということでもあります。このような中、地方の権限とバランスのとれた税源移譲を進められるべきではなく、どのように国に対して町は求めていくか、そのあたりについてお伺いをいたします。

再質問の三位一体のところ、2点目、3点目についてでありますけれども、地方交付税の依存度は、今後、税の減収が予想される状況下にあるわけであり。このような中、引き続き実施しなければならない事業、例えば少子化に対する支援策であるとか、高齢化に順応した福祉対策、また、マスコミで話題になっております富良野協会病院、地域センター病院の、これはどの辺まで進んでいるかわかりませんが、改修費用に対する負担金といえますか、分担金の問題、それから未整備の町道の改修工事、これもぜひやっていかなければならない事業であると思います。上富良野駅前の再開発事業の具体化等、歳入歳出の均衡を図りながら進めなければならない事業が多々あると考えられます。町の行っていかなければならない事業に対する優先順位を執行者はどのように考えておられるのか、再度お伺いをいたします。

次に、4点目の上富良野町の行財政改革推進町民会議についてであります。

町民会議、委員さんの名簿は手元でございますけれども、拝見いたしまして、本当に町の事柄に対し強く関心を持ち、町政に精通した方々であると、行財政改革に期待をいたしているところでございます。

さて、この町民会議メンバーによる改革案が示されているようでございますけれども、新しい発想や問題点を議論されていくと思いますけれども、これからの開催予定と、開催するのはその必要に応じてやっていくのか、そのほか定期的に行っていくのか、またまたずっと継続するのか閉じるのかといった今後のあり方についてお伺いをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

三位一体改革、基本的に私は賛成すると申し上げますのは、今まで町村会でも申し上げておりますように、私自身も言うならば国の、言葉は悪うござい

ますけれども、ひもつきの補助金をもらうよりも、財源の確保ができる税源移譲をしていただくということが最も大切であると。ですから、三位一体改革そのものについては、4兆円の補助金・負担金の削減等につきましては、それに見合う税源移譲を確保することによって、私はこの三位一体改革というものの必要性を認識いたしております。

ただ、地方交付税につきましては、これは基本的に財源の保障機能と財源の調整機能を二つ持っているわけでありまして。この財政の調整機能と財源の保障機能、これは何としても国として責任を持って果たしていただく。そういう観点からするならば、地方交付税というものの必要性は、今後も町として要望をしていかなければならないし、町村会としてもその要望を引き続き続けているところでございます。そういう意味合いから、三位一体の改革につきましては、私は税源移譲を前提とした中で、削減相当の税源移譲を基本とした中で推進されることについては、私自身も賛意を持っているということで御理解をいただきたいと思っております。

ただ、今後は、今、行財政改革を進めておりますように、議員にも皆さん方に御呈示申し上げました。平成20年までには、約60億円前後の一般会計の規模に落とさざるを得ないと。歳入に見合った歳出構造、我が町の80億円現在の歳出構造を60億円の歳入に見合った歳出構造にするためには、今、財政改革推進町民会議でも御審議いただいておりますように、これから24億円の削減を図っていかなければならないと。

そういう中にありまして、今後の事業の対応につきましては、議員も御質問にありましたように、十二分に事業精査をしながら優先順位を見きわめ、重要性のあるものにのみ着手していかなければならない。現在の第四次総合計画の事業計画のある面では見直しを進めながら、これから平成20年に向かったの財政計画を今、樹立しながら取り進めているということでございますので、そういったことが行財政改革の中で取り込んでいかなければ、今後の町の財政運営は対応でき得ないという前提で取り進めさせていただいておるということを御理解いただきたいと存じます。

また、そのために、次の行財政改革推進町民会議の皆様方の御意見というものは十二分に認識をしながら、その御提言に対しまして、私といたしましては最大限の対応を図りながら改革を進めていきたいと。

さきにも行政報告で申し上げましたように、今後も進捗等々も、ある面では監視していただく組織として今後も継続して進めていきたいと。現在の委員

の皆さん方の任期は3カ年間ということでありまして、現在、委員会はこれまでは週に1度程度のペースで会議を開催していただいて、行財政改革の実施計画の案をつくり上げていただきました。

行政報告でも申し上げましたように、9月中にこの行政改革実施計画なるものをつくり上げて、そして平成17年度予算に反映していけるような対応を進めていきたいというふうに取り進めているところでございまして、今後も現委員の皆さん方には3年間、その都度、改革事項等々のある事前におきまして会議を招集し、町民会議の皆さん方の御意見を集約していきたいというふうにおもっておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ただいま町長の答弁の中に、歳出面ではゆくゆく60億円ぐらいの予算の中でやらなければならないというようなことでございますけれども、新しいこともやらないと、町としての機能が麻痺状態になってしまうというようなことを考えます。

今年の11月には、上富良野町の将来をゆだねる町長選挙がございまして。執行者のより発展的発想と、実行性が求められてまいるのでございまして。行財政改革実施に当たりまして、より住民に身近なところで、政策決定、税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治、行政を行うことを可能とする改革でなければなりません。

再度、町長の見解を求めます。

それから、ベベルイ川の環境整備についてでございますけれども、この場所は……。

議長（中川一男君） 再質問でしておりませんので、それは認められません。ベベルイ川。再質問で了解したと、再質問のときにしなかったということは、第1回目の答弁で了解したと認めております。それで、その点は再々ではできません。

暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時02分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、引き続き会議を続行いたします。

3番岩崎議員の再々質問に対し、答弁をお願いします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問に対してお答えさせていただきます。

議長が御発言のとおり、私自身も今後の町財政運

営というものが、というよりも地方自治体における国の地方財政の方向性が確たるものを示していただけないという現状の中で、私ども地方は、今後の先を見越した財政運営を図っていくということが非常に厳しいと、予測不可能であると。その中で、今現在、町といたしましては、現状のままでこのまま推移していくならば、歳入は60億円台になるであろうということを予測した中で、今、それに対する歳入に見合った歳出構造につくり上げていこうということで行財政改革を進めているわけではありますが、そのことによりまして、現在の一般会計80億円台の歳出構造から60億円台の歳出構造にしていくためには、当然にして経常経費なるものの大幅な削減も図っていかねばいけないうらうし、投資財源なるものにつきましても当然にして削減を図らねばならない。そういう中であって、議員の御質問のように町は寂しくなるなど、新たな事業の展開というのは厳しくなるということではありますが、しからば行政は何もしなくていいのかということには相ならない。やはり必要なものについては、必要な財源措置を図りながら対応していく予算編成をしていかなければならないというふうにご考えておるところであります。何としても我が町としては、歳入に見合った歳出構造の町づくりを今後も目指していこうということをご基本に進めていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります5項目、7点について質問させていただきます。

まず1項目めは、補助金交付の基準の算定についてであります。

補助金の交付は各所管でそれぞれで行っているため、基準がばらばらで公平性に欠ける面があるので、統一的な基準をつくってはどうか。町民活動にとっても非常にかかわりの深い補助金交付が、公正・公平・透明になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、各種委員会や審議会への女性登用、クォーター制を取り入れるとのことであったが、その後の進捗状況と新しい審議会も加えてはどうか。

町民の半分は女性です。我が町の政策に、積極的に女性の声を反映させることが必要でないかと考えますが、現在、女性登用、クォーター制は進んでいるのかどうか。また、女性が多数を占める審議会があってもよいのでは。例えば、子育て支援、地域協議会等を加えてはどうかと考えますが、いかがで

しょうか。

3項目めは、町民の対応として、すぐやる課の設置を考えてみてはどうか。

これにつきましては、すぐできるものとできないものがあるとは思いますが、町民が急いでやってほしい事柄を受け付ける「すぐやるコール」を始めてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

4項目めは、公共施設の管理委託について。

1点目は、第三セクターを設立して、公の施設を維持・管理委託していますが、まだまだ委託料が高いとか、ある職場の退職後の指定席などとのうわさがありますが、現況の各委託管理の成果が上がっているのでしょうかお伺いいたします。

2点目は、今、新しい施設もできるが、今後の管理委託の取り組みはどのようにお考えでしょうか。

今までは、第三セクターとか公共団体でしか委託できなかったが、地方自治法の改正に伴って、法人その他の団体であって、町が指定する指定管理者に委託管理や管理運営を任せてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

5項目めは、少子化対策として、育児配慮の働き方を支援する方策を考えてはどうか。

少子化対策の一環として、育児と仕事の両立を後押し支援する体制を整備すれば、少子化対策の一助になると考えるが、例えば在宅勤務の職業の紹介や育児休業後の就職相談、短期間勤務制を導入する企業に奨励金を出して、子育てをしながら働く人を支援する対策を考えてはいかがでしょうか。

町長の前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、補助金の交付基準に関する御質問にお答えさせていただきます。

補助金につきましては、法令上では、公益上必要がある場合において補助することができると規定されております。町におきましても補助施策を講ずる際には、公益性の度合いを十分考慮して、助成対象や内容、また補助率などを定め、その補助金が果たす役割や効果を期待しながら、行政各分野において補助金を交付しているところであります。

議員御指摘のとおり、補助金は住民活動に密接にかかわりを持ってありますので、特に公正と透明性に留意しながら、補助施策を推進する必要があると考えております。

町の指針といたしましては、平成10年11月に

定めました補助金等整理合理化の指針におきましても、公益上の必要性を的確にとらえ、補助金交付基準に反映させていくことを考え方の基本として取り進めてきた経過にあります。現在策定中の行財政改革実施計画の改革項目の一つとして位置づけておりますので、その中でも補助金のあり方と交付基準について検討を加えたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に2点目の、各種委員会、審議会への女性の登用についての御質問にお答えさせていただきます。

附属機関などの委員へ女性を積極的に登用を図ることにつきましては、これまでも議員から御提言をいただいているところであります。町民の皆様が男女の性別に関係なく、それぞれの個性と能力を發揮していただき、町づくりに積極的に参加していただくことにつきましては、議員と意をともにするものであります。

さて、附属機関等におけます委員の任用基準といたしましては、平成13年度に附属機関などの設置及び運営に関する規定を定めまして、女性の積極的な登用について明記し、その努力目標といたしまして、女性委員を委員総数の20%以上としているところであります。現在の女性委員の登用状況につきましては、27の附属機関のうち、常設していない6機関を除く21機関におきまして、委員総数247名中41名の女性に就任をいただき、登用率は16.6%となっております。

これらの機関の中には、法令の規定に基づき、他の職にあるものを充てるなどの役職任用となっているものがありまして、これを除く16機関の委員数156名中では38名の女性に就任をいただき、24.3%の登用率となっております。今後におきましても公募枠の拡大を図るなど、性別にかかわらず意欲を持った適切な方々の任用に努めていきたいと考えております。

また、議員御提言のように、女性が多く占める審議会等が必要とされるならば、この御提言をいただき、議論させていただくべきものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に3点目の、すぐやる課の設置の質問についてお答えさせていただきます。

町では御承知のとおり、組織機構改革を今年4月に行いまして、町民に対するサービスをより機能的かつ効率的に行うため、スタッフ制の強化を図ったところであります。このことから、これまで以上に町民の方々への対応がスムーズに行われているものと考えております。

議員御提言の「すぐやるコール」を始めるまでもなく、各所管におきまして町民の方々からの要望な

どに対しましては、早急な対応を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の公共施設の委託管理についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、株式会社上富良野振興公社への施設管理委託についての御質問であります。さきの6月町議会定例会におきまして、上富良野振興公社の経営状況に関する報告をさせていただいております。保養センター白銀荘、日の出公園オートキャンプ場、町営スキー場、島津公園、日の出公園、上富良野パークゴルフ場の6カ所の委託管理をお願いしており、経営状況での報告のとおり、それぞれ良好な経営・維持管理に努めていただいているところであります。これらの施設におきましては、民間の力をお借りしまして運営管理をしていくことがより効率的であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、今後の管理委託の取り組みの質問についてお答えいたしますが、間もなくオープンを迎える保健福祉総合センターでは、施設の維持管理、機械保持、運動指導業務を委託しまして、適切な運営を図ってまいります。

また、議員御提言のとおり、昨年、地方自治法が改正されまして指定管理者制度が設けられました。この制度を導入いたしまして、今年4月から西保育所の委託管理を進めたところであります。他の委託しております公共施設につきましても、今後この制度の導入を検討いたしまして、公共施設の管理運営の効率化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に5点目の、少子化対策の一環として、子育てしながら働く人への支援についての御質問にお答えさせていただきます。

今日の少子化は、未婚化や晩婚化に加えて、夫婦の出生率自体の低下も大きな要因として指摘されており、子育てへの経済的・精神的負担や仕事と子育てへの両立の難しさなど、考えていかなければならないさまざまな課題があると認識いたしております。

議員御提言の在宅勤務の職業紹介や育児休業後の就職相談、短期間雇用制度の導入の企業への奨励策につきましても、少子化の流れをとめる一つの考え方であるとは思いますが、今日の情報化社会の中にあつて、ハローワークやアルバイト情報誌、新聞広告などの企業の求人情報により、就職に関して十分知り得る状況になっていることから、御提言の施策については考えていないところであります。

少子化対策については、今般制定されました次世代育成支援対策推進法に基づく支援行動計画の策定が市町村に義務づけられたことにより、当町も間も

なくその計画ができ上がります。その行動計画においては、国が示す当町の推進すべき支援事業ごとの数値目標が設定されますので、同行動計画を重点的かつ着実に推進していく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの補助金基準の算定の件であります。御答弁では6年前に指針ができて、行財政改革実施計画の中にも改革項目に入っているということですが、いまだに実施されていないというのは少し遅すぎないでしょうか。

私、このことについては昨年の9月にも質問させていただいているのでございますけれども、例えば補助金と言いましても、国や道による町への補助金とか、町の補助金とかいろいろあるわけですが、町民の身近な部分からでも統合整理するものですとか、いきなり廃止ができない場合ですと、事業の優先順位をつかまして3年をもってこのような数値にするというような具体的な数値化をすれば、公正とか透明になるのではないかと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの女性登用20%の件でございますけれども、27の附属機関のうち、常設されていない6機関を除いて登用率が16.6%ということでございますけれども、常設していない、都度開催するということになっておりますけれども、この6機関というのはどういう理由でこういうふうになっているのでしょうか。また、常設していない6機関の中に女性が登用されることになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

といいますのは、27機関中6機関というのは22%に当たります。ですから、あとの21機関ということでは78%になりますから、実際には13%ぐらいしかならないと思います。決してこれ進んでおりませんので、私はいつの場合も批判をするのではなくて、プロバインド方式で、こういうところはこうした方がいいのではないのでしょうかということを御提案申し上げているつもりなのですが、町長はいつも門戸を開いて待っておりますとか、言葉はよく言ってくださるのですけれども、実際におきましては、よく調べてみますと余り進んでいないというようなところが見受けられます。

そういうことですので、ここのところどのようにとらえていらっしゃるのか、よろしくお願ひしたいと思います。私は余り進んでないような感じがしております。

それから、3項目めのすぐやる課の設置の件でござ

いますけれども、1日どれぐらい役所には電話がかかっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4項目めの公共施設の委託管理についてでございますけれども、1点目の上富良野の振興公社が7カ所委託管理をしております、それぞれ良好な維持管理がなされていると、こういうことでございまして、6月にも確かに報告をいただきましたけれども、収支につきましては町からの補てんがありました、それから今出ましたけれども、町の公用車も3台ぐらい振興公社で貸し付けをしているようでございますし、なかなか効率的に行われているとおっしゃいますけれども、経営の採算性がとれているのかどうか、町からの補てんなんかもありますので、なかなか見えづらいところがありますし、振興公社から6カ所のところCSTだとか高齢者事業団だとか、それぞれ作業の一部任せている部分が多くあると思うのですけれども、また、これらのところの社長が助役さんですから、助役さんも大変お忙しいことでございますし、なかなか全部を見てまいるということは大変なことだと思いますし、どちらかという丸投げになってしまっているのではないかと思いますけれども、それから結果報告とか、行政の方ではほぼ良好に運営がなされていると、こういうふうなとらえ方をされておりますけれども、そのとらえ方そのものが私はちょっとどうかなど。私の実は後の同僚議員からも、日の出山の整備、これも委託先について行政指導してはどうかというような質問も出ております。

そういうことで、この点につきましては、成果がまあまあ良好に行われていると、こういうふうなことを思っているようにございまして、私もまだまだちょっと甘い考えではないかと思うのですけれども、それにつきましてはいかがでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、5項目めの少子化対策の件でございますけれども、町ではやっぱり育児配慮の支援を考えるべきだと思うのですけれども、ハローワークへ行けば、新聞広告でも十分いろいろと職業もあるのでないかと、そこで情報得たらどうかと、こういうようなことをおっしゃいますけれども、やっぱり仕事と子育てが両立できるよう、今、主婦も働かなければいけない、なかなか経済的に厳しい状況もございまして。

そういうことで、仕事と子育てが両立できるように、次世代の育成支援対策推進法というのは、仕事と子育てが両立できるように、自治体と企業に対して育児休業取得率の目標値を立てるよという、

子育て中の従業員を支援する行動計画をつくりなさいということでありまして、計画だけできましてもやっぱりある程度自治体で、例えば次世代の支援対策推進法というのはそういうことですので、仕事と子育てが両立できるようにそういう計画をつくれということですから、子供が産まれたときの父親に休暇を取りなさいとか、それから情報サービスの提供とかしなさいということなのです。こういうことを言っているの、ハローワークへ行けばあるではないとかそんなことではなくて、情報サービスの提供とかもしなさいよと、各自治体も企業も、そういうふうな支援体制をつくれということですので、行政は何をするのでしょうか。ハローワークへ行っておいで、新聞見て探しなさいとかということではなくて、短時間労働だとかそういう働くことに対して、育児をしながらということに対して、育児休暇やそれから労働時間短縮だとか再就職の推進とか、そういったものを進めるべきではないかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

補助金支給の基準の問題であります。これは行財政改革の中で既に何度も報告させていただいておりますように、大幅な改革をし削減を図ってきております。

今回、平成15年度で終わりました3回目の行財政改革までの間に、約8,000万円の削減を図ってきているということで、既に実績報告をさせていただいておりますので、何も今までしてなかったのではないかという御指摘に対しましては、既に行財政改革の中で補助金・負担金の削減を図ってきているということで、ひとつ御理解を賜りたいし、今後当然にして、今の行財政改革の中の大きな課題の一つであります補助金・負担金等の削減につきましては、今後も適正な対応を図って削減を図っていかねばならないというふうに思っておりますが、これらにつきましては常に事業評価をしながら、その一つ一つの補助金がどのように有効に利用され、地域振興のために、また、公益のために尽くされているのかという事業評価をも含めながら改革の道筋を進めていかなければならないというふうに思っておりますので、今後も手がけていくと、今までも対応しているということで御理解を賜りたいと存じます。

それから、女性登用の問題でありますけれども、私はこのことにつきましては議員と同じ考えを持っておりますから、議員は全く進んでいないという御指摘であります。私は大いに進んだものと、23

%にまで今は達したと。ただ、常設でない6機関というのは、例えば総合計画審議会だとか報酬審議会だとか、その必要に応じて設置する審議会が6ありまして、今現在はないのだ。そのないところを抜いた中で、現在は24.3%の対応になっていると。

このことにつきましては、前回、議員から御質問をいただいたときにもお願い申し上げましたが、町としては一生懸命になっておりますので、議員も女性の立場でひとつ仲間の掘り起こし、委員会に参加していただく方々の、それこそ奨励をしてお力添いをいただきたいなど。今回の行財政改革推進町民会議におきまして、12名の公募された方がおりましたが、女性はたった1名、もっとふやしたいということで相当動いたのですけれども、いないということでもありますので、女性議員として議員もひとつこれらの公募をしているそれに参加する。私は、公募してくれた方が女性だから云々ということは考えておりません。女性が公募してくれば、本当に100%任命していきたいなというふうに思っておりますので、ひとつお力添えを賜って、目標であります全組織におきまして20%以上の登用を図り、おいては30%の目標にまた向かっていけるというような形でのお力添えをいただきたいものだなと。

行政が、今、一生懸命公募・公募ということで対応しておりますも、なかなか思うようにいかないという部分がございますので、お力添えを賜りたいというふうに思っております。

次に、役場に電話回数がどれくらい来るのかということにつきましては、今、御案内のとおり、町の電話はそれぞれの課ごとに電話が設置されておまして、議員の御発言にありましたように、すぐやろうかなという、今まではどこかの課で電話を受けて流していくという形でなくて、町民の皆さん方がその事業をお聞きしよう、あるいは確認しようとするその部署に電話して直応答・対応ができる得る状況になっているということで御理解を賜りたいと思っておりますが、1日何回という数字については集計したことがございませんので、今、即答することができ得ないということで御理解を賜りたいと存じます。

次に、委託管理の関係で、公社の問題であります。当然にして管理委託をしておりますから、行政は管理委託費をお支払いしているわけであります。そして、その中で6月にも報告させていただきましたように、事業報告、決算報告をさせていただいております。公社の中におきましては、それぞれの委託部分につきましては、私は適正に対処しているものというふうに認識をいたしております。

ただ、いろいろな問題点もあるという御指摘であります。これらにつきましては公社が直にやるも

のと、また、公社が再委託をするというような部分もございますので、そういった部分につきましても十分今後配慮しながら取り進めていきたいと。公社の決算、事業報告につきましては、御了解をいただいで御理解をいただいているということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

次に、少子化対策であります。議員御承知のとおり、今年の機構改革におきまして、4月1日から子育て支援班という新しい組織をつくりまして、そこで専門的に対処させておりますし、現在、取り進めております次世代の推進のための行動計画につきましても間もなくでき上がりますが、行政報告でも申し上げましたように、これらにつきましては何としても目標数値を定めるわけでありまして、その目標数値を着実に推進していくように努力をしなければならぬというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、御提言にあります職業紹介だとか育児休業等の就業相談、あるいは短期間雇用制度の導入等々につきまして、これらにつきましても相談につきましては、子育て支援班の中でその対応ができるものと。ただ、情報収集し、職業あっせんをするというところまでは進まないものであるというふうに御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 2項目めの女性登用の件でございますけれども、町長は町民会議の、どうも女性の公募が少ないとよくおっしゃるわけでございますけれども、女性ばかりでなくて、今、男性一般の方も割合何というのでしょうか、行政に関しても関心がないと言ったら怒られるかもしれませんけれども、なかなかこころが辺が附属機関の女性登用が難しくなっているところなのかなということも考えるわけですが、女性が多い審議会等も提案くださればということでございますので提案申し上げますけれども、子育て課を今回の組織改編でつくっていただきました。これは本当に評価いたしております。

それで、子育て班ができましたことから、これにあわせて子育て支援協議会とでも言いませんか、そういった審議会等を加えてみてはどうか。提案してくださいということで、私も力を入れようということでございますので、女性の方に向かって啓蒙して啓蒙してまいりたいと思っておりますけれども、そういった女性の多い審議会も提案してくださればということでございますので、議論するということがございますから、ぜひこういった会も加えるなどをしていただきたいと思いますと思うのですが、この点につ

いてはいかがでしょうか。

それから、4項目めの公共施設の委託管理でございますけれども、これは今度、地方公務員の民間企業への出向を可能にする法が整備されるようでございますので、公務員の方の余剰人員の対策として、現行法では第三セクターに限られる公務員の出向を民間企業も可能になるということでございますから、経営の採算性と効率性を考えましたら、今度できるところも今いろいろと管理が問題になっておりますけれども、委託料というのは金額大変大きいわけですので、もっと早急に方策を違う方向にできないかどうかということを手を打って考えるべきだと思いますけれども、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、女性登用につきましては、議員も御発言になりましたように、町民の皆様方の行政に対する関心の薄さということは、ある面では現状の中では相当変わってきつつあるというふうに私は認識しております。そのためには、私どもは行政として町民の皆様方に行政に関心を持っていただくためには、行政情報をいかにして開示し、住民の皆様方に行政というものを知っていただくということが大切だと。

今後もそのことに肝に銘じながら、行政情報の開示に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、そういった中で行政に関心を持っていただきながら、いろいろな審議会等々に対する公募の際においても多くの皆さん方が応募していただいて、人選に困ると、くじ引きをしななければいけないというように今まで相なっていたいただければなというふうに期待するところでありますが、行政改革推進町民会議の12名の公募者というのは私は期待以上に多かったと、これだけの方々が応募していただけたというふうには当初は思っていなかったと。しかし、25名のうち12名が公募していただいたと、うち女性は1名だったから寂しいなということもありますけれども、やはり徐々にそういうようなことで関心を持っていただける、そういうような状況になりつつあると。そのためには、私どもは行政情報をいかに住民に開示していくかということの大切さを痛感いたしているということで御理解を賜りたいというふうに思うところでありますし、次の子育て支援班の対応等々も含めながら、新たな組織づくり、審議会づくりにつきましては、御提言がありましたので十分検討させていただくわけですが、それとともに既存の審議会の中におきまして

も、任期満了に伴いまして再任する場合におきましては、極力、女性の皆さん方の登用に意を注いでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、公共施設等々の委託管理についてでありますけれども、委託管理の金額が膨大になってきているということでもあります。これは直営でやればもっともったかかると、委託の方が財源に有利であるということで、委託をいたしておるということを一いつ御理解いただきたい。

町が職員を配置して対応するということになる、今の委託料では到底でき得ないということを一いつ御理解を賜りたいと思っております。今、国が公務員法の改正等々も含めながら、いろいろな改正を進めていくようではありますが、余剰職員の民間企業への出向等々の御提言がございました。町では余剰職員がいるとするならば、削減をして人員削減をしていく、人件費を負担するというのではないというふうには私は認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、さきに通告しております3項目についてお伺いいたします。

まず、1項目目でございます。日の出公園の環境整備について。

上富良野町の観光客は、町全体の入り込み数においては昨年までは増加傾向にあったが、しかし、今年は、日の出公園の来場者数は著しく大幅に減少されている。北斜面花壇の花の生育がおくれ、肝心の観光シーズン時にははげ山に近い状態であった。毎年、委託費を含めた一般財源からの財政投資をしているのであるから、費用対効果を果たすように委託先に行政としての指導を促す必要があると。

例えば、長期的な展望を行い、日の出公園の土づくりから根本的にやり直して、花が美しく咲くことができる地力をつくって他に負けない全面を美しいラベンダー畑にするとか、長期間花を楽しむなどの欲を張らずに、大切な観光シーズンに最高の状態をつくる方策をとるなどの、せっかくある観光資源を有効活用することが大切であると考えます。

加えて、現在、シャトルバスが運行している通路の北側においては牧草や麦畑となっており、山頂に登ってみても公園としての整備が全くされていないのが現状であります。昨年、整備された場所も含めて、業者にも生育するまでの責任を持たすよう行政指導の必要があると考えますが、いかがでしょうか。町民憩いの公園として、町の観光の核となるエ

リアとしての公園整備のお考えがあるのかお伺いいたします。

また、現状の日の出公園南斜面に設置してある索受式のリフトは使用が冬場に限られていて、現在の索受式のリフト及び支柱の耐用年数も終わっていることから、このリフトを通年使用できるTSFと呼ばれる固定循環リフトの導入を行い、夏場の観光客及び町民の山頂への移動手段として、安全かつ快適なチェア式リフトの早期導入のお考えがあるのかお伺いいたします。

2項目目についてでございます。上富良野町の特産品戦略及び産業振興策についてお伺いいたします。

大分県の知事によって始められて北海道も参画した一村一品によって、北海道の各自治体が独自の特産品及び町の代名詞となる代表的な産品を創造したりして、多くの成功事例が聞かれております。さらに、近年、当上川管内においても、上川オンリーワン戦略が上川支庁の政策のもと行われているが、上富良野町の他には絶対負けないオンリーワン戦略はとらないのか。

町長が日ごろ言われる農業・商工業・自衛隊の3本の柱において具体的な政策が見られないが、当町の基幹産業である農業及び農作物の販売促進についてどのようにお考えであるか。

例えば、上富良野町の農作物をJAとタイアップして加工し、町内にある商店、また、今年度始められた空き店舗対策でつくった中茶屋等で販売をするとか、また、上富良野町で生産されたお米を少量で真空パックにして、冠婚葬祭の引き出物等に使うてもらえるよう、農業と商工業のかけ橋となるべき方策をとるとか、加えて上富良野産の安全な豚肉を全国区にPRする努力、また、地元産品を使った加工食品のコンテストの実施を行うなど、さらなる生産者の生産意欲の火つけ役として町が尽力すべきと考えるが、町長はどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

自衛隊との振興についても、上富良野町は富良野沿線自衛隊協力会会長としてすばらしい立場にあり、日ごろ行っている陸上自衛隊上富良野駐屯地及び隊員との友好関係の構築においては、その功績は顕著であると思っております。上富良野駐屯地の隊員及び家族の方は、町内の商店も多く利用していただいているが、一方で、その巨大な購買力が大型スーパー進出のターゲットとなり、商工会員が日ごろ一生懸命駐屯地との関係を構築しているにもかかわらず、一番おいしいところは何も協力しない町外の業者にとられているのも現状です。

もちろん商業のすべてに行政が全面的にバック

アップするのは不可能なことです、これらの是正に一役を買って何らかの行動を起こしていただく考えはあるのか。また、後継者不足に悩む当町の商店街の対策として、後継者が安心して戻ってこられる基盤整備のために、少ない金額でもよいので奨励金を出すと、後継者が戻った店舗修繕には何らかの補助を与え続けるなどの方策を講じていかないのか。このままでは当町も、大型スーパーとコンビニエンスストアだけの町になってしまう懸念もあります。

車を持つ若い世代には、まだそれでもよいでしょうが、社会的交通弱者のお年寄りのためにも、当町の商店街を活力あって生き残らせていく必要があると考えます。農業・商工業・自衛隊の三つの大きな柱を結びつけて、将来の上富良野町のさらなる発展へ向けての町長の具体的方策をお伺いいたします。

3項目目についてでございます。

町長からの情報公開についてです。

ここで言います情報公開とは、上富良野町情報公開条例で定めている情報公開ではなく、町長の町づくりに対する所信や現在町で取り組んでいることの情報公開であります。

現在あります、行政・観光・交流の三つのホームページにおいても、町長の取り組んでいる政策は一つ書かれていないのが現状であり、また、町広報誌の一区画に、町長から住民に向けてさまざまな情報発信があってもよいと考えますが、今後、住民と行政との距離をより一層縮めるためにも取り組まれてはいかかと思えます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の日の出公園の整備につきましては、公園整備計画に基づきまして、昭和58年より平成15年までの21年間で、用地代を含め約15億1,330万円をかけ、展望台、オートキャンプ場、駐車場等の整備を国庫補助を受け実施し、平成15年度をもって補助事業としての整備計画を終了いたしましたところであります。

公園内にはさまざまな花の苗を植栽し、来園者の皆様楽しんでいただけるよう心がけておりますが、今年は観光シーズンには花が咲きそわわないところが目立ち、遠くから見るとはげ山に近く、寂しさを感じる状況となっていましたので、今後、これを教訓として、花の咲く多年草木の植栽、あるいは地力をつけるための植物の栽培など、一層の創意工夫を凝らし維持管理を充実させてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

また、日の出公園にあるリフトにつきましては、冬季のレクリエーション的なスキー利用のため、昭和60年に単線固定循環式リフトとして設置したもので、設置後19年を経過しておるところであります。このリフトを夏場の観光にも利用できるように、固定循環式のリフトに早期に変えるべきとの御意見ですが、現在のリフトは既に耐用年数を経過しておりながらも、適切な維持管理をすることで、まだまだ使用できる状況であります。

もっとも、夏も冬も使える通年型の利便性の高い固定循環式リフトの設置は理想とするものであり、その必要性は十分に認識いたしておりますが、町の財政状況のこともありますので、当面は現在のリフトをできるだけ長く使用しようと考えております。しかし、施設の老朽化の問題もありますので、固定循環式リフトの設置についての可能性についても引き続き検討をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の上富良野町の特産品戦略及び産業振興についてお答えさせていただきますが、議員御質問のように、上川支庁地域の重点戦略として、地域の特性を生かした上川農業、恵まれた自然環境を生かした上川観光、創造型産業が生まれ育つ上川商工業の三つを柱として据え、上川オンリーワン戦略が民間主体で進められておりますが、私としては上富良野におけるオンリーワン戦略についても、行政主導ではなく、農業者・商工業者など民間主導による発想で推進をお願いするもので、そのような中で行政として支援できるものについては、支援をしてみたいと考えております。

基幹産業である農業や農産物の販売促進につきましては、農協等において生産の指針と販売戦略を立てながら進められておりますが、近年、地元農産物を加工した食品の販売や、町内だけでなく各地で販売する上富良野産ポークの評判もよく、また、食味がよい上富良野産クリーン米の地元での消費向上のために、自衛隊駐屯地に地元上富良野産米の活用をお願いをもちたしておるところであります。また、大型スーパーの進出もあって、商業者の皆様には非常に厳しい経営環境にあることで、それぞれの独自性を生かしていただくために、商業振興条例を設け、店舗の新築・改築等に支援を行っているところであります。

このように、行政として支援できるものについては今後も継続に努めてまいります。経済活動の主体はあくまでもそれぞれに携わる生産者や商業者であり、互いに知恵を絞り出し合い、生産意欲がわくような販売促進策やPR方法など、戦略的に考えていかなければならないと思えます。

何といっても主体は携わる当事者でありますので、これらにかかわる皆様の熱意によって達成できるものと思いますので、何がどのようにできるのか、行政としてともに考えるためにも、議員も含め関係各位から建設的な御提言を願うところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の情報公開についての質問にお答えさせていただきますが、私の取り組んでいる政策の情報発信がされていないとの点につきましては、ちょうど3年前まで毎月、広報の一区画に私の所感を掲載させていただいておりましたが、とある事情でやめまして、今日に至っているところであります。

今のところ、このコーナーを復活することは考えておりませんが、町の政策につきましては随時広報に掲載されております。定期発行している町の広報誌につきましては、私が議会の御賛同をいただき、町民の方々に政策の発信をしているものであると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再質問でございます。

まず、1項目めの日の出公園の整備のことになりますが、日の出公園の北斜面、町長もごらんになっていたとおりでございます。本当に肝心なときには花が咲いていないということですし、また、ここはラベンダー発祥の地ということにもなっておりますので、全面にラベンダーを植えるのは最良策かどうかはまた別としましても、南斜面に住民ももっともっと自由にいろいろ参画できるような方策をとってはいかがかなと、そういう考えはないのかお伺いいたします。

また、展望台が昭和58年からの整備で一番最初に整備をされているはずなので、それに付随して山頂の整備が優先的であったのではないかなと思います。現在、せっかく苦勞して足で登っても、上がきちと整備されて、すばらしい公園になっているのであれば、苦勞して登ったかいがある公園になったと考えます。今のままでは、下から見ても大したことはない、上に汗をかいて登ったらもっと大したことがないというのが現状なのではないでしょうか。

国庫補助金による公園整備が、平成15年度までに21年かけて、約15億円以上のお金をかけて終わったとおっしゃられておりますが、オートキャンプ場、展望台、駐車場などのいわゆるハード事業は確かに遂行されているとは思われますが、一番肝心の景観の部分の整備というのはまだまだ終わっていないように思われますので、先ほどの南斜面の住民の

参画も踏まえて、さらなる発展的整備、管理が必要と思われまます。

加えて、昭和60年に設置されました単線固定循環式リフトの耐用年数は、リフト部分が12年、鉄塔部分が16年の耐用年数であります。耐用年数内というのは、調整交付金等の補助金の適正化法等によりリフトのかけかえはできないということも理解できますが、せめて鉄塔の16年の耐用年数が終わりました。今よりもまだ上富良野町の財政が幾分裕福だった平成13年に、思い切って夏冬使えて、さらに夏場の観光客の足ともなるチェア式のリフトが導入されなかったことを非常に残念に思う次第であります。

夏場の観光客から、いす型にして利用料を徴収して、少しでも収入を上げるなどの方策をとってもよいのではないかと思いますし、何より今年から始まりました、従前上富良野においてありました大きな二つの、ラベンダーまつり、十勝岳火まつりの二大祭りが複合しまして、第1回花と炎の四季彩まつりの町を代表するお祭りとなる、その会場でもある日の出公園でございます。観光客はもとより、地元の住民も楽しみにする非常に大事なお祭りの会場でもあるので、花壇や花畑及び広場のインフラ整備を含めた整備の提案と、加えて地元住民や来町されたお客様の足としてのリフトのかけかえもあわせまして、引き続き検討するのではなく、具体的な実施計画があるのかどうかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの再質問でございますが、町長おっしゃるとおり、上川オンリーワン戦略というのはもちろん民間主導で、民間活力によって創造されていくべきであることは理解いたします。しかし、そこには町としての大きなバックアップは必要不可欠であると考えます。

例えば、上川オンリーワン戦略で成功した中にもありました一例といたしまして、SARSが去年はやったときに、爆発的に売れました不織布を使いましたマスクをつくった企業は例外といたしましても、地元のすぐれた特産品や一品を生かして地域のオンリーワンを目指すためにも、やはりその町の代名詞となる物への行政のてこ入れは大切だと考えます。

町長は一体、上富良野町の地域に誇れるオンリーワンは何だとお考えになるかお伺いいたしますし、農産物の販売促進においても、今まで何ら町としてのバックアップがあったと感じられないのが現状であります。おっしゃるとおり、確かに実際に販売を行うのは農協かもしれませぬ。しかし、私が言う戦略とは、上富良野産の農作物のブランド化と町のイメージアップを合わせた戦略であり、現在はその方

策がとられていないことを非常に残念に思います。

例えば、町長が先ほどおっしゃられました豚肉でございますが、町内だけではなく各地で販売されて好評だと言われておりますが、できればそこからもう一歩踏み込んで、安全でおいしく、かつ健康的な食材としてのブランド化にもっとマスコミを利用するなど、町としての応援や援護が感じられないのが現状です。

例えを挙げていいますと、現に当麻町のでん助スイカというスイカは、テレビ番組の「どっちの料理ショー」という番組に食材として使われました。そのブランド力もありまして、現在、関東の多くの百貨店で並んでいるでん助スイカは、1玉1万円以下で売っているお店がないぐらいのブランド力をつけているのが現状です。

上富良野町の畑作物についても同様ですが、当町は恵まれた大地の恩恵と生産者の努力により、他の地域には負けない作物を収穫できます。しかし、何でもおいしいと言っているのでは、何一つおいしいものがないと、特化したものがないと言っているのと同じことであり、具体的にどれとどれがほかには絶対負けないと、そういう宣伝をして奨励することこそが生産者のやる気を促進させることだと考えます。

一つお伺いいたしますが、町長は今までに何回、上富良野町の農作物のPRを行われましたでしょうか。しかも、それを有効かつ継続的にその活動を続けておられるのでしょうか。私は、町長は上富良野町の宣伝部長になっていただきたく思いますし、むしろトップセールスマンになっていただくぐらいの気合いを持ってほしいと考えます。

観光においてもしかりだと考えます。長年観光協会で行っているラベンダーオーナー園が、先日、テレビで取り上げられたのを御存じでしょうか。都会の人たちのセレブリーな心を訴えて、北海道の花をオーナーで持てるというすばらしい企画との紹介でした。これは武器としてもっと発展させて、現在行っている5株とか10株とかそんな小さいオーナーでなく、1反とか10反とか、土地ごとあなたは上富良野町のラベンダー畑のオーナーですと、そういう付加価値をつけて、もっともっと高額なセールスを道内外のお金持ちの人にPRしてはいかがでしょうか。町長のそういった観光に対する本気の姿勢が感じられないのが現状でございます。

先ほどの答弁の中に、経済の活動の主体は生産者と事業者とおっしゃっておりますが、もしもそれらの中で本気で農作物を加工したり、製品として上富良野町の特産品や地産地消のための新たな産業を生むべく団体等があらわれたときには、町としてそ

れらを育てて応援していく考えが本気であるのかお伺いしたい。

あくまでも例えですが、上富良野産の安全でおいしいお米を少量にパックするのに、その材料費ですとか、例えばギフト用の化粧箱にするなどの、その材料の応援をするなどの具体策が出てきたときに、それを町で受け入れてくれる考えがあれば、すぐにも行動できて実現化できる話があると思います。そういうやる気のある団体を本当に支援するお考えがあるのか。農業が元気になれば、必ずこの上富良野町も元気になると考えます。

商業振興条例も、後継者不足に悩む事業者のためにも、やはり後継者が希望を持ってこの町にUターンできるような方策をとるべきと考えます。現在、行われている時限立法ではなく、継続かつもっと自由に、ひもつきでなく使える奨励金等を少ない補助でもいいから続けるべきと考えますし、現在、行われている商業振興条例が来年の時限立法をもって終わってしまうということで、多くの事業が寄せられているのが現状ですが、それをすべて17年度で実施するお考えがあるのかお伺いいたします。

もう一つ、3項目めの情報のとでございますけれども、先ほど外部に対する町のPRも含めて町長は情報の発信が少ないです。3年前までは行っていたものをなぜやめたのか、やめる経緯に至って再開の考えはないのか、差し支えなければ教えていただきたいと思えます。

ニセコ町の逢坂町長のように、毎日、庁舎内外に対してメールを打てとは言いませんが、せめて月に1度ぐらいは町民に対して町長の所信や所感などを伝え続けることこそが地域に根差した行政のあり方ではないでしょうか。

一つ提案なのでありますが、町長あてに届いた手紙や意見書などは、町長みずからが手書きで便箋に書いて、1通1通そのもとにお返しするというのはいかがでしょうか。町広報に載せる町長のコーナーも、町長手書きのままを載せて、柔らかい文章で書くことが町民との距離を近づける方策だと考えます。

先ほど答弁いただけなかった上富良野町の三つのホームページのことですが、現在、交流ホームページは、二、三名の住民しか訪れていなく、非常に閉鎖的なホームページになっていきますね。ホームページ上においても、担当職員がもっと住民に参加を促すべく情報の発信を職員みずからやらないと、町民からのを待っているだけではだめです。ホームページはこのままですと、ホームページ上が閉鎖されるべく活発性がないと考えます。

現在、ホームページ上に町民から提案されている

案件等々もありますが、その返答を見ますと、やらない、できない、する気はない、その答えでありまして、こんなことを続けていたら、せっかくの情報の相互のやりとりも次第になくなる懸念が考えられます。やはり、町長みずからが住民との距離を近づけない、その姿勢がこれらに反映していると言っても過言ではないのでしょうか。現在の厳しい行財政改革を含む地方自治の環境を、住民とともに考えていかねばならぬ時代だからこそ、普段着の町長の言葉の積み重ねこそが、痛みを分け合い、厳しい自立のための住民への理解を賜る王道だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、日の出公園の整備関係でありますけれども、いろいろな対応の中で整備はもう終了したということではありますが、今後は維持管理の中であの施設を有効に利用していかなければならないというふうに思っているところであります。先ほどもお答えさせていただきましたように、今後も土壌の問題等々も含めながら植栽の対応をいかに進めていくか、そして経費をいかにかけないで対応していくかということを念頭に置きながら、今後の管理運営に万全を期していきたいというふうに思っております。

また、リフトの更新の問題につきましては、私自身もそう思っておるわけではありますが、現在の財政状況からすると、実施計画にのせていついつまでにやりますという状況下にはないと。今後は、利用できるように維持管理に十分配慮しながら利用できる期間を延ばしていく、そういう対応の中で進めていかなければならないと。しかし、今度更新をするときには、今、議員質問にありますような理想のリフトに交換していくということが前提ではなかるうかなというふうに思っております。今の財政状況からして、またこの種の補助事業というものがだんだんだんだんなくなってきていると、一般財源で対処しなければならぬ状況下にあるということも含めて、今の施設をいかに長い間利用していくかということが前提であろうというふうに思っております。

それから、行政のオンリーワン戦略等々におきまず対応で、種々議員からも提言がございました。私といたしては、いつも申し上げておりますけれども、農業・商工業においても同じであります。それぞれにおいて行政指導で物事を進めるということの時代はもう終わっていると。私は就任して初めて、行政指導で農業施策を展開・推進したところ、

大きな御批判を受けました。それ以来、私は行政指導という時代はもう終わったのだと、これからはそれぞれの主体者が取り進めていく中で、我々はこのことについてここまでできるのだと、これから先がちょっとできないから行政の支援を得たいというようなことで、それぞれに担当所管と協議をしていただいて対応していくのが、これからの行政がそれぞれの事業主体となる方々に対する支援の仕方であるというふうに思っております。

そういう観点からして、商工業につきましては、商工会を通じながらひとつ御提案をしていただいて、皆様方の方ではここまでやるわと、しかし、これから先は行政の力をかりないといかんぞと、行政が力を出さないとだめだと、支援をしないとだめだという一つの方向を定めていただければなというふうに思っております。議員の御提言ありました新しい事業を展開する上において、行政は支援していく確約がとれるのかということではありますが、そういったことが先ほど来、さきの質問にもございましたように、補助金として公益性があって、そして地域の振興策として重要であるというような事業であれば、行政のできる限りの支援はしたいと。しかし、丸ごと行政が支援してくれということでは、これはいかがかなと。

やはり基本的には、相当の部分においては事業者主体が対応していく中で、ここ一つができ得ない部分を行政が支援してほしいというような御提言をしていただき、協議を重ねていただければなというふうに思っておりますので、ひとつそれぞれの皆さん方が行政指導ではなくて民間の発想のもとで、民間の活力の中で行政の支援策を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、何なりとひとつ担当所管と協議をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後になりましたが、情報であります。

このことにつきましては、町報に私の所感ということで載せておりましたけれども、一部公式の紙面を私的に利用すると、町長みずからの考えを私的な考えまで利用するという御指摘を受けまして今やめたところでございますが、ひとつ議員に御理解いただきたいことは、町長がこれをするということが町報に載っていないということでもありますけれども、町報に載っている施策のすべてというのは、さきにもお答えさせていただいたように、あれは所管から出ておりますけれども、あれは全部私が決裁して、私が議会の議決をいただいて、私に対応して進めている事業でありまして、それ一つ一つに町長尾岸孝雄はこういうことですよということ載っておりません。しかし、あれらのことはすべてにおいて

私が決裁し、私が推進しているのだということをひとつ御理解いただきたいというふうに思うところでありますし、今後も行政情報の推進・開示につきましては、さきの議員にもお答えいたしましたように、町民の皆さん方いかに行政に関心を持っていただくかということは、行政情報をいかに住民の皆さん方に示すかということが重要であるということでもありますので、ホームページの改善点等々の御指摘もいただきました。

これらにつきましても、担当所管に話をして指示をしていきたいと思いますが、まことに申しわけございませんが、今のあれな部分については、私はとくと疎うございまして、議員の理想のようにこのことについて対応はちょっと不可能でありますけれども、私としてもできる限りのことは対応し、情報の開示ということは重要であるという認識に変わりはないと、その推進を今後も図っていきたくと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 厳しい財政は私も理解しておりますが、やはり一日も早いリフトのかけかえ及び町の代表する公園ですので、ぜひ第五次の総合計画にのせていただけるようなお考えをお伺いしたかったところですが、お金がないという残念な答えでございます。

また、先ほどの産業のことではございますが、おっしゃるとおり何もかにも町でバックアップしてくれというのはなく、やはり町の顔となる、町長みずからが上富良野と言えればこれですと、そういう努力をもう少ししていただけないのかなと思いました。生産者や商工業からいろいろと提案があったときは、それを真摯に受けとめて、そして町としてこれを全国区として売り出していくのだとお願いがあったときには、ぜひとも町を代表する主産業に伸ばしていただく政策をとっていただきたい。

もう一つ、広報の件なのですけれども、私の考えには、公的なものに私的な考えを置いているとかそういう見解の狭い話ではなく、もちろん町広報に載っていることが町長の施策であり政策であるということはわかってはおりますが、あのまま活字であるといかにも冷たいものにはなっております。1行でも2行でもよろしいですので、町長の考え及び日々の思っている所信が載ることによって、より住民との距離が近づくのではないかと思いますので、御答弁お願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員が、第五次総計の中で取り組んではということですが、私としてはそれまで持ってくれるのかなという不安がございます。第五次まで持っていればありがたいことだが、それまでいかないうちになんというふうになるのかなというふうな危機感も持っているわけでありまして、当然にしてあれがだめになれば、もうなくすということではなくて更新をしていかなければいけない。そのときにおいては、リフト型の対応をしていくべきであると、チェア型の対応をしていくべきであるというふうに認識しておるところであります。

それと、産業関係であります。町の特産品は何なのかといういろいろな部分につきまして、御案内のとおり議員も御提言ありました。上富良野町は何でもとれると、私が就任した当初にビニールハウスをつくってやるのだと言ったら、何でそれなのよということになるわけでありまして、Aという品目、Bという品目、それぞれ農家の皆さん方がたくさんつくっておるわけでありまして。私が率先してAだぞAだぞと言ったところで、今度はB・C・Dというものをつくっている農家の皆さん方にしてみれば、何で町長はA、Aと言っているのだということになるわけですから、それぞれの農家の皆さん方が、上富良野町はこれを特産品としていくのだぞというものを事業主体になるメンバーの方々が集まって方向を定めていただければ、町としても先ほど来申し上げておりますように、最大限の支援はしていきたいと。ただ、私がこれだぞ、これだぞと言うことは、一度大失敗をいたしておりますので問題となるのかなと。

町広報誌におきます私自身の所感等々につきましては、過去におきまして「雑感」というタイトルでいろいろな私の考えたことを掲載させていただいております。しかし、いろいろなことがございまして中止をしているところでありまして、今、早急にそれを復元するという事は、ページ数の問題、いろいろな問題がありますので、なかなかそこは難しい課題でありますけれども、今後、そういった部分を含めながら、町民の皆さん方いかに理解していただけるかということを中心にしながら考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。
明9月16日は、本定例会の第2日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時20分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年9月15日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 渡 部 洋 己

署名議員 西 村 昭 教

平成16年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成16年9月16日（木曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長 農業委員会事務局長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
保健福祉課長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
建設水道課長	田中博君	教育振興課長	中澤良隆君
ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成16年第3回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日は、第1日目に引き続き、日割り表に基づき、一般質問を行います。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 清水 茂雄 君

2番 徳島 稔 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私は、さきに通告をいたしました2項目、11点について質問を行いたいと思います。

まず、第1項目め、駐輪場の長期放置自転車実態調査の結果と、その措置状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

駐輪場の長期放置自転車の対策が、上富良野町自転車駐車場条例及び同条例施行規則に基づいて実施されていないことが第2回定例会で明らかになりました。「町長は、条例、施行規則に対応した措置を早急にしよう強く指示した」と、私の一般質問に答弁されたが、条例、施行規則による実態調査と

その措置状況及び今後の対策について、お伺いをいたしたいと思います。

まず1点目は、長期駐車自転車の調査で、調査札を取りつけた年月日と台数。駅前駐輪場、駅裏駐輪場別をお願いをいたしたいと思います。

2点目は、調査札を取りつけた後、長期駐車自転車台帳に登載した台数と、その保管場所は、これも同様、駅前駐輪場、駅裏駐輪場別をお願いをいたしたいと思います。

3点目は、所有者等の調査の実施方法及び状況と、所有者等が判明した台数を明らかにしていただきたいと思います。これも駅前、駅裏駐輪場、それぞれ別々をお願いをいたしたいと思います。

それから4点目は、長期自転車の引き取りに対する告示年月日はいつなのか。

5点目は、長期駐車自転車の処分に関する告示年月日はいつか。

6点目は、長期駐車自転車の調査は、施行規則第10条によって時期を指定しとあるが、今後、長期放置自転車及び自転車が粗大ごみの有料化により、増加が懸念されるので、調査の時期指定及びその方法をどうするか、お尋ねをいたしたいと思います。

7点目は、自転車販売店への防犯登録の勧奨対策及び通学自転車許可をしている学校関係機関との提携を深め、事故防止、防犯、長期放置防止対策を検討すべきと考えるが、その点をお尋ねをいたしたいと思います。

次に2項目め、地域センター病院の改築計画と当町のかかわりについて、お尋ねをいたしたいと思います。

地域センター病院(社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院ということで、以下、富良野協会病院と言いますが)の建設用地も紆余曲折を経て、平成16年3月30日、富良野市と富良野協会病院の協議により、富良野駅東側地区に決定されるとともに、改築計画、規模内容、建設予算等が提示されました。

平成16年7月に、地域センター病院整備検討委員会、委員が11人でつくられ、その後、8月5日、9月2日と、地域センター病院の整備について検討が進められ、その中で、改築計画、規模内容の変更が行われています。道が指定している地域センター病院としての富良野協会病院は、富良野市のみのものではないと基本的に考えるが、地域センター病院圏域内の富良野市を除く4町村がどのようにかかわってきたかについて、お伺いをいたしたいと思います。

まず1点目は、従来の経過から、この種の問題は、富良野地区広域圏振興協議会委員会で報告また

は協議、検討されているが、今日までの経過の中で、広域圏振興協議会の下記の委員会や総会での地域センター病院関係の内容について、お伺いをいたしたいと思います。

平成16年3月26日開催の委員会、これは上富良野町で開催、平成16年4月8日開催の委員会、これは富良野市にて開催、平成16年5月20日開催の委員会、これは富良野市にて開催、平成16年8月10日開催の委員会、富良野市にて。

2点目は、地域センター病院として、富良野協会病院改築について、平成16年3月30日、富良野市に提示した当初の改築計画から、総工費、病床数、療養病床、脳神経外科、5市町村負担金等が、協会病院側の資金計画もあって変更されているが、その変更経過について、お伺いをいたしたいと思います。

3点目は、地域センター病院の具体的な改築計画は、地域センター病院整備検討委員会が中心で進められているが、当町を含めた4町村の意見要望反映と、かわり方がどのようになっているのか、お伺いいたします。

4点目は、地域センター病院改築費の富良野広域圏自治体からの補助について、当初から総工費の2割の負担金と伝えられているが、平成16年8月5日開催の地域センター病院整備計画検討委員会で、病院側から、沿線5市町村からの補助金は12億円を見込むと報告されているが、これに対して、富良野地区広域圏振興協議会委員会が協議をされたか。また、当町の負担について、町長の見解を伺いたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま11番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず1点、お渡ししました答弁書に答弁漏れがあったということで、まことに遺憾に思うところありますが、それらも追加しながらお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1番目の駐輪場の長期放置自転車に関する7点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の長期駐輪自転車の調査で、調査札を取りつけた年月日と台数についてであります。調査日は6月28日、調査札を取りつけたのが7月6日で、駅前31台、駅裏11台であります。

2点目の長期駐輪自転車台帳に登載した台数であります。1点目の調査台数と同じ台数の、駅前31台、駅裏11台を台帳に登載しております。

また、保管場所につきましては、適当な保管場所が確保できないために、駅前駐輪場、駅裏自転車置き

場の場内に整理して、保管いたしているところであります。この部分が答弁漏れをいたしたところであります。

なお、駅裏については、14台の長期駐輪自転車を確認いたしました。使用不能なものと鉄くず同然のもの3台につきましては、手続をとらず処分をいたしました。

3点目の所有者等の調査の実施方法及び状況と、所有者の判明した台数についてであります。防犯登録されているものは警察に照会をいたしました。個人情報のため公表できないとのことで、それ以降、調査不可能となっております。

また、車体番号によって、販売店から自転車協会に照会を依頼いたしました。所有者の特定には至りませんでした。

さらに、学校関係のステッカーが張ってあるものについては、教育委員会を通じて各学校に調査を依頼いたしました。所有者の特定ができませんでした。いずれにいたしましても、所有者の特定ができない状況であります。

なお、調査以降に所有者が引き取ったと思われる長期駐輪自転車は、7月20日の時点で2台あります。内訳は、駅前駐輪場1台、駅裏自転車置き場1台となっております。

4点目の長期駐輪自転車の引き取りに関する告示年月日は、平成16年8月20日となっております。

5点目の長期駐輪自転車の処分に関する告示年月日は、引き取りに関する告示期間終了後に行う予定であります。

6点目の長期駐輪自転車の調査の時期指定及びその方法についてですが、時期については、調査、告示等の期間を考慮し、毎年5月ごろに担当課で実施していきたいものと考えております。

7点目の自転車販売店への防犯登録の勧奨対策及び通学用自転車許可をしている学校関係機関との連携を進め、事故、防犯、長期放置自転車防止対策をとることではありますが、このことにつきましては、基本的にそれぞれの自己管理責任と考えております。

今後、各関係機関との連携を密にして、長期駐輪自転車を減らすよう啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

なお、長期放置自転車の告示等の事務手続におきまして不手際がありましたこと、まことに遺憾に思っているところであり、深くおわびを申し上げます。このようなことについて、後ほど担当課長から事の子細を申し述べさせていただきますので、御容赦賜りたいと思う次第であります。

次に、地域センター病院としての富良野協会病院改築計画に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の富良野地区広域市町村圏振興協議会委員会の協議内容についてであります。本年2月26日の会議における地域センター病院改築についての報告を踏まえて、3月26日に建設場所、支援の考え方について、4月8日には、富良野協会病院院長の出席のもと、第2回の委員会で議論された地域医療対策に関することを議題として、種々意見交換を行ったところであります。

5月20日の総会においては、改築問題については議題に上がっておりませんでした。その後の経過状況について、確認の質疑をいたされたところであります。

8月10日の委員会では、この問題については一切議論いたしておりません。

次に、2点目の地域センター病院の改築計画の変更経過についてであります。2月26日の会議で示された事業費、資金計画、病床数、診療科目等の改築計画案を、その後変更した内容について、富良野地区広域市町村圏振興協議会委員会においては報告を受けていないところであります。

計画変更につきましては、病院側が諸情勢を踏まえて検討した結果によるものと受けとめているところでございます。

次に、3点目の改築計画に対する4町村の要望意見とかかわりについての御質問であります。委員会において、それぞれ4町村の地域医療のあり方の中で、富良野地区二次医療圏の中核医療機関としての富良野協会病院が、圏域内一次医療機関の各病院、診療所との連携や医師の派遣問題など、地域センター病院の果たす役割について重点的に意見を申し上げておるところであります。

次に、4点目の改築に関する5市町村の財政支援の御質問であります。富良野市より、事業費の2割程度とする支援の考え方についての説明がございましたが、具体的な協議には至っておりません。したがって、各市町村の負担額についても話し合いは行われていない状況でございます。

改築に対する財政支援の具体的な進展がない中でありますが、私といたしましては、富良野協会病院が二次医療圏における地域センター病院としての機能を最大限発揮し、町立病院との連携を図ることにより、町立病院の運営にとってプラスになる改善の見通しが確認できない限り、地域センター病院改築の財政支援については、町民に理解を得ることができない問題であると受けとめております。

今後どのように対処すべきか種々検討を加え、議

会とも十分協議をさせていただき考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 長期駐車自転車の取り扱いに関する経過についてであります。平成16年6月28日に現場に行き、駅前駐輪場に31台、駅裏自転車置き場に14台、長期放置と思われる自転車を確認いたしました。

駅裏自転車置き場に放置されていたもののうち、原形をとどめていないもの3台を除き、施行規則第10条に基づいて、調査期間を7月20日までとし、7月6日、放置自転車と思われるものに調査札を取りつけました。この間、駅前駐輪場及び駅裏自転車置き場に、それぞれ1台ずつが所有者によって引き取られたと思われ、また、駅裏自転車置き場の原形をとどめていないもの3台と、自転車としての機能を失ったもの11台、計14台につきましては使用不可と判断し、駅裏自転車置き場の環境阻害となると判断し、7月13日に廃棄処分を行いました。

調査期日を過ぎた7月21日、この時点での長期駐車自転車は29台となり、車体番号及び防犯登録をもとに警察、学校、自転車店に所有者を照会するなどの調査を行いました。所有者を特定するには至りませんでした。

その後、約1カ月間、引き取り者があらわれることを期待し、事務手続を保留していましたが、変わりがないため、8月20日内部決裁を経て、8月23日に条例第13条及び施行規則第13条に基づく、長期自転車の引き取りに関する告示を行いました。告示の期間を14日間とするところを誤って60日間としたこと、告示事項に、車体に対して1台ずつ記載すべきところを台帳一括記載としたこと、告示を公告と記載してしまったこと、これらの事務処理を適切に行わなかったことは、私の事務監督が不十分であり、まことに遺憾であると思っております。深くおわび申し上げます。

今後は、事務処理の正常化に努めてまいりたいと思いますので、御容赦くださるようお願い申し上げます。まことに申し分ありませんでした。

議長（中川一男君） 再質問。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、1点目の調査の札の取りつけの関係なのですが、条例では、規定の第10条で、調査した段階で取りつけをするということですが、台数が多かったり場所があれしったりという関係等も含めて、一気にできないケースがあるかと思っております。ただ、僕は先般、台帳を見ましたら、台帳の登載日が、6月28日にやっている

のは事実です。ところが、調査札というところに調査日というのが入っているのですね、それが7月6日になっているのですよ。ですからこれは、7月6日から起算して、引き取りだとか、その欄が全部段階的になっていくのですよ。

ですから、今、町長の答弁で、調査日は6月28日だということでしたけれども、実際の調査日は6月28日かもしれません。しかし、調査札ということを取りつけることになっている第10条からいけば、調査日という、僕はナンバー34という調査札のものを手書きでちょっと写してきました。そうすると、調査日、平成16年7月6日、上富良野町建設水道課都市建築班ということではっきりなっているのですね。

そうすると、私は、実際調査したあとがあるけれども、札をつける日があくまで調査日ということになるべきだと思うのですね。まず、この点をお伺いしたいと思います。

それから次に、2点目の関係なのですが、今、課長がまた改めて答弁をいただいたのですけれども、本来ならば、町長の答弁の中にそのことが入ってきていれば、私はある面で質問の手だてができたのです。

まず一つ確認をしたいと思います。駅裏の放置自転車14台確認と。使用不能な自転車と鉄くず同然の自転車3台を条例の規定のしるしをとらず処分したということでごさいます。それで今、最終的に14台処分をしたということでごさいますけれども、また、処分月日は7月13日ということでごさいます。現実にかこういうことが条例上できるかどうかということなのですね。条文の中に、自転車として使用不能だとか鉄くずだとかということは載っていないのです。その判断をだれがどこでするかということになってくると、逆に、条例、規則に定めたことのないことをやって、私の自転車はどうしたのかということのをされた場合どうなのかということ、まず一つは、しるしをしないて処分をしたということについて、お伺いをしたいと思います。

それから、処分の費用なのですが、一応14台ということですが、これについてはどういう形で支出をされたか、もしくは、これからされようとしているのかということ、お伺いをしたいと思います。

それから第2点目は、第2回定例会で、今まで何台処分をしたかという質問に対して、平成12年度が12台、13年度10台、14年度2台ということで、合計24台処分をしているのですね。この3年間の24台をどういう形で、条例に従ってやったかということ、

議長（中川一男君） 中村議員、ちょっと済みません、暫時休憩させていただきます。

午前 9時24分 休憩

午前 9時26分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名の件

議長（中川一男君） 会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩崎 治 男 君
を追加指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） これは、駐輪場を持つ自治体がどこでも、それぞれその対策に苦慮しているのですね。それで、私も富良野、美瑛町等も行って見てまいりました。富良野は12月1日で駐輪場を閉鎖する。特に駅前の除雪の関係で、今の駐輪場に全部雪を持っていくというようなこともありまして、今の段階では、駐輪場の奥の草のところに置いてある。そして、12月の段階で一応引き取りの告示をする。そしてその後、14日過ぎてから一応廃棄処分を、引き取らなければしすよということで、その段階で市役所の裏の駐輪場に持っていつている。

それから、美瑛のケースの場合は、駐輪場が道の駐輪場でごさいますので、ずっと駐輪場の奥の方に積んでありまして、その段階でまた、道の条例に沿った形で対策をしておりますけれども、最終的には廃棄処分をするという告示をして、60日間は美瑛町の役場の方に持っていくというのが実態でごさいます。

そういうことで、上富良野町としても、特に駅裏の駐輪場は非常に狭いということもあります。そんな関係で、今後の長期放置自転車の保管についての対策について、お伺いをしたいと思います。

それから、3点目の関係です。放置自転車がどんどんふえていく。しかし、防犯登録をできるだけするようにということで、私も駅前、駅裏の駐輪場の実態を見ますと、防犯登録が半分以上あります。それから、中学校、高校等の通学用のシールが張っているのが半分ぐらい。ですから、それを全部たどっていけば、全般的に、95%ぐらいは所有者の確認

はできるのです。

それで、一応、施行規則の中に、12条、防犯登録番号等により、警察への照会ということで規則に載っているのですね。載っているということは、僕はこの段階で、制定したときに、自転車振興会やそのほかの関係機関と協議をして、防犯登録で警察へ照会できるということが知っているはずだと思うのですね。

というのは、僕、先般、札幌へ出たときに北海道警察の本部に、このことについて確認に行っていました。というのは、私はここの交番で、先般質問したときに、上富良野交番へ行って聞いたたら、それは、個人ではできないけれども、役場だとか、それから、もしくは犯罪にかかわることがあるのであればお教えすることはできますよという話でした。だけれども、今回の答弁書を見ると、それもならないという形なのですけれども、通称、自転車法というのがあるのですね。

私、自転車法のあれをインターネットで引っ張ってみました。正式な名称は、自転車の安全上の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律というのがあるのです。そして、道警へ行ったら、「それは、第6条ですよ」ということで、条文を教えていただいたのですけれども、それを引っ張ってみますと、第6条、市町村長は駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能低下を防止するために必要であると認める場合において、条例で定めるところにより、放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならないという中の第6項なのです。都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより、撤去した自転車に関する資料の提供を求められたときは速やかに協力するものとするということで、道警側ははっきり、照会が来たら教えますよということになっているのですよ。富良野市でいったら、私の方は調べていますと、大体1週間から10日ぐらいで道警から戻ってきますよということです。

ですから、この答弁書を見ると、本当に所有者の調査をしたかどうかということ、ただここの交番で聞いたから、そうなのかというようなこと。もう1点、今月の9月11日の朝日新聞に、これは何でござるかというあれが載っているのですね。その中に、防犯登録の効果はどうなのだとか、そういうことが新聞記事で載っていました。

ですから、本当に皆さん方が、担当者が、この放置自転車をいかになくそうということ、それから、所有者に返すということが原則ですから、そういうことの努力が足りないのかなという気がいたし

ます。そして、道警に聞きましたら、防犯登録は10年間保管してありますと、ですから、10年の間は十分できますよということでございます。

したがって、一般に言う自転車法というものに対しての全然理解がないのではないかと、勉強をしていないのではないかと気がまず第1点です。これについて、自転車法の関係でお伺いしました。

それから、車体番号の関係については、まず、全国規模ではあれなので、車体番号、どこに行って、それからどう行ったという、特に、量販店等がありますから、これは不可能だということでは理解できません。

それから、学校関係のステッカーなのです。それで、教育委員会を通じてということでしたが、私、実はきのう学校へ行ってきたのです、中学校へ。そして、私のメモしてある駅裏の自転車、それから、駅前の自転車、全部チェックしていただきました。というのは、だれがどうのと、名前は私は確認しません。例えば、通学用、上富良野中、何々の番号、シールは赤ということで確認をしたら、驚くことなかれ、駅裏3台のうち3台全部氏名がわかりました。それから、駅前は2台のうち1台がわかりました。しかし、もう1台は、住所、名前、電話番号が全部入っているから、最終的には5台中5台が全部確認できたのですよ。

ですから、本当にやるならば、こういう関係で私が調査した段階ではこうやってわかるのですから、できるだけ放置自転車をなくす、それから、処分を町費でやらないような形ということでやっていかなければならないと思うのですね。

そんな関係で、上富良野高校はちょっと行きませんでしたけれども、上富良野高校のシールの張ったのは1台しかなかったので行きませんが、とりあえず、上富良野中学校の関係については、そういうことで、わかるということでございます。

そういうことで、学校関係については、今後どうするかということで、富良野市役所でも富良野高校に、通学用であったリストをくれないかと言ったけれども、学校側では拒否されたということで、その都度確認をしているということでございます。

したがって、これらの関係についても、今後どうするかということで考えていかなければならないのではないかと思います。

それからあと、所有者が引き取ったと思われるのが2台ということで、これは、恐らく今の答弁から言えば、積極的に調査をしてわかったのではなくて、いつの間にか札がついていたものが、こうだということだったと思われます。

したがって、私は、この3点目の所有者の調査と

いうのを積極的にされていなかったのではないかと
いうことでございます。

それから、4点目の自転車の引き取りに関する告
示年月日が16年8月20日ということございま
す。確認しますけれども、本当に引き取りに対する
告示ですか。というのは、8月23日に役場の前
に、上富良野町公告第6号ということになっていま
す。そうすると、この条文からいくなれば、今、課
長から答弁あったけれども、間違いでしたというの
ですが、条例13条、施行規則13条は、確かに引
き取りに対する告示なのですね。しかし、期間が6
0日ということであれば、これは処分に対する告示
なのですよ。それは、誤っておりましたというこ
とでございますけれども、ただ、上富良野町の公告第
6号が、こんなミスがあっていいのかどうか、この
チェックをどこでしているのかということ、単なる
担当課でやったものがそのまま上がってきている
のかという気がします。

それから、60日ということであれば、一応、間
違いであるというのは、8月23日の告示になって
いるのですよ、8月20日ではないのですよ。そう
すると、23日から言うならば、一応、平均的な告
示は、14日から14日といったら翌日から計算す
るのですね。これはこの日から計算しているのだ
す。極端に言えば、何日間ということになると、夕
方掲示をした場合、やっぱり翌日からになります
ね、暦日から言えば。そういうことがなくて、8月
23日から10月21日、私の計算からすると、8
月24日から10月22日、1日違っているという
ことですね。

そういうことで、引き取り告示と、それから、処
分告示とがごっちゃになっているというのが実態で
あるので、その点は、今、課長からお話があったの
で、一応間違いだったということで了解をいたしま
す。

それから、第5点目の引き取りに対する告示の期
間終了後、処分の関係がなるということございま
すけれども、そうすると、現実に7月6日からず
っと逆算をしていくと、細則で、9月6日に処分の告
示をし、11月4日で終わるのですよ。ですから、
こんなものがみんなごっちゃになっております。

したがって、町広報に載っておりますね、9
月号に、長期駐輪自転車について、町では、JR上
富良野駅前の駐輪場に長期にわたり駐車している自
転車の持ち主を探すため、条例及び規則の規定によ
り告示しました。なお、平成16年10月21日ま
でに申し出がなければ処分します。心当たりのある
方は建設水道課都市建築班、電話番号何々。これ
は、まるきりやれないことをやっているのですよ。

こんなことがまかり通っているということは、非常
に私は、事務方が何をしているのかという感じをし
ております。

それから、処分を公告するには、一応、告示事項
というのは決まっているのですよ。1、製造業者
名、2、車体番号、3、防犯登録番号、4、車体の
色、5、駐車している自転車駐車場の名称及び位
置、6番目、処分期日、7番目、連絡先。そういう
ことであれば、今回の公告第6号は、上富良野町自
転車駐車場の管理に関する条例第13条及び施行規
則第13条の規定により公告する。長期自転車に対
する関係台帳は、上富良野建設水道課建築班におい
て、平成16年8月23日から10月21日、一般
縦覧に供するという。ですから、本来の公告事項
と、この条例に定めている告示事項とはまるきり
違っているのですよ。

それからもう一つ、この条例集の中で誤りがある
のですね。規則の第15条の5項、駐車している自
転車の名称及び位置」となっているのです。恐ら
く、駐車している「自転車駐車場」というのが抜け
ていると思うのです、条例の中で、それをちょっと
再確認をしていただきたいと思います。

そういうことで、こうやって公告は役場の前に出
してあります。しかし、町広報ではこんな形で出し
て、でたらめなものがどんどんやっていくというの
は、今回私が実態調査をして、非常に町長は嚴重に
やるということで、指導をしたということございま
すけれども、指導された側はびっくりしたのかど
うなのか、全然内容と方向が違うような作業をされ
ているような気がいたします。

それから次に、6点目の関係です。調査の時期の
関係。今まで指定をしていなかったけれども、今
後、5月に実施をするということでございます。富
良野は12月、美瑛は5月24日を基準日にしてい
ます、見てみましたら。ということは、上富良野中
学校のシールのあるのは、富良野高校かよその学校
へ行って、卒業してそのまま自転車を放置するとい
うケースだろうと思うのです。ですから、美瑛もそ
ういう形で、5月ということ設定をしていると思
うのです。私もその時期の方が適切かなと。

言うなら、放置自転車として確認する期間があ
る。それから調査札をつける、それから引き取りの
告示をする、処分告示をするということになると、
5月が適当だという気がいたしますけれども、一つ
は、これらの実施、調査する前の作業が僕は一つあ
るような気がするのですね。

したがって、この調査の実施方法について伺いし
たいと思いますけれども、たまたま町では、町民生
活課が自転車、オートバイの盗難を防ごう、それか

ら、かぎ、名前を登録しようということで荷札をつけています。私は、その荷札に日にちを入れるようになっていきますから、それを1回荷札をつけて、それから、放置されているかどうかの、その荷札が取られてなければ放置自転車と確認をして、調査札をつける段取り、そして、調査をする、それから、引き取り告示をする、それから、処分の告示ということでやっていった方がいいのかなという気がいたしますので、それは今後の実施方法については、私としてはその方がいいなという気がしますけれども、一応、担当の方はどう考えるかということで、お聞きをしたいと思います。

それから次に、引き取りに関する告示、それからもう一つは、処分に関する告示でございますけれども、一応、告示事項は条例、規則によってぴしっと決められております、ですから私はそのとおりやらなければならないし、やっていただきたいと思えます。たまたま富良野、美瑛へ行った場合、本来的に自転車を利用する人たちは、駅前駐輪場、駅裏の駐輪場、役場のここへ、告示欄で、正規にはやらなければならないと思えますよ。ですけれども、富良野の場合も美瑛の場合も、それもやりながら駐輪場のところにも張る。そして、注意、喚起をする、そして、引き取っていただくような形ということで、私は当然やるべきだと思うのですが、その点、どのような形で引き取り告示するか、処分する告示の周知ということで、それについてお伺いをしたいと思います。

それで、富良野のケースからいくならば、掲示板にもつける、それから、駐輪場にも掲示をする。それから、各学校にも一応周知をする。言うなれば、自転車が放置されているので、撤去される旨、町からあったというようなことを各学校にお願いをするということはどうかという問題。

それからもう1点は、当然今回、9月号の町の広報誌に載りましたので、そういう形で広報紙の活用ということでもやっていかなければならない。できるだけ、基本的には自己管理と言えども、自転車が安くなって、我々が子供のころと比べると雲泥の感覚がいたします。したがって、できるだけ放置する自転車はなくす。そして、町費で処分をする自転車をなくすというようなことを考えていかなければならないのではないかと思います。

それから次、7点目の関係です。当然、自転車法では、防犯登録を自転車販売店がやるということで、一応やらなければならないと義務づけられております。それで、放置自転車のあとどうするかということで、富良野のケースでございますけれども、富良野は、大体12月で100台ぐらいある、10

0台あるうち、一応本人の調査をしたら、大体40台ぐらい減ると。それでもなお来ないケースで、一応処分公告をして、期間過ぎれば破棄をするのだと。使える自転車がある。そうすると、一つは、ふれあいマーケットに出して販売をする。

それからもう一つは、市職員が近距離に仕事で行く場合に、公用自転車ということで活用しているとか、ちょうど富良野市役所の庁舎の裏側へ行きますと、公用自転車駐車場とちゃんとあって、全部、公用自転車ナンバー何と番号を打っております。僕行ったときは6台ぐらいあって、最後の番号が15がありましたから、これは15台は絶対あるのだと、聞きましたら、それぞれ出先の機関についても、そういうことで使うようにしていますよということなので、自転車法では、最終的に廃棄処分をしますと公告して来なければ、それぞれの自治体の所有のものということになっておりますから、だから一つは、活用方法としてはそういうことがあるのかなという気がいたします。

ただ、富良野市役所でも言っていましたけれども、外国製品の自転車が結構入ってきて、そうすると、直そうと思っても部品がないというようなケースが結構あるので、見た目は使えると思うけれども、一応、この場所を直そうと思ったら、できなかったケースがあるというようなことは言っております。

そういうことで、一応、長期自転車の関係については、事務方でのいろいろな手続のミス等、認識の違い等もあつたらうと思えますけれども、いずれにしても駅周辺に放置された自転車ができるだけ少なくなるように、そしてまた、廃棄処分の関係が町費でしないで済むような形をとっていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから次に、地域センター病院の改築計画と当町のかかわりの関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

私は、富良野地区広域市町村振興協議会委員会の関係をいつ開催されているかということと、とりあえず地域センター病院のかかわりはそこで協議をされているものと、そういうことで、北海道新聞、それから日刊富良野の催しの日程が入っています。それをずっと調べていったら、こういうようなことがあったので、それであれば、この日程の中でどういう協議がされて、どう発展しているかということをお尋ねしようと思って、日別にちょっとお願いをしたところでございます。

それで、3月26日の委員会、上富良野というのは、3月30日に富良野市と病院側とで協議会、駅東側に用地決定をしております。ですから、この段

階では、内々わかっているなという感覚がしていたものですから、一応、町長の答弁では、3月26日に建設場所、支援の考え方について協議をされたということで承知しますけれども。

4月8日、委員会が富良野で行われました。それで、用地決定されたということで、たまたま4月9日に、富良野市議会の中心市街地活性化、地域センター病院にかかわる特別委員会が開催されています。そうすると、その前日ということで、恐らく僕は、療養病床40床の廃止、病床数307が254、感染症の4床を含め、将来、脳神経外科の新設、それから、循環器科の充実ということで協議をされているなということでございましたけれども、この中では、町長の答弁では、2病院長の出席のもと、前2回の委員会で議論された地域医療体制に関することを議題として、種々意見交換を行ったとあります。

それで、種々意見交換を行ったという中身の問題なのですが、一応、振興協議会委員会の委員会で、病院に何点かの質問をしております。この中で、いろいろな課題を首長側から出して、それが最終的に9項目に分けて解答書が来た、出されたということで。たまたま富良野の市議員の方から9項目の内容について、きのうファクスをいただいたところなのですけれども、それで、そのことについて町長もかかわっているだろうと思うのですけれども、まずその点をお伺いしたいと思います。

それから、この会議の中で、自治体の負担は建設費の2割、各首長にも了解を求めたという富良野市長の見解でございます。それで、恐らく町長は、それは、了解を求めての了解でなくて、聞いただけだということだろうと思うのですけれども、その点を確認いたしたいと思います。

それから、5月20日、総会がありました。この中で、改築問題についての議題は上がっておりませんが、その後の経過状況について確認の質疑がなされたところでありますという答弁でございます。それで、もしあれであれば、確認の質疑の内容についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、8月10日、委員会が開催されています。ところがその前の8月5日に、地域センター病院整備検討委員会が開催されています。町長の答弁では、8月10日の委員会では、この問題については一切議論をいたしておりませんということでございましたけれども、私は、この検討委員会、やっぱり大きく変わっているのですね。こういうような療養型病床40床を4月の段階では廃止をすると言ったものが、今度は、現状の40床にプラス18床して58床にすると。それから、病床数は30

7が254、そして270。それから、脳神経外科は、将来は新設するが、設置断念というような大幅な変更が8月5日の地域センター病院整備検討委員会を出されております。

そうすると、8月10日の富良野広域圏での委員会で、何もなかったということはどういうことなのか、町長は、ないものはないのだということをおっしゃると思いますけれども、現実に改築関係の整備委員ですけれども、ちなみに、富良野医師会の会長、副会長、それから、地域センター病院の院長、それから、老健富良野の施設長、福祉協議会の会長、連合町内会長、女性団体連絡協議会の会長、副会長、それから富良野市の助役、保健福祉部長という11名の構成なのです。そうすると、助役も出ている、それから、保健福祉部長も出ているのであれば、大幅に変わったことを、なぜ8月5日の検討委員会で決めたことが、10日のこの中に出てこないのかという、私は本当に不透明な部分があるなということで、それが既に新聞に発表になっているわけですからね。ですからその点でどうなのかということで、一切議論はいたしておりませんということで、出ないものは出ないでしょうがないのですけれども、富良野市側のこの問題に対する対応についてちょっと疑問を感じるところであります。

それから、再質問の問題でもう1点、地域センター病院の整備検討委員会が7月4日に発足して、第1回の役員会、設立目的はわかりませんが、委員の構成は今言ったような形で、そのほかオブザーバーとして北海道からと、それから、富良野保健所からも入っております。それから事務局として、センター病院から2人、それから富良野市から3名入っておりますけれども、この発足に対して、この広域圏の委員会の中で何か論議をされたかどうかということで、こういうものをつくって、こうやるというようなことがあったかどうか、お伺いします。

それから、第2回の地域センター病院整備検討委員会で、病院改築計画の基本構想は大幅に変更になりました。そのことについては一切報告がなかったということで理解をしてよいかどうか確認をいたしたいと思います。

それから次に、療養型病床の関係です。

現在の40床が廃止になる。そして、現行の40床から18床増床して58床ということで、このことについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、2点目の関係です。第1回定例会で、私の質問に対して町長は、2月26日の富良野地区広域市町村圏振興協議会での協議内容は、この会議

で初めて富良野市より、地域センター病院の改築についての経過、建築計画案、また、建築予定地についての報告がありました。各町村に対する具体的な要請等の提起はなく、ただ単に計画状況の説明を受けたのみの会議内容でございますし、また、協会病院の建築は、あくまで富良野市の第一次医療圏の協会病院であるので、この建設は富良野市が主導をとって、富良野市が対応すべきと認識しているということで答弁をされています。

しかし今回、私の質問に対して町長は、2月26日に出された改築計画案を変更した内容については、富良野地区広域市町村振興協議会委員会において報告は受けていない。だから、計画変更については、病院側の諸情勢を含めて検討した結果によるものと受けとめるという見解が示されています。

しかし、富良野広域圏の二次医療としての地域病院改築は、市立病院を持たない富良野市の市医療として、富良野市主導は当然認めなければなりませんけれども、改築の基本構想、改築の大幅変更は、富良野地区広域市町村振興協議会委員会に報告や意見を求めることもなく進められたことに対して、大きな危惧を感じます。

それで、地域センター病院の変更経過を見ますと、資金計画等もありますけれども、当初、総工費70億円、これは、4月9日の富良野市議会の活性化委員会が出された。これが8月5日の、言うなれば整備検討委員会の中で59億5,000万円になっています。それから、病床数は、先ほど申し上げたように、現在307が、4月9日の活性化委員会では254、そして、8月5日の検討委員会では270床と言っています。

それから、療養型も、先ほど申し上げたように、40床が、4月9日の活性化委員会では廃止が出されて、そして、8月5日の検討委員会では18床増床の58。

それから、脳神経外科の新設については、4月9日の活性化委員会では新設をする。それから、8月5日の検討委員会では新設を断念。そして、9月2日の検討委員会には、将来は新設ということで、くるくと変わってきているということでございます。

したがって、私は改築計画の大幅変更が、平成16年7月8日に発足した地域センター病院の整備計画検討委員会が中心になって進められている実態だろうと思うのです。そういうことで、一つは、全然意見も聞くというようなことのない形での進め方について、町長の率直な見解を伺いをしたいと思います。

富良野市議会が現在進められています。私、1

3、14と傍聴してきました。富良野市長は、この整備検討委員会は、あくまでソフト面をやってもらうつもりだったということなのですけれども、現実にはこういう大きな変化をしているということで、答弁の中で申しておりました。

次、自治体の財政支援の20%のことでございます。

建設費の2割負担を各首長に了解を求めたというのは4月8日の段階でした。それから次に、沿線自治体は20%上限にして支援をすると確認したと。了解を求めたけれども、それは、ただ聞き置いただけだという僕は尾岸町長の判断だろうと思うのです。まず、その関係について、了解を求めたかどうかだったかということです。

それから次に、20%を上限に支援すると確認したということで、私が傍聴した9月14日の富良野市議会において、高田市長がはっきり言っております。そうすると、上限でありますからいいですけども、恐らく私は確認をされていないような気がするけれども、現実には、そういうことで改築実施計画が決定されていない中で、建設費の20%というのがひとり歩きしているのですね、現実には。70億円のときもそう、50億円のときもそうということになっています。

そういうことで、地域センター病院として改築された後の医療サービスがどうなるのか、また、二次医療圏として、上富良野町立病院の運営とのかかわり方、内容が決定しない段階で20%の財政支援ということについては、20%の中の比率は云々にしまして、とりあえず20%がひとり歩きしているということについて、町長の見解を求めたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、長期駐輪自転車の対策の問題でありますけれども、このことにつきまして、幾つかの中村議員からの方法、方策等々の提言もありました。これらにつきましては、十分配慮しながら担当の方で十分精査して、対処させるよう指示をいたしたいなというふうに思っております。

まず、認定後の保管場所等々について、今、町としてはそういう保管場所の対応でき得る場所を持っておりませんが、今後の課題として、十分これらも検討しながら、現在の駐輪場あるいは自転車置き場の中で対応するのではなく、別なところでできるかどうかについても、ひとつ検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それからもう1点、防犯登録だとか学校の自転車の登録等々につきまして、先ほど報告させていただきましたように、個人情報であるというようなことから、情報を提供されていないと、それで、所有者の確認調査が十分対応できなかったということで、担当からのお話があるわけでありましたが、私は担当の方に指示をいたしました。助役の方にも指示いたしました。議員おっしゃるように、これは個人が対応することではないと、町として、行政がこういう長期放置自転車の処分をするための、処理をするために必要な情報である。このことを警察当局も、あるいは学校当局も、あるいは販売店も協力してくれないということはまずないのではないのかと、十分これらについては、議員が質問、御意見にありましたように、十分対応するようにというふうに指示をいたしているところであります。

個人情報ではありますが、これは、行政が対応することについて、必ずしも個人情報として提供を受けられないものであるというふうには私は認識しておりません。いろいろと今勉強させていただきました。その中で、今後も対応するよう強く担当所管に指示をしていきたいというふうに思っております。

また、条例、規則の適用につきましては、その運用につきましては、当初から謝罪申し上げましたように、また、加えて担当課長からも謝罪申し上げましたように、条例、規則にのっとった対応の仕方に不備があったということにつきましては、深くおわびを申し上げますとともに、善処方を指示いたしているところでございます。

告示事項、あるいは方法等々につきましても、掲示板に告示するだけではなくて、駐輪場あるいは自転車置き場等々、または学校等に対する周知等々も含めながら対応していかなければならないと。

それともう一つは、駐輪場を設置したことにより、利用の促進がなされてきているという状況の中で、過去とは違った長期放置自転車の対応ということが重要な課題だと。条例と規則は制定しておりますけれども、当初はそれほど、現在のように何十台も毎年出てくるというような、果たして予測をしてこの条例をつくったのかなというような部分もありますので、担当には、この条例の見直し、是正すべきものは是正し、法律に基づいた中での条例の見直しや規則の改正等々について検討するよう指示をいたしておるところでありまして、我が町に適した対応を図っていくというようなことで、今後対応していかなければならないと。

議員からも御発言ございました、放置自転車を1台でも少なくする、あるいはなくすと。そして、そのことによって、厳しい財政の財源を捻出した、処

分費用を使っていくというようなことのないように、十分な対応をするよう、いま一度、また担当所管に指示をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なおまた、私が説明漏れした部分につきまして、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

次に、センター病院の件でございますが、議員から御発言ございました委員会、広域圏の委員会のそれぞれの委員会の議事録等々も精査させていただいておりますけれども、基本的に、2月26日には、これはたまたま上富良野町で都合がありまして、この委員会を上富良野町で開催したという経緯でございます。このときにおいて、富良野市の方からセンター病院の改築の課題、改築の費用、それから、設置病床等々の話が出て、説明を受けたところでございます。

その中で、私どもとしては、この場所で、高田市長の方から、富良野市としては土地の問題、それから、建築資金の20%、そのうちの80%は富良野市が持つというようなことでの説明は受けました。しかし、それを委員会議決として、では、4町村が残りの部分を負担しますという議決は一切されておりません。私はそのとき申し上げましたのは、いつも申し上げておりますように、センター病院として、上富良野町としては、第二次医療圏としてのセンター病院としては重要な位置を占めていると。しかし、我が町には、第一次医療圏としての町立病院を、自治体病院を抱えている。その自治体病院を抱えている中で、二次医療圏のセンター病院に対し、建築資金を負担するという事はなかなか難しいと。町としては、その対応については、センター病院が町立病院にいかにかかわるかということを示してくれて、そのことが町民が、先ほどお答えさせていただいたように、町民が理解を示してくれるような状況下になれば、我が上富良野町としては、協会病院に対する建築資金の負担については不可能であるということでお話を申し上げました。

その折だったと記憶いたしておりますが、これは何回目だったかわかりませんが、占冠村さん、それから、このときは病院から事務部長並びに篠田院長も来ていた中での委員会だったと思っておりますが、各自自治体に、どうだというような話がありましたが、各自自治体は、やはり病院を持っていない占冠、南富良野については、やはりお世話になっておるので応分の対応はやむを得ないのかなというような御発言でありましたし、中富良野町さんにつきましては、基本的には、私どもと同じように町立病院を抱えて、頭を抱えていると。これらとの関係が、病病連携が

どのようにしていくのかということを中心しながら、やはり何らかの支援はせざるを得ないのではないかというような話になっておりましたが、上富良野町としては、原則は支援できないと。しかし、センター病院としての義務を果たしてくれて、一次医療圏の町立病院に対する対応が、このようなことができ得るということであれば考えますよというお答えをさせていただきました。

そういうようなことがありまして、しばらくしてからの委員会の席に篠田院長がおいでになって説明を受けたときに、上富良野町さんは産婦人科を廃止したと、我が町の産婦人科の医師を週に1度くらい派遣してもいいという、今は産婦人科医がいなくても、今度、院長の友人が、産婦人科医が来るので、1週間に1度くらい派遣してもいいですよというような、協力はできますよというような御発言がございましたが、残念ながら上富良野町は産婦人科の器機は皆処分してしまったと、おいでいただいても、それらのものを整備するということになりますと、とてもじゃないけれども大変であるので、御厚意はわかるけれども、病病連携の中で、この件については、上富良野町立病院としては対処でき得ないということで、お断りをいたしました経緯がございます。

そういうようなことを含めながら、過日も篠田院長がおいでいただきました。そのときも私ははっきり申し上げましたのは、町民に理解のできるセンター病院としての町立病院の病病連携の対応をどうしてくれるのかということを示していたかない限り、上富良野町としては御協力はでき得ないということで、お話をしているところであります。

また、委員会の中で、いろいろとお話をされた中で、5月20日の委員会において、我々自治体もただ放置してじっとしているわけにはいかないというようなことから、担当の保健福祉部門の幹事会の中で設置して、この中で、ひとつセンター病院について、広域の中で検討しようやということを正式に確認をいたしまして、保健福祉専門部会を設置しているところでございます。

そういうようなことで、その会議の、前後いたしますけれども、そういうようなことを含めながら、委員会としては正式に、いろいろな面で結論を出していないというふうには私は認識いたしております。

また、私どもは、委員会としては、協会病院の最初のお話があったときに、設置場所についても、病院の対応についても、これは、議員も御意見にありましたように、これは、富良野市の第一次医療圏としての病院であるのだから、富良野市が中心になって考えなさいと。しかし、センター病院として、地

域第二次医療圏のセンター病院として、第一次医療圏の上富良野町立病院、中富良野町立病院、占冠、南富良野の診療所等々の連携をどのようにして対応していくのかということをお我々に提示してください。そのことによって、各自治体は、センター病院の対応によっては協力をせざるを得ない、協力しますよというようなことでありましたが、というふうには私は認識いたしております。

ですから、今、議員から協会病院の病床だとか、あるいは科の設定等々について、どうも私どもが阻害されているのではないかなということでもありますけれども、私は、私個人としては一向に構わないと、言うならば第一次医療圏の協会病院をつくるのに富良野市が一生懸命になってやってくれる、そして、地域センター病院検討委員会というのは、私もよく記憶にはないけれども、これは、富良野市の医師会長が長になっている組織でないかなというような気がいたしておりますが、その組織の中でいろいろと検討はしているということは耳にしております。しかし、それを我々委員会の中で、その検討結果を報告を受けて、最終的にどうのこうのという審議はしていないということで、これは、富良野市の問題と私は受けとめているということで、ひとつ御理解をいただきたいなというふうには思います。

そういうようなことで、財政支援等々についてもあれですが、あとは、変更でありますけれども、当初計画の変更であります。私は当初に、協会病院の事務部長並びに院長との委員会のお話の中で、センター病院の脳外科等々の問題と、それから、当初は療養型は廃止して、慢性期型はすべてやめて、急性期型の病院にすると、慢性期型は地域病院で対応していただくというふうに対応するというところで発表されたときに、私は提言申し上げましたのは、富良野協会病院が療養型の40床を廃止するということは、病院経営上、それは病院が考えることであるぞと。しかし、富良野圏域として、この40床が廃止されたとき、療養型をどう対処するのか、地域が対処するのか、これは広域として責任を持って対処しなければいけない課題であるぞということは、会長である高田市長にも提言し、各市町村もそのことについては懸念を表明いたしましたことを記憶いたしております。

そういう中にありまして、改正された部分に、脳外科は今度はやめましたと、療養型については18床ふやして、58床にしますというような話が地域センター病院の検討委員会等々で審議されたという報道を聞いております。

その中で、私として懸念したことは、今、富良野保健所管内において、一般病床のベッドはオーバ-

フローしておりますが、療養型については、私の記憶はちょっと数字的には定かではありませんが、30何ベッドぐらいがまだ不足しているというような記憶をしておるわけでありまして、それで、昨年は、協会病院も西病院も上富良野町立病院も、これの改正申請をしようということで立ち上がったわけでありまして、御案内のような諸般の状況の中で、各病院は、私どもも同じであります、引き下げた。そのことによりまして、療養型病床群はまだこの圏域では不足しているという状況の中で、58床、18床ふやしたことによって、残りの、富良野圏域の中で残されている療養型のベッドを、今後、上富良野町にしても、時期が来れば早急に対応したいなというふうに考えておりますので、そういうようなことを含めながら、十分検討をしなければならぬ課題であるということは、過半、篠田院長が町においでいただいたときに私の方では申し上げたと。

そして、脳外科の問題につきましては、その以前から西病院の理事長等々からいろいろなお話を聞いておりましたが、そういう中であって、しばらくやめると、しかし、将来的には対処したいのだと、今はやめるというお話を聞いて、それらの部分を含めて、基本的には、1階の階数を減らすことによって、70億円が約60億円弱の建築資金になりそうであるというような話をお聞きいたしていると、これは篠田院長から過日お聞きしたということでありまして、私は、それを賛成するとも反対するとも言わないし、ただ、問題提起をしたのは、療養型の18床の増床については、各地域の課題があると、上富良野町立病院としても、これは課題あるということで、御指摘は申し上げているというような状況でございます。

そういうようなことで、今現在に至っては、2月26日、それから3月26日、4月8日、それから5月20日、8月10日、この間におきまして、センター病院として議題に乗って対処したのは、2月26日に富良野市から、先ほど言いましたように場所の設定、それから、方向性を示していただいたと。そして、3月26日には、病院の院長並びに事務部長の出席のもとで、各市町村との討議をいたしたということでございます。それから、4月8日の委員会におきましては、市町村が質問をした部分についての回答をいただいたと。それから、5月20日につきましては、先ほど申しましたように、各自治体の幹事会、保健専門部会の設置を正式に決めたと。そして、8月10日には、精神障害者社会復帰施設の課題でありまして、センター病院の課題はなかったということでございます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の調査札の取りつけの仕方でございますけれども、事実6月28日に行っておりまして、調査日と調査札をつけたのと同じ日と考えて、調査日数のカウントから14日間ということで、28日と7月6日までのタイムラグがありますけれども、所管の考え方といたしましては、7月6日に調査札をつけて、期間を14日から20日までとした、そういう考えを持ってやったものでございます。

2点目の駅裏の自転車の処分でございますけれども、これにつきましては、使用にたえないものというか、不可能なものとか、またあそこ、JRの列車等での一般の乗降客などの目に触れるというようなことから、環境を阻害しても困る、そのような判断から処分をさせていただいたものでございます。

また、処分の費用につきましては、公住の団地内の不用品と一緒に町の2トンダンプに積みまして、14台、1台当たり150円ということで、2,100円を支出させていただいたものでございます。

保管場所につきましては、今後きちっと管理できるというような観点から、例えば駅前駐輪場の屋上などに保管を考えていきたいというふうに考えております。

三つ目の所有者の確認のところでございますけれども、これにつきましては、今後、再度関係機関に出向きまして、情報を得ていきたいというふうに考えております。

5点目の告示等につきましては、今後、もう一度正常化に戻して、取り進めてまいりたい、そのように考えております。規則の第15条で、議員御指摘のところにつきましては、そのとおりでございます。

6点目につきましては、調査に当たったのことでございます。今後におきましては、5月のころということでございますけれども、そのときに予備調査ということで、事前に何日かをかけてやりたいと、そのように考えております。

7点目の引き取りの告示等での掲示などでございますけれども、これにつきましても、役場前の掲示板だけではなくて、駐輪場または適当な場所があれば、そこにでも複数掲示していきたいというふうに考えております。

また、自転車の処分になったものにつきましては、使用できるものについては、経費のそれほどかからない程度で修理等ができるものであれば、内部でその辺のことも十分検討して、処分されようとしている自転車についての再活用、再利用につきまし

ても検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 駐輪場の関係なのですが、一つ、自転車法の第6条の5項で、撤去だとか、それから保管、処分費用、これは、当該自転車の利用者に負担をさせることができるという、費用の請求ができるということになっている。というのは、引き取り告示を出す、言うなれば、警察署とか学校に通知を出すことに条例でなっています。それで、取りに来なかった場合は、最終的にその処分費用を請求するということができます。

そういうことで、これらについても一応今後、もう要らないから、使わないから、もう息子は東京へ就職したし、あれだからといろいろなケースがあると思うのですね。それから、先ほど課長が報告にあったように、私も現場を見てきました。本当に使用に耐えられるような状態でなくて、前輪がないだとかサドルがないだとか、もう前輪も後輪もパンクしているだとか、さまざまな自転車があります。しかし現実に、駅前の駐輪場にはそういう自転車がないのですよ。駅裏にそれがあるのですよ。あるということは、捨てに来たのだと僕は認識するのですね。でなかったら、あんな形で乗ってきて、もう要らないということはありませんし、担当の課長も現場を見て、これはここへ捨てに来たのだという感覚があるということなので、それらも踏まえて、そういう自転車の中でも、登録番号や学校通学用のシールも張ってあるので、できればやっぱりそういうことで、費用の請求をするということをおひとつ考えていただきたいということでございます。

それから次に、協会病院の関係です。

恐らく町長が今答弁した4月8日、篠田院長を迎えてということで回答があったというのは、これは、地域医療対策についての回答ということで、9項目あるのですね。今、町長の言うケアミックスという療養型から急性期型への特化だとか、それから、療養病床40床の廃止、それから、病床数の減少、307から254、それから、将来的、脳神経外科の開設、それから、循環器科の充実、呼吸器科医師の固定化、災害拠点病院の整備充実、救急医療体制の整備、それからもう一つは、病病・病診連携、病院と病院、病院と診療所の連結の確立というようなことの9項目が町長や首長会議の中で出されたものを院長が報告をしたと思うのです。これが一つの方向になっていたと思うのですけれども、先ほど申し上げたように、整備検討委員会でそういうことになったということで、整備検討委員会のメン

バーは、町長もお話のように、高橋内科の先生が委員長、それから柏木病院の先生、それから北の峰病院の先生等が入ったり、市役所、それから各関係団体が入っていますけれども、ただ、このことで、今私が言いたいのは、地域センター病院の改築の基本構想というのがここに私も今持っております。

この中には、新病院の理念、新病院の建築概要等が載っていて、資金計画等も載っておりますけれども、これらの9項目に対しての回答、それから、地域センター病院としての基本構想について、一応合意をされたことが一方的に大幅変更されたということについて、一昨日の富良野市議会で高田市長は、基本構想が大幅に変更されたということで、この基本構想の原点に戻って再確認を求めていきたいと、そして、今出されたことは、大幅変更のことは改築計画の根幹にかかわることなので、再協議をするということをはっきり言明をされておりました。富良野市長の立場と上富良野町長の二次医療圏として関与する協会病院、第一次の富良野とはおのずから違うとは思いますが、一応、富良野市長は、そういうことで、基本構想の再確認を求めるといふことと、それから、再協議をするということでございます。

したがって、そのことについて、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、長期放置自転車問題でありますけれども、このことにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、その放置自転車が1台でもなくなるような施策をどう展開していくのかと。そして、放置自転車の処分をするために、厳しい財源の中から費用を繰り出すようなことのないように最大限努力していく。そのためには所有者の調査の徹底を図って、御指摘ありましたように、所有者がわかるのであれば処分費用の御負担も請求するということも含めながら、そして、抜本的に、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、条例、規則等々の全面的な見直しを図りながら、それに沿った担当の処理をさせていく、再度ひとつ十分に担当を指導していきたいというふうに思っております。前回お答えさせていただいて、進めさせていただきましたが、その進め方の方法として問題があったということについては、深くおわびを申し上げながら、今後二度とこのようなことを起こさないように、担当の指導を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたい

と思います。

それから、センター病院の基本構想の変更の件でありますけれども、本日の新聞報道等々を見させていただきますと、そのような記事が載っておりますし、今、議員が御発言のような状況にあるというようなことであります。

昨夕、高田市長から私のところへ電話が参りまして、このセンター病院について協議されていた基本構想から全く変更されてきたと、そのことについては、今後、センター病院の問題、協会病院の問題については、富良野市としては、今御意見ありましたように、新たにもう一度調整をし直したいというようなことでございました。

私としては、いつも申し上げておりますように、協会病院は富良野市の第一次医療圏の中の病院であると。あくまでも富良野市がその対応を検討すべきであると。私どもは、二次医療圏のセンター病院として、今度は私ども上富良野町、あるいは周辺町村の病病連携、病診連携をどのようにセンター病院が責任を果たすかということにのみ私どもは関心を持っているということでお答えさせていただいております。

ですから、富良野市は新たな方向で協議をなされるのかなというふうに認識をいたしているところではありますが、私は、先ほども申し上げましたように、そのことは富良野市が対応することというふうに思っておりますので、御理解をいただきたい。

そして、その中で病病連携、上富良野町立病院と、その連携をどのようにセンター病院が責任を果たしていくかによって、私は、何度もお答えさせていただきまますように、そういうことをしてくれるならば、センター病院は町立病院にということができ、町民の皆さん方がそれを理解してくれるならば、今まだ建築資金がどうで、割合がどうかということについて決まっておりますけれども、我が町としてもそれ相応の応分な協力はやぶさかでないというふうに思っております。しかしそのことは、センター病院が町立病院に何をしてくれるのかということが前提だというふうに認識しておりますので、またそれらのことにつきましては、今後も議員の皆さん方と協議をしながら取り進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は通告に従い、質問をいたします。

初めに、市町村合併について。

総務省から出された合併についてわかりやすく説明された説明資料、合併三法のあらましと美瑛町との財政研究資料の財政、特に基金、貯金の状況、地方債、借金の状況を町広報に載せてはいかがか、特に合併三法についてお聞きいたします。

次に、住民自治についてですが、今、合併を目前に控え、富良野市では、まちづくり条例制定に努力しております。このことは、合併するしないに関係なく、これからの住民自治にとって重要な事柄であります。条例制定の考えはないかお聞きいたします。

ちなみに、日本一のまちづくり条例は、ニセコ町ということでございます。

次は、「地方議会人」8月号を見ますと、「我が村の自立について」という記事がありました。故郷への思いということで、このすばらしい村、住みやすい村、村に誇りを等々の言葉は、これは、合併の賛否を別にして、全市町村民皆同じであると思えます。

例えば水道、水洗便所を自前にするとか、また、ぼっとんトイレで我慢するとかという覚悟があれば、私は自立、十分にやっているとあります。

そこで、最大限民意を尊重するための民意の把握をどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、道の駅指定についてお尋ねいたします。

報道によりますと、富良野市、東川町等が指定獲得に努力しておりますが、町はどのように考えているかお聞きいたします。

最後に、教育行政についてお尋ねいたします。

アジアカップで国歌「君が代」斉唱の間、中国人応援団がブーイングをし、一方、日本選手団は君が代を歌っていませんでした。日本の小中高の生徒のほとんどは国歌「君が代」を歌わない。だから、国歌を知らない。この状態についてどのようにお考えかお聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の3項目の御質問のうち、まず、市町村合併に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の住民への情報提供に関して、合併三法のあらましと、美瑛町との研究資料を町広報誌

に掲載してはどうかとの御質問ですが、合併三法につきましては、法案が閣議決定された段階において、本年の広報4月10日号を通じて、その概要を掲載し、情報提供コーナーにも収蔵いたしているところでもあります。

御指摘の啓発用パンフレット、合併三法のあらましは、北海道を通じて7月8日に一部送付を受けたところであり、その内容は4月の広報誌に掲載いたしました内容とほぼ同一でありましたので、その写しを情報提供コーナーに収蔵し、広く町民に閲覧いただいている体制をとっているところでもあります。

また、美瑛町との研究資料につきましても、6月3日に研究会の最終報告を受けまして、翌日には情報提供コーナーに開示するとともに、その概要を広報6月25日号に掲載したところでもあります。

両情報とも内容の詳細を広報誌に掲載するには、広報誌の紙面上からも難しいことから、概要の掲載とあわせて、情報提供コーナーを御利用いただくよう周知する記事を広報誌に掲載させていただいているところであり、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のまちづくり条例の制定に関する御質問ですが、まちづくりの基本原則を確立し、町民との信頼関係を強化していくためにも、まちづくりにおける基本的なルールを整備していくことは極めて重要な課題と受けとめております。現在、パブリックコメントを含め、策定経過にあります行財政改革実施計画案においても、自治基本条例の制定を実施項目の一つと掲げており、計画期間中に条例の制定を目指したいと考えております。

近隣において、議員からも御発言がありました、富良野市において、現在、情報共有と市民参加のルール化を目指した条例素案が示され、パブリックコメントに付されている状況にあります。

これらの状況も参考にしながら、分権時代に対応した自治のあり方を構築していく上で、本町のまちづくりを進める基本的なルールとして、条例制定に努めたいと考えておりますので、町議会においても主体的なかかわりの中で御協力を賜りたいと存じます。

次に、3点目の市町村合併にかかわる民意の把握に関する質問ですが、市町村合併は、町の存亡にかかわる極めて大きな問題であることから、私がかねてより住民の意思を最大限に尊重し、判断してまいりたいと申しました。

あわせて、合併は本町の将来にとって有益か、行政効率を高める手法として妥当かなどが重要であり、合併特例法による優遇措置があるからというようなことで判断すべきではないと申し上げておるところであります。

そのことから、広報誌に特集を組み、情報提供に努めているとともに、まちづくりトークや地域懇談会等を開催し、まちづくりトーク開催時には、参加者にアンケートの協力もいただいたところでもあります。

総じて、合併した場合と自立した場合の比較情報を示された中で判断したいということが町民の意思であったと受けとめておるところであります。

そのような中で、広域5市町村において任意合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくり計画をまとめ、民意を問うていく予定としておりましたが、任意協の設立に至らず、合併協議の道が閉ざされ、今日に至っていることは御承知のとおりであります。

このような状況にあつて、持続可能な行財政構造を確立し、上富良野のまちづくりを進めていくことが、現在私に求められている最大の責任と受けとめているところでもありますので、現時点においては、市町村合併の賛否を問うような住民アンケート等の実施は考えておりません。

ただ、将来的には、さまざまな状況変化の中で、具体的な合併という課題が生じてきたときには、当然にして民意を問う手法を講じていく必要があると考えているところでもあります。

合併問題に限らず、町の将来を左右する大きな問題等の対応としては、さきの御質問にもお答えさせていただきましたように、自治基本条例の策定に向けた取り組みの中で、住民投票の制度化についても検討していく課題と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の道の駅に関する御質問ですが、町としても以前から関心を持ち、その要件などを情報を招致してきたところでもあります。本町の観光面では、美しい山並みが続く十勝岳連峰や丘陵地の自然の豊かさにラベンダーの人氣が加わり、夏場を中心に年間90万人規模の観光客の入り込みがある特性をいかに生かすかが重要な要素であると考えております。

このような特性から、町の区画内、約13キロメートルに及ぶ国道沿道での道の駅の事業展開も十分に考えられると思っております。このように恵まれた条件のもとで、既に深山峠地区や草分地区では大規模な民間の観光関連施設が営業されているほか、その周辺を含めて小規模な営業店が点在している実態にありますので、仮に深山峠の開発局駐車場と隣接する町のコミュニティー施設周辺に新たな道路インフォメーション機能を発揮できる施設が加われば、国が定めている道の駅としての施設要件を満たし、登録が受けられる可能性がどの程度なのかを

探る必要性を感じておるところであります。

また、道の駅の指定要件とされる施設の運営管理面においては、係る経費を自賄いできるようなノウハウと仕組みづくりが必要と考えます。従来の行政主導ではなく、地元民間等の積極的な参加なくして取り組めない課題でもあると感じているところがございますので、これらの条件設定の可能性を探りながら、道の駅の指定に努力していきたいものだと考えておるところでございます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 4番梨澤議員の3項目の国歌についての御質問にお答えいたします。

長い歴史の中で、「君が代」は慣習的に国歌として定着しておりましたが、平成11年8月に、国旗・国歌に関する法律が成立し、その根拠が明確になったところでございます。

以前にも梨澤議員からの質問を受けまして、私の国歌と国旗についての考え方を答弁させていただいているところでございますが、日本人としての誇りと自覚、そして、郷土愛の醸成の観点からも重要なものと考えております。個人の思想、信条の自由はありますが、国旗及び国歌は、国家の象徴として極めて重要なことと考えておりますので、教育委員会や上部機関の強制力で押しつけて実施するのではなく、今後も学校においては、学習指導要領に示されている趣旨が徹底され、円滑に推進されるよう校長会等を通じ、指導してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問いたします。

市町村合併の件ですが、平成14年の8月27日のまちづくりトーク時のアンケート結果では、合併に賛成が24%、反対が9%、わからないが58%、無記入が9%というようになっておりました。私は、この市町村合併問題は、町長もおっしゃってございましたけれども、我が町始まって以来の大きな問題ととらえています。そして、これに関する法律が改正されたり新法ができたり、私は8年間この問題に取り組んでいますが、常に新たな問題が出てきています。

町長がよく全体像が見えないということをおっしゃいますが、確かにそのとおりです。そして、この問題は終わっていないのです。現在進行中でございます。ただいまの答弁をお聞きしますと、見えてきている問題点をなぜ問題としてとらえないのか、本当にこの市町村合併という問題と真剣に取り組んでいるのかちょっと疑問に思っています。

その第1点は、4月の町広報では、これは、市町

村の合併に関する障害を除去するための特例措置、これの「人口3万人以上あれば市となることができるとの特例は廃止されます」と、こう出ておりますが、新法の合併三法のあらましでは、「人口3万人以上で市となる特例の存置」となっており、全く違っております。これは大きく違いますので、3万人というのがなくなりますと、ここは合併ありません。5万弱ですから、ありません。5万人以上が正規の合併ですから、なくなるということになりますが、このところが変わっております。

第2点は、合併特例債を町広報では、整備のための借金、基金のための借金と表現しておりますが、国から言われているところの合併三法では、財政支援というように表現されております。町は、この財政支援というこのことに対して、私から考えると、ねじ曲げて借金の表現をしているように思われます。今つくっている保健センターより割はよいなどということはだれも知らないのではないのでしょうか。

さらにあとは、情報公開コーナーにあるから、町民の皆さんに見に来いと言っていますが、よほどでなければ町民が見に来ることはないと思います。

そこで、いま一度お聞きします。私は合併三法のあらましのすべてを広報に載せるようには言いません。この合併三法のあらましの2、市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置の現行合併特例法と合併新法との比較、半ページです。このところを載せてはいかがか、先ほどの間違いもこれで訂正されます、それが載れば、いかがでしょうか、お聞きいたします。これが一つです。

次に、第2点目は、住民自治によるまちづくり条例についてですが、私ここに、日本一と言われるニセコ町のまちづくりの基本条例、ここに持ってきております。それで、前文でこのように言っています。「まちづくりは、町民一人一人がみずから考え、行動することによる自治が基本です。私たち町民は、情報共有の実践により、自治を実現する」とあります。その第6章に、町長の責務、執行機関、職員の責務があり、どちらにも公正、誠実であれとうたっています。

さきの答弁には、誤りにも気がつかず、私から見れば誠実さは全く感じられません。町民に対して、ホームページを見れとか、広報の何月号を見れというのは、まことに不親切ではないかというふうに思っています。今実施しようとしている行政改革の前に必要なことは、このまちづくり条例をつくり、町長、執行機関、専門スタッフの町職員、助役、収入役が公正、誠実に職務に当たるようにしなければならぬ、これが先決問題です。

町長のお話では、「行財政改革実施計画の中で、自治条例の制定を項目の一つとして掲げている」とありますが、順序が逆ではないでしょうか、まちづくりの中の一つが行財政改革なのです。決して行財政改革の中の一つがまちづくりではないのです。初心に返ってお考えいただきたいと思います。

そこで、再度お尋ねいたします。行財政改革に先立ち、住民自治に最も大切なまちづくり条例制定のお考えをお尋ねいたします。

次は、市町村合併の民意の把握についてでございます。

現時点において、民意の把握は考えていないということでございますが、要するに時期尚早ということかと思えます。さきの議会での市町村合併の住民投票条例においても、時期尚早ということでありましたが、町長も同じ考えと受けとめます。

さて、そこでお聞きします。私が住民投票条例を提案したのは、ニセコ町のまちづくり基本条例の第10章の町民投票制度、町にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けるとあります。これを2年前にニセコを研修をしまして、いつがその時期かと考えていましたが、6月に提出したわけで、これはこちらの話ですが、少し考えていただきたいと思えます。

合併特例法の財政支援のある合併は来年3月まで、12月議会で、まちづくり条例と町民投票条例を提出しても、直ちに投票とはなりません。ということは、4月の合併三法の新法に入ってからということになります。また、町長は、財政支援のある間は、再三、合併はしないと断言していますから、そうなるということに理解します。

さて、次なる新法は、平成22年3月まで、5年間の締めつけ期間があります。5年間です。一方、町財政は、平成17年以降、2年間で金を食いつぶしてしまいます。町の財政危機が来てやっていけなくなります。まさか先に、財政支援は要らないから合併しないと断言しておられて、今度は、財政危機が来たから、やっていけなくなったから合併ということにはならないとは思いますが、一体いつどこで民意の把握をするのか、来年3月までの財政支援は要らない、だから合併はしない。このことは町民には聞かない。しかし、いつか聞きたいと言っておりますから、その民意の把握の時期をどの時点に置いているのかお聞きいたします。

次は、道の駅についてお聞きいたします。

話はすれ違っておるようでございますのでお聞きいたしますが、富良野の開発所長にお聞きしましたら、深山峠の駐車場整備は、整備完了していますよということで、道の駅ということにはならないので

はないかと思えます。私が言っているのは、観音様の前の(仮称)見晴台公園のことでございます。ここの整備は、開発局の話では、現在、計画段階に入っているとのことです。ここは、駐車場としては、道の駅指定要件は満たされています。あとは、どれだけの体裁を整え、通年の管理運営ということができるようになるかというような、この辺かと思えます。

ここの道の駅構想は、私が思うのには、JAふるのにすべてお任せしてはいかかと思えます。我々議員研修での道の駅は、すべて大々的にJAが実施しています。将来を考えてみますと、上富良野は、観音様前に道の駅、そして、中富良野は富田ファームとスキー場、そして、富良野は交通の要衝でございますから、その要点に道の駅的なものをつくるのではないかと思います。それでは、それによろしいのではないかと思います。上富良野を含む、富良野圏の物産をどんどん出すべきです。観音様前の駐車場は、開発が既に計画に入っています。

そこで、この道の駅の指定について、どのようにお考えかお聞きいたします。

次に、国歌「君が代」についてお聞きいたします。

先ほどお尋ねしましたアジアカップでのブーイング、その後、その他日の丸を焼き、日本公使の公用車を壊す、このことについて、国際社会から非難の声が挙がっただけでなく、中国国内でもマナー徹底を求める声が挙がったと報道されました。多分、北京オリンピックまでに中国のマナー教育は徹底されるでしょう。

一方、日本の国歌の知らない、歌えない日本人については、せめて選手くらいは歌ってほしいものと思えます。それが自国の国歌に対するマナーではないかというように思えます。

2点目は、以前にも言っておりましたが、「君が代」を歌う歌わないは、小学校入学と同時に始まります。先生は歌わない。来賓、校長は歌う。君が代斉唱の間、生徒はきょろきょろ、にやにや、まことにふがない日本人が生まれます。そしてその中で、あいつは歌った、歌わないから、いじめが始まります。反君が代教員も一役も二役も買っているのです。先日の報道で、何年ぶりかで小中高のいじめがふえてきたとありました。世界で類例のない、国歌を歌わない小中学生のいる日本、また、世界で類例のない学年の進みとともに、世界ではいじめが減るのに、日本ではいじめがふえる。

最近聞いた話です。上富良野の学校でいじめに遭い、大人になった今、そいつの家族も含め、殺してやりたいくらいだという話を聞きました。恐ろしい

話です。しかし、これは事実です。このようなことは、立場の我々としてまことに悲しい話です。歌えない、歌わない日本人、そして、いじめにもつながっていく、この状況について、教育長の国旗・国歌に対するお考えはわかっておりますが、いじめがふえてきているというような状況も踏まえた中で、オリンピックも4年後には北京であるということも踏まえた中で、教育長の思うところをお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併関連の御質問でございますけれども、町広報に掲載する内容について、一部間違いがあったのではないかとということでございますが、そういった部分については、十分今後配慮して行きたいなというように思っております。

ただ、基本的に、先ほどお答えさせていただきましたように、その内容につきましては、新法等々につきましては、一度広報で掲載をいたしております。今後、御提言ありました新旧の合併法の比較等々についても広報に掲載してはどうかということでありますが、十分にその意を呈しながら検討をさせていただきたいというように思っております。

それから、今の合併特例法におけます特例債の問題でありますけれども、国は、議員がおっしゃるように、これは財政支援だと言っています。財政支援なら、補助金のように金をいただけるのならないのですけれども、町が借金しなさいということですから、私は、これはあくまでも地方債であり、町債であると、町の借金であると。今、各自治体は、借金であっぴあっぴしているところに、これもまた加わって借金をし、地方債をふやし、町債をふやしていくということは、非常に今後の償還においても危険であるというようなことから、私は、それが何であるという以前に、この特例債を目当てに、何かの事業を興すために合併をするという判断には立たないと、今後のまちづくりがどうなるのかということを中心としながら、合併したときのまちづくりはどうなるのか、合併しなかったときのまちづくりはどうなるのか、そういったことを十分に検討して、それを町民に示して、その中で町民に判断をしていただく。そういう時期が来れば、私は民意の意見を聞くことによる住民投票ということも手法として考えられると。今現在、合併したらどうなるかということをも住民に示せない。

先ほど議員もお話ありました、アンケートとったら「わからない」というのが60%近く、これは、

合併したらこうなるよ、合併しなかったらこうなるよということを示していないがゆえに住民は判断に迷っているということでもありますから、それらが示されるように、もし我が町がどこかの町村と任意合併協議会をつくり、合併の協議を進めて、おたくと合併したときにはこういうことになりますよ、こういうまちづくりを目指しますよというものができ上がったときには、住民に説明をし、住民に御判断をいただくというための住民投票ということもあり得るかなというふうに思いますが、基本的には、住民の代表であります議員の皆様方が、やはり私としては、判断のいただく最終的な議決機関であるという認識をいたしているところでありますので、御理解をいただきたいなと思っております。

次に、自治基本条例の制定であります。行財政改革と逆行しているのではないかと、先でないかということ、議員のその御発言につきましても、そのお考え方につきましては、私自身もそういった部分については理解できないわけではありません。しかし今、行財政改革は待たないのです。平成17年度予算編成に間に合わすように、今、町民会議の皆さん方に、毎週1度の会合をもって、実施計画の素案をつくっていただいているわけでありまして、その中で、私としては、自治基本条例の制定をも含めて、住民と行政とが一体となった将来的なまちづくりを目指していきたいというふうに考えておるところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、道の駅の問題であります。見晴台のことについての御意見で、お話でございます。今、見晴台の整備につきましては、開発局も対応を進めて、計画を立てていただいておりますが、開発局が対応する部分については、一部駐車場部分等々だけでありまして、他の部分については、町が今、さきに議員協議会でも御説明申し上げましたように、町がその後の部分に対応しなければならないというようなことでございまして、これらにつきましては、今後民間の方々の協力を得なければ、行政が直営で対応することはでき得ないというふうに思っております。ですから、議員、御質問にありましたように、それがJAさんなのか、商工会さんなのか、観光協会さんなのか、別に美瑛町にでき上がったようなNPOなのか、そういった部分を含めながら、今後、課題として考えていかなければならない課題であります。この部分につきましては面積が限定されております。そして、その中で、今、防衛予算でこの対応を進めようということで、防衛庁との調整もさせていただいて、施設局とも調整させていただいておるところであります。そういったことに関連の中で、将来的に道の駅構想としての対応ができ得

るような施設になるのかどうか、これについてはまだ確定をいたしておりませんので、そういった部分を今後整備の状況を見きわめながら、課題として考えていきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 4番梨澤議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、国旗・国歌の問題で、アジアカップの問題を御指摘されました。これは、過去の歴史背景的な問題があって、こういうのがクローズアップしてきているのかなと思っております。こういう過去の問題については、お互いにそれぞれの立場で理解して、早く共通的な課題の中でこういうものがきちっと整理できればいいというのが願いであります。

また、学校現場で教えない、それから、歌わない、歌おうとしないということの御指摘もありました。これは特に、先ほど申しましたように、国歌・国旗というのは、国民一人一人が日本人としての誇りと自覚、そして、郷土愛というものが意識の中にきちっと植えつけないと、なかなかこれは強制力を持って、例えば教育委員会からの上意下達、それから、指導要領のべき論で強制しても、これは、そのときの魂が入らないのではないかと感じておりますので、これから、これについては、今、北海道もこの問題について、実施率100%です。その中で、ピアノで演奏しなさい、そして、音楽の時間に何時間教えなさいということできちっと位置づけされているのですけれども、それがきちっと履行されていないということの問題があるということは十分認識しておりますので、今後さらなる意識改革という部分で、本当に前回申し上げました理念が踏襲されるように、私は日本人ですから、その誇りを持つように、お互いに共通理解を持つように、さらなる努力をしていくことが肝要だと思っております。

議長（中川一男君） 再々。4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 市町村合併について、行財政改革とまちづくり条例の件につきましては、私は、やはりまちづくり条例が先にあるべきものであるというように、これは私変わりません。行財政改革とか業務改善なんていうのは毎日やっていることです、これは、やらないのがおかしい。今になって改めてやるという、その辺がおかしいというように私は考えております。

それで、市町村合併について、鳥の目と虫の目、鳥は上からです。虫は下はえずり回っています。この鳥の目と虫の目で見たところをちょっとお聞きしたいと思います。

まず、鳥の目ですが、市町村合併に、次に来るのが道州制の問題です。国から道への権限移譲と規制

緩和、国から道へこれが来ると。道から基礎自治体への今の分権という、何の問題もなくすんなり行くようですが、ところが最後のところの基礎自治体のところが大きなネックなのです。北海道の市町村合併協議会の立ち上がりは40%代では、過半数が基礎自治体ではなく、小規模自治体となります。そうすると、だから道庁は、小規模自治体には権限移譲はできない、だから道庁はやると。こういうことで、道庁への権限の一極集中ということになり、金食い虫の小規模自治体と道庁の肥大は、道民の負担増大となるという、こういう構図になります。

青森県知事が4道県知事フォーラムで言っていました。「今は、おらが村、おらが町のちぢみ思考ではだめである」と、「合併を進めて基礎自治体をしっかりつくることである」と、「これが進まなければ国の財政再建も地方の構造改革、道庁のスリム化、日本そのものがだめになると」と、このように言っています。

このようなところから、いかがでしょうか、日本のため、道庁のスリム化、そして、この富良野圏域のために、市町村合併というものはどうあらねばならないのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

次に、虫の目です。住民自治についてですが、私の住んでいる住民会は、住民が1,300人、560世帯あります。そして、日中大人が使えない築二十三、四年の児童館がありますが、住民会館はありません。あちこち借りて自治活動をやれと言われておりましたところ、あるところへ借りに行きましたら、何千円ととられるということで借りるのはやめたという事例があります。住民会、老人会の予定を張るところもなく、備品を置くところもありません。先日は、老人会で公園整備をしました。住民自治の始まります。

次に、高校生の2人乗り防止のため、ジャンパー、帽子をそろえて交通監視、交通指導ではありません。交通監視をやるうではないかという話も出てきております。しかしそれを、その帽子とかジャンパーを置く会館もありません。住民自治と言いながら、このようなエアポケットがあるのです。築24年の医師住宅も大事でしょうが、住民1,300人のこの住民会の住民自治はどうなるのか、地域に貢献しようにも、日中集まる場所がない。こういうこの状況をどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

それから、国旗・国歌の件でございませけれども、石原都知事が、歌わないということにはならないということで、歌わせるということが報道されておりました。そういう時期が来ているのかなとい

う。日本という国を見ましたら、ひどいものです、生きて子供をぼんと橋の上から投げような、こういうとんでもない状況になってきている。お年寄りに言わせると、「これはね」と言うのです。「日の丸・君が代を大事にしないから起きるんだよ」と、こういうことを言われるお年寄りもおります。

そういうような状況にもありまして、やっぱりやるべきところはやらねばならないのだという、強制はだめだと言いますが、教育は一つの強制ですから、やっぱり何らかの形できちっと、地方から声を挙げて、地方から声を挙げてやっていく時期が来ているのではないかなというように思われて仕方ありません。報道を見ていましたら、家族4人殺されていたり、子供が殺されたり親が殺されたりという、やるべきことをきちっとやらないから私はこうなっていると思います。それは、この辺からもあるのではないかなというように思います。多分これはおわかりだと、御理解いただけと思うのですが、この辺について、教育長の熱い思いをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併の問題でありますけれども、議員御発言のとおり、小規模自治体、基礎自治体ということで、北海道212市町村の中におきましても、小規模自治体と位置づけされる率が非常に大きいのだよということはよく理解しておりますし、上川管内20カ町村の中でも、基礎自治体としているのが美瑛町と上富良野町だけというような状況でございます。確かに将来的には、そういったことの中で、道州制、支庁再編等々の中で、いろいろな動きが今後大きく出てくるであろうというふうに認識はいたしております。

ただ、私は今、いつも申し上げておりますように、私は、市町村合併につきましては、対等合併に対応していくべきであるというふうに思っておりますし、私みずからが合併してくださいと言って、札を背負って各自治体回りをする考え方は一向に持っておりません。私はこの富良野圏域というのは、言うならば時代が流れて、10年後、20年後、将来的に、昔の富良野村に戻るぞという時代が来るかもしれません。それは住民が判断することであるというふうに思っておりますが、今現在、私は、市町村合併をしてくださいということで、頭を下げて歩く考えはございません。

現状の中では、今行財政改革の推進を図って、議

員が心配されているように、財政運営に忌憚のない、問題を生じないように、継続して予算編成ができる、しかし、厳しい財政の中でも対応ができる、そういうような財政運営を目指して、今住民の皆さん方とともに互いに汗を流して今いるという状況でございます。そういうものができ上がり、行財政改革の中で、財政の運営を十二分に図っていく、そういうことと並行しながら、最も重要であるという議員の御発言は私も同感であります。この自治基本条例の制定をも含めて、努力してまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、住民自治の活動でありますけれども、今後のまちづくりの中においては、行政がすべてをやるということではなくて、住民の皆さん方、自主活動の中で、あるいはボランティアの中で、住民の皆さん方の力をかりながら対応していかなければならない課題がたくさんあると。行政負担ではなくて、住民の協力によって対応していけるものは、そういう住民活動、自治活動の中で含めながら対応していただかなければならないし、ボランティア活動というものも、また、NPO活動というような、そういった部分も非常に重要な位置を示してくるであろうというふうに思いますが、そういう活動に対しましては、我々行政としても大いに協力をしながら対処していかなければならないというふうに思っております。

その活動の拠点となるべき住民会館等々につきましては、それぞれ今日まで、公共施設のない住民会館等々を中心としながら、ある程度の整備をさせて、いろいろな名目で整備をさせていただいておるところであります。非常に財政的に厳しい中にある中で、近隣にあります公共施設を大いに利用していただくということをお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えしたいと思いますけれども、国旗・国歌が他の社会的な影響を及ぼす因果関係等について例示されましたけれども、私もこれは全くないとは否定しませんし、また、学校現場では、情操教育、道徳教育、また、ボランティア活動、人間がその年代で培う最低の基礎・基本をしっかりとやる必要があるということの認識もしております。

そのためには、ただ強制力をもってやるのが、本当に魂入るのかな、むしろそのことの意識を持って、自然体でそのことが履行できるということの方が私は大事だと思いますので、常日ごろの努力が最終的には実を結ぶと思っておりますので、そういうことに

については、不可能なものを可能にするように、さらなる私たちの立場として努力していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 質問に先立ち、一言おわび申し上げます。

先ほど議事進行中に、署名議員でありながら、席を外し、議事進行に多大な御迷惑をかけたことを深くおわび申し上げます。

さて、私は、過日通告してあります3点の課題につきまして、理事者の答えを求めるところであります。

初めに、スポーツ少年団育成についてお伺いしますが、2004年、オリンピックが発祥地のアテネで108年ぶりに開催、日本選手団の大活躍が連日報道され、日本国じゅうが興奮、感動し、あるときは涙を流し絶叫したところでもあります。

また、第86回全国高校野球選手権大会において、駒澤大学附属苫小牧高校が初戦からすばらしい戦いを展開、決勝戦に進み、北海道勢で初めて全国優勝の快挙をなし遂げ、道民こぞでもろ手を挙げ喝采し、興奮したところでもあります。その活躍は、青少年たちに夢と希望と勇気を与えたことでしょう。彼らの多くは、スポーツ少年団などで基礎を培われたものであり、少年団育成の重要性を痛感するものであります。

さて、当町におけるスポーツ少年団育成の現状は、13団体、団員数366名、このほかに、例年11月にはスキー少年団に80数名入団、総数450名前後となります。これを72名の指導者が指導に当たっており、各団、年間100日前後活動しております。

町よりの助成金110万円を受けておりますが、町の将来を担う青少年育成の根幹をなすスポーツ少年団活動に対して、その深い意義を御理解いただき、増額を含め、今後のスポーツ少年団育成に対し、町としての対応をお伺いしたいと思います。

次に、パークゴルフ場整備についてお伺いしますが、初めに、利用者から十勝岳コースの3番ホール、東側にトイレの必要性の要望が多くあり、特に利用者の多くは高齢者である関係上から、トイレの設置は必要不可欠と思っておりますが、いかがですか。

2点目に、ラベンダーコース7番ホールのフェアウェイ上の砂場は非常に不要であり、改善すべきであると考えます。

3点目に、利用者から3コース27ホールは、パークゴルフの現状から見て変則であり、1コース

ふやして36ホールにしてほしいとの要望が非常に多いが、その考えはないか。

以上の点を踏まえ、パークゴルフ場の今後の整備計画についてお伺いいたします。

次に、路線改良及び危険交差点における信号機設置についてお伺いいたします。

この一連の課題については、交通安全対策の上から、以前から要望してまいりましたが、その中から、自衛隊東門前交差点の改良、道道吹上線ダイイチ駐車場横交差点、国道基線交差点、北3条東1丁目交差点などにおける信号機の設置は、交通安全上高く評価するものであり、理事者及び担当者間における前向きな施策と努力に敬意を表し、住民の1人として感謝申し上げます。

さて、残りの課題について再度伺いますが、初めに、北27号、旧国道から東1線吹上線に至る路線は、パークゴルフ場及び重要観光路線であり、また、旭川方面から住宅密集地への出入り路線と相まって、最も交通量の激しい路線であり、歩道の設置、西1線北27号JR踏切を含む交差点改良、基線北27号交差点、東1線吹上線交差点の信号機設置などは必要不可欠と考えるが、現在までの経過と今後における施策についてお伺いしたいと思います。

2点目に、自衛隊東門前の東2線北24号、斜線を含む交差点の信号機設置は、交通安全上からも、特に歩行者保護の面で必要不可欠であると考えますが、対応についての所信をお伺いしたいと思います。

3点目に、国道237号線西11線の変則交差点について、町長は以前に、既に公安委員会に信号機の設置を要望しており、一日も早い実現に向けて、要望を引き続き実施と答えたが、その後の経過、対応についてお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 答弁は、昼食休憩後としたしたいと思います。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

1番清水茂雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の1項、2項の御質問につきましては、教育長の方からお答えさせていただくことにいたしまして、3項目めの交通

安全対策についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

交通安全に関しましては、本年4月、死亡を伴う痛ましい事故が発生し、まことに残念に思うところであります。このようなことから、町民総ぐるみで安全運転の徹底を図っているところでございます。

御質問の交差点を含め、本町内の危険箇所については、地域住民の要望をいただき、交通安全対策協議会におきまして、重点箇所の現地調査を行いながら、毎年、新規及び継続について、公安委員会に対し要望をいたしているところでございます。

その中で、南基線道路交差点の信号機については、平成15年の6月に設置され、また、北3条東1丁目交差点も本年8月に設置され、実現を見たところであります。

現在、町として信号機の設置8カ所、他の標識など20カ所の要望をしているところであり、引き続き実現に向けて、今後も粘り強くその取り組みを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思えます。

まず、御質問1点目の歩道の設置、西1線北27号J Rを含む交差点改良及び基線北27号交差点、東1線吹上線交差点の信号機設置についてであります。北27号の旧国道から東1線道道吹上線に接続される区間は、議員からの御意見にもありますように、最近特に重要な路線となり、交通量も増加してきております。特に西1線北27号の踏切を含む交差点が狭隘となっておりますが、J Rの踏切改良基準等から、当該改良に必要な用地は農地となっております。営農に意欲を持っておられる地権者から強く反対の意思表示をされており、翻意を促すことは極めて難しいことはさきにもお答えさせていただいたとおりでございます。

今後、ある程度の時期をおいた中で、再度のお願いをし、理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、歩道の設置につきましても極めて難しい状況にありますので、その対策といたしまして、路面表示や注意看板等を設置し、当分の間安全対策を図ってまいりたいと考えております。

信号機の設置につきましても、横断歩道の設置が要件となりますので、この課題を解決することが必要と考えております。

また、道道と東1線交差点の信号機設置につきましては、地域からも要望をいただいております。信号機の設置について、公安委員会と協議を進めているところであります。

2点目の自衛隊東門前の東2線北24号交差点、信号機設置につきましては、住民会、町内会から強

い要望があり、引き続き公安委員会に要望してまいりますので、御理解を賜りたいと思えます。

3点目の国道237号線西11線の交差点につきましては、以前にもお答えさせていただきましたように、信号機の設置を要望しておりますが、公安委員会におきましても限られた予算の中で、緊急度により優先順位を決めて設置しており、一日も早い実現に向けて、引き続き要望してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番清水議員の質問にお答えいたします。

ことしのアテネオリンピックでの日本選手団の大活躍、そして、高校野球における駒澤大学附属苫小牧高校の全国優勝は、私たちに大きな感動と興奮を与えてくれました。

議員の御意見のように、小さいころからのスポーツ少年団での活動が日本のスポーツ振興の基礎を培っていることの認識は同じであります。

御質問のスポーツ少年団育成に対する補助金の増額についてであります。現在の町の財政事情からいたしますと、補助金額を単に増額することは、それ相当の理由がなければ他の諸団体との均衡の問題等もあり、困難な状況にあります。

私は、各団体や学校等に常に申し上げてきておりますが、補助金の増額要望は、単に額の増額を訴えるのではなくて、現況、今の状況はどうなっているのか、現況の中での課題は何なのか、そして、そのための解決の方策は何なのか、そしてまた、その方策を実施したことに伴う効果はどうなのかということを引きちんとまとめて、その必要性を明確にし、施策的な配慮で対応することが望ましいと考えております。

スポーツ少年団の存在意義や無限の可能性を秘めた子供たちのスポーツ振興の大切さは十分理解しており、今後もより一層、未来を担う子供たちのスポーツ振興に意を注ぐよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、パークゴルフ場における3点の御質問であります。まず、第1点目のトイレ設置については、パークゴルフの利用者の大半は60歳以上の高齢者の利用であります。高齢者にとって、トイレが各コースの近くに設置されていることは望ましいことと思えますが、当面その理想を実現することは財政的事情もあり、困難であります。

議員から提言の要望の箇所は、トイレから直線約250メートルぐらいありますので、プレーをする前に用を足していただくなど、利用者の事前の十分な心構えをお願いし、御利用いただきたいと思います。

ております。

次に、2点目であります。御指摘のラベンダーコース7番ホールの一部が水はけが悪く、芝が育たずに砂場となっていることは十分承知をいたしております。この部分は、何度となく芝を補修し、整備に努力してきておりますが、一番低くみにあることから、雨が降ると水たまりになり、プレーに影響があるとの不評の声もいただいております。今後ともより快適なコース整備を図るよう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目のパークゴルフ場の今後の整備計画に関しての御質問であります。パークゴルフ愛好者の声として、もう1コースふやし、36ホールにしてほしいとの声は数多く受けているところであり、強く要望されているところでもあります。36ホールのコース整備が図られまると、国際大会の開催も可能となり、また、現在もそうではありますが、パークゴルフ場が地域に及ぼす影響は、地域経済の活性化、また、高齢者の健康、町民のコミュニティー振興などはかり知れない波及効果があることも再認識されているところでございます。

御承知のように、現在の町の財政事情からすると、多くの人からの要望や経済効果は十分理解しておりますが、早急に整備計画を持つことは当面極めて難しい状況であると判断しておりますので、今後の課題として、検討するというところで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） ただいま教育長は、スポーツ少年団活動が日本のスポーツ振興の基礎をつくっていることを認識、また、補助金の増額は、それ相当の理由がなければ他の諸団体との均衡等の問題もあり困難、また、現況、課題、方策、効果をまとめ、必要性を明確化すると述べられましたが、私は、質問いたしておりますのは、これ以前の問題だと私は思っております。私の質問内容からほど遠く、納得できません、これでは。

そこで、事業の重要性を教育長は、失礼ですが、頭でわかっていても心でわかっていないのではないかなと、私はそういうふうに感じます。あなたは、いつも言われている青少年健全育成に対して熱い心を燃やすと言われておりますが、ひとつ熱い炎をもっと大きく燃やしていただきたいと思っております。

再度お聞きしますが、当然、スポーツ少年団の活動に対して熟知しておられるあなたから決断を持った前向きな答えがいただけるものと確信しておりますが、非常に残念です。

それでは、補助金の主な用途について、ここで述

べさせていただきたいと思っております。道本部登録料が11万5,000円かかります。上川管内協議会負担金が5,000円、それから、指導者謝金が26万円、この指導者謝金も、指導者1人当たり年間3,611円ということです。先ほど申し上げました少年団の活動に日割りにしますと、わずか1日36円、残額の72万円を児童1人当たりの年間に直しますと、1人当たり1,600円、これを日割り計算すると、わずか16円ですよ。御存じのように、スポーツ少年団の本質的目標は、スポーツを通じて健全な体力と精神力を培い、将来、人生においていかなる困難も乗り越えていける人材育成にあると認識しております。ひいては町の将来、いや、日本の将来も彼らの壮健にあるのです。このような重大かつ重要な事業に、指導者謝金が日額36円、活動費が日額16円は、町補助金として妥当なのか御判断いただき、決断をもって前向きに、実のある答弁をいただきたい。

ここで、教育委員長にもお聞きしたいと思います。まちづくりの基本的根幹をなす人材育成について、直接の上司である教育委員長はどのような見解を持っておられるのか、具体的にお伺いしたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

次に、パークゴルフ場整備について再質問させていただきます。

トイレ設置についてであります。直接で250メートルぐらいと言われましたが、教育長、あなたも70歳過ぎるとおわかりになると思いますが、高齢者の小用はそう簡単なものではないのです。御理解いただきたいと思っております。パークゴルフ場担当者の話によりますと、ある住民の方から、公共の施設内で立ちションとは何かと、大変に強くおしかりを受けたとお聞きしました。私もそう思います。いかがですか。まともなトイレを設置するのが無理であれば、せめて簡易トイレを設置する考えはないか、お伺いしたいと思います。

2点目ですが、盛り土して張り芝を施工してはいかがですか、快適なコース整備ということは、早急に改善すると判断してよろしいですね。

3点目のコースの増設の問題ですが、私も町財政が大変に厳しいことは十二分に承知しております。今後の見通しの中で考えていくということで判断してよろしいか、以上2点について、いま一度確認の答えをいただきたい。

次に、路線改良及び信号機設置等について、町長に再度再質問させていただきます。1点目の安全対策は、昨年、パークゴルフ場オープン以来、高齢者による自転車及び徒歩での通行が非常に多く、増大し、車両の通行と相まって非常に危険でありま

す。ひいては人命にもかかわる課題ですので、最善を尽くし、あらゆる角度から対応を考えていただきたい。いま一度具体的に対策の説明を求めます。

他の2点については、積極的に対応を図られていると考えられますが、なお一層の努力により、1日も早い実現をお願いいたします。

以上であります。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番清水議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、議員から非常に厳しい意見をいただきまして、私も常日ごろ青少年健全育成の問題、そして、部活動の問題、少年団活動の問題、いろいろな分野で思いを持っているのは同じであります。ただ、できないことについてのもどかしさについては、非常に強い気持ちを持っておりまして、何とかしなければならぬ、何とかしなければならぬということで、毎年時間が経過して、その目的も実現できないということで、大変申し分なく思っておりますけれども。

ただ、今言われたように、議員から指摘をいろいろ受けました。受けましたけれども、私は少年団活動だけでなく、例えば子育ての問題だとか、それから、小中学校の学童の、例えば部活の問題、そういう面でのあれからいくと、本当に充実した、本当に行政の最大限の配慮、本当にその思いが子供たちに通じているのかということについては、まだまだ努力する必要があると思っております。

それらについては、今後の課題として、ただ教育委員会が何もしてくれないでなくて、そういうふうには教育委員会が、行政が、町長の施策としてどういうふうに位置づけして、そのことを実行させるかということで、心を燃やすことについては、学校・家庭・地域と言っているわけですから、そういう面ですらなる、また、側面的な御指導をいただければなと思っております。

それから、パークゴルフのトイレの問題なのですが、私も毎日、朝5時45分になったら行って、3コース回ってきておりまして、仲間の中には、年配になってきますと、どうしても1コースやる間にトイレに行かなければならないという現実を見ておりまして、側溝で立ちションと言ったらちょっとあれですけども、そういう現実も見ております。

ただ、行くときには必ず仲間が、トイレ行ってから、それからやろうということで声かけしているのですけれども、中には、やっぱり緊急ないろいろな、生身の体ですから、そういう事態あるのですけれども、ただ、議員が言っているように、利便性の問題、例えば風評を受けるからという問題だけ

で、この問題、解決するということについては、非常に裏財源が必要になってまいります。そういうことで、また、あそこに簡易トイレ、汚いものをつけておいて、例えばウジだとか蚊だとか、そういう発生して、悪臭することが、本当にあそこでもいいのだろうかという問題もありますので、そういう問題を含めて、あそこのあるべき姿、いい環境づくりのパークゴルフ場ということの中での検討が必要なのかと思っております。

それから、一部の張り芝の問題については、これは賛否両論で、あそこに水がたまるからおもしろいと言う人もいますしね。また、今、議員が言うように、盛り土したらすぐできるではないかという意見もあります。まずこれについては、あそこだけでなく、何力所か雨が降るとたまる、たまったら排水が、暗渠が入っているのですけれども、暗渠ですぐ抜けないというところもありますので、ただ、今ちょうどシーズン中でありまして、シーズンオフになりましたら、そういう盛り土をして、少しでもプレーに支障のないような、そして、上富良野のパークゴルフ場というのは非常に高い評価を得ています。その評価を裏切らないような形の中で、適正な管理をしていくことが大切だと思っております。

それから、36ホールの整備の問題、これについては、当初計画のときに、36ホールあったらこういうようなメリットがありますよということで、二つの案をつくりましたけれども、結果的に27ホールになってしまいました。これは、結果論として、たれば論の結果を論議しようとは思っておりませんけれども、ただ、実際に正式な公認パークゴルフ場を持つことによる町の波及効果、これはすごいということがわかりました。これは、ほかのいろいろな企業の振興を進める以上に、パークゴルフの及ぼす影響というのは、地域の経済の活性化に及ぼす影響というのが強いのはわかりましたので、これらについては、まちづくりの活性化という観点から、ただ、あそこを36ホールにして、利便性が高くてすばらしいということの自己満足のホールでなくて、そういう行政の投資することによる効果ということも踏まえて、今後の課題として検討することがいいのではないかと思っております。

ただ、当面は、1コース、丸田さんの方を拡張しても、武田さんの方を拡張しても、3,000万円ぐらいのお金は、9ホールだったらかかりますので、そういうことについては、政策の問題ですから、今後、そういうことの意味を出し合った中で、十分検討していくことが必要でないかと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、路線改良及び信号機等々の設置であります。信号機の設置につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、我が町の交通安全条例に基づきます交通安全対策協議会において、町の交通の危険状況のところにつきましては、それぞれに公安委員会の方に信号機の設置、あるいはその他の標識の設置等々を要望して、現在、逐次その実現を図っているところでありますが、今後も、今要望している箇所を含めて、公安委員会に対して強く、引き続き要望運動を展開していきたいというふうに思っております。

それから、27号道路周辺の整備でありますけれども、さきにお答えさせていただきましたように、踏切の交差点につきましては、地権者との関係で用地の買収が進まないというようなことがあって、前へ進まない状況でございます。このことにつきましては、地権者の意思が非常に強いというようなこともございますので、なかなか前へ進まないということは残念でありますけれども、ひとつ現在のところは、さきにもお答えさせていただきましたように、路面の危険箇所の一部の補修、あるいは路面表示や注意看板等の喚起を促しながら、交通安全の対策を図ってまいりたいと。当分の間そのような対応を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。（「教育委員長に」と呼ぶ者あり）教育委員長には答弁させません。

再々質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について質問いたします。

まず第1点目は、看護補助職員の処遇の改善の問題についてであります。

現在、町立病院には、療養型一般病棟という形のベッドが併設されております。これは、近年の医療法が変わるとい状況の中で、介護や一般患者に対応するという形で設置されました。

また、長期にわたる療養を必要とする患者に対して、良好な環境で介護の提供を目的として設置されたものであります。

同時に、介護補助職員は、基準に基づいて配置されておりますが、病院においては欠かすことのでき

ないスタッフとなっております。しかし、この間、見てみますと、仕事の内容から見れば、労働条件が悪いという状況の中で、採用してもすぐやめられる、こういう状況が生まれてきています。本来、これらの病棟の環境整備をするということであれば、同時に、介護補助員の処遇の改善もきっちり行って、良質な介護を行う、これが理念として当然なければなりません。

また同時に、この間、正職員とパート労働者の処遇の改善の問題では、厚生労働省が均衡を図るための指針を出しました。そういう意味では、直ちにこの格差をなくすための対策を、当町においても実施されなければならないでしょう。

なぜ介護補助者の労働条件が改善されないのか、その背景には幾つかの問題点があるのではないのでしょうか。近年、行政改革という形の中で、少しでも低賃金という状況の中で、費用負担を軽減させようという問題、あるいは介護補助職だから正しく仕事の内容が、仕事そのものが評価されていないのではないかという問題であります。

いずれにしても、良質な介護を求める以上、それにふさわしい補助職員の処遇の改善を行うというのは当然であります。

ちなみに、他の市町村とのパート職員、臨時職員の雇用の条件、時間給等を見ましたら、中富良野町では、日額6,700円、町においては5,400円と、格差があるということがわかりました。

私はこれを述べまして、次の3点についての見解をたずすものであります。

近隣町村の介護補助職員の賃金の状況はどのようになっているのか、また、楽しく、また、生き生きと働いてもらうためにも、退職金制度などの、そういう制度を設けてはどうか。

2番目には、一時雇用という業務内容になっておりますが、今、上富良野町では6カ月雇用になっております。しかし、他の町村では11カ月雇用というところもあります。本来、仕事の量から見ても、その内容から見ても通年雇用がふさわしいにもかかわらず、変則的な6カ月雇用となっているところにも大きな問題があり、直ちに通年雇用へ改善すべきではないでしょうか。

次に、資格習得の段階で、正規職員や、あるいは準職員という形の中で、待遇の改善を行い、きっちりとした対策をとるべきだと思いますが、これらの点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、障害者福祉の問題について伺います。

町では、障害者福祉計画が出されました。この上富良野町にも多くの知的障害者や、あるいは身体的、情緒障害を抱えながら必死に生活をしている

方、家族の方がいます。そういう人たちのために、上富良野町でも国の指針に基づいて、安心して暮らせる、そういう環境づくり、これを目指して整備をされてきました。

また、こういう人たちは、将来、親が老いてしまって、だれが自分を見てくれるのか、これも家族にしたら、本人にしても大きな問題であります。そういうためには、身近なところにグループホームや働けるような授産施設の開設というのは当然日程に上ってこなければなりません。運営や、あるいは経費の面で、設立するということになれば多額の経費やいろいろな手続がかかわるという状況の中で、大変苦労するという事は当然ありますが、今、一部の団体では、将来に向けて資金造成をするという形で、みずからのことはみずからやらなければならない、こういう積極的な団体も生まれてきております。そういう意味では、町においても、これらに連動して、将来を見据えた障害者計画のもとで、グループホームや授産施設の開設、今後どのように取り組まれるのか、これらの点について答弁を求めるものであります。

次に、次世代育成計画についてお伺いいたします。

次世代育成推進法は、危機的な少子化の現状を克服するために、すべての自治体に、2005年度から10カ年間の行動計画を義務づけたものであります。しかし、これらの計画に当たって幾つかの問題点も見受けられます。町においても町民アンケート、あるいは審議委員の方々が、そのアンケートや審議委員の意見を聞きながら、要望を聞いて計画に反映させるという中身ではありますが、当町においては、その審議過程がまことに不透明であり、一向に住民に公表されるという状況になっていません。何を審議されているのかという点でも、まことに不透明であります。

他の審議計画については、もう既に関覧、あるいはホームページ等を通じて公開しておりますが、この次世代育成計画については、なかなかそうっていないという問題があります。他の問題については公開したけれども、次世代育成計画については、なかなか公表されない。なぜこうなっているのか、ここに問題がありますから、直ちに公表し、なぜこうなったのかということもぜひ答弁願いたいというふうに思います。

また、これらの策定に当たっては、実施計画をきっちり持つ、計画倒れすることなく、完全実施するということが求められています。

また、同時にお伺いしたいのは、住民アンケートに基づいて、一番要望が多かった問題、何なのかと

いうことについても答弁求めるものであります。

次に、住宅リフォーム資金の助成について伺いたします。

今多くの業者が、長引く不況の中で、民間公共事業投資が激減するという状況などで、仕事の確保が困難な状況に陥っています。

また、地方自治体においては、財政難という状況の中で、なかなか、あるいは公共投資が国からも抑制されるという状況の中で、確保が難しいという状況に陥っています。

そういう意味では、ただ財政難や、あるいは国からの仕事が来ないからという理由で、これをただこまねいて黙っているという理屈はありません。こういうときだからこそきっちりとした将来の展望を見据えたこの町の振興策を示す、これが行政の役割だと考えています。

そういう意味では、今多くの自治体で、まだまだ、少しずつではありますが、財政難の中でも工夫を凝らして、経済効果等もあるという状況の中で、住宅に対するリフォーム資金助成制度を設けるとい自治体が出てきております。

それは、御存じのように、住宅の改修時における助成金を支給するという問題であり、全国では既に12都府県、57市町村、最近では札幌市においてもこれを適用するという状況になってきております。個人住宅をリフォームする場合、まさに一定のお金がかかり、住民からも実施した市町村においては喜ばれ、また、業者からも歓迎されているという話を聞いています。

また、兵庫県明石市においては、2002年度においてこの制度を実施し、1,700万円で、総額2億6,000万円と、15倍の経済効果を上げています。町においても、ただお金がないというだけではなく、具体的に対案を示して、町の振興策をきっちり示す、そういう時期であると同時に、町長、この住宅リフォーム制度における資金援助についての具体的な答弁を求めるものであります。

次に、街灯及び歩道の設置についてであります。

今、町においては、駅前開発等の整備や町並み整備という形の中での計画があります。しかし、財政難の理由もあって、なかなか整備するという状況に至っておりませんが、しかし、例えば駅前通りにおいても、街灯がもう老朽化している。もっと改善してほしいという声があります。この間、そういう声もあり、東1条通りや錦町東2条通り、あるいは旧国道沿いの商店街においては、グレードの高い歩道の整備や、あるいは街灯の整備がなされました。

そういう意味では、上富良野町にはほかに、ラベンダー商店街、いしずえ商店街、通学通り、ある

いはまだ未整備の旧国道沿いの商店街の栄町に向けての整備が残っておりますが、これらについての今後の整備計画はどのようになっているのか、まだ整備すべきだと思いますが、この点について伺います。

次に、子育て支援の問題では、近年、多くのお父さん、お母さん方が子育て支援をもっと充実してほしいという声が聞かれ、町でもそれに向けての計画が今進められております。

また、この間、保健福祉課や社会教育課が行っていた子育て支援については、一定窓口が統一された部分がありますが、しかし、これを社会教育課に統一するなどの面で、あるいはどちらかに統一しても、人件費の抑制や効率的な運営につながるという点でも、十分今後また検討する必要があると思いますが、この点についての窓口の一本化、効率的な運営について伺いたします。

次に、農業行政について伺います。

今、世界でも国内でも、安全でおいしい食料の国内生産は、国民の共通の願いになってきています。しかし、国は自給率の向上を後ろ向きで、農畜産物の輸入自由化枠を拡大するという状況になってきています。

また、今回、生産調整交付金という形で、交付金を大規模農家を中心に新たな交付をしようという生産調整、あるいは交付金制度の改悪が行われました。この背景には、農産物の輸入自由化で、耐えられる農業をつくろうと、大規模農家だけを比較的優先するという農業であり、日本においても上富良野町においても、多くの農家の方々は、条件が合えば個々の農家が生産、生活やっていける、そういう農業を目指したいと言っているわけであります。

そういう意味では、今後、町においても、そういう人たちの意欲を高めるためにも、町独自の農業振興策をさらに進めることであります。

そういう意味では、ことしから始まるこの農業振興計画に基づいて、今、上富良野町では、米の減農薬や、あるいは他の作物においても、有機栽培などの意欲的な広がりを見せて、この米の評価に至っても高く評価されているというのは御承知のとおりであります。

そういう意味では、町の農業の活性化、農業をされている方の意欲を高めるためにも、それらを後押しするためにも、この上富良野町に、全国に発信できるような環境づくり、環境に優しい農業づくりをやっているのだということを全国に発信し、それを後押しするためには、これらのおいしい米づくり、農産物づくりの環境づくりを進める支援制度、これを奨励してはどうかと思いますが、町長のこれらの

点についての見解を求めるものであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の9項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の看護補助職員に関する3点の御質問であります。1点目の賃金につきましては、本町における賃金体系は、一律一定基準の設定となっており、業務の内容、作業の多寡による格差を考慮していないため、他町村の同職種と比較して低い水準にあることから、人材の確保などで大変苦慮している状況にあり、種々改善に向けて検討いたしているところであります。

また、町独自の退職金制度については、町の財政状況が極めて厳しい状況から、ただいま申し上げました賃金水準の改善、見直しの中では、制度化する考えは持っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の仕事の内容からしても、通年雇用にするべきとの御質問であります。新行財政改革素案にも位置づけしているように、人件費の抑制や町職員数の削減を急務の課題として取り組んでいるところであり、また、病院経営も極めて厳しい状況にあることから、通年雇用及び正規職員または準職員化は難しく、現状の雇用体制で進めていくことで、御理解賜りたいと存じます。

3点目の資格習得の段階での正職員または準職員としての採用についてであります。さきにお答えしましたように、施設定数の増加や制度の改正等がある場合を除いて、現状の雇用体制で運営してまいりたいと考えております。

また、資格習得者につきましては、資格の習得区分に応じた処遇を設けて運用を行っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の身体障害者や知的障害を持つ方々の入所施設及び働く場としての作業所施設の整備に関する御質問であります。国においては、従来の施設整備による福祉から、ノーマライゼーションの理念による在宅福祉を重点とする方針に転換し、新障害者プランが推進されておまして、新規の施設整備の採択は非常に厳しい状況にあります。

このことから、議員の御質問の施設整備につきましては、町単独での設置は困難であると判断しておりますので、障害者の方が必要な施設に入所できるよう、引き続き、富良野地域及びその他管内の町外施設との連携を一層親密にし、施設の円滑な利用等についても近隣市町村との連携を強く求めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、在宅福祉推進の観点から、老人身障者保健

センター内に設置の小規模作業所を近く予定しております。施設改修工事にあわせて、現在の施設機能よりも拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の次世代育成支援行動計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

この行動計画につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき、地域の子育て支援全般にわたる計画とするために、昨年度、町民参加の計画づくりを推進することを目的に策定委員会を設置し、さらに、親のニーズを把握するためにアンケート調査を、就学前児童、小学校児童の保護者等を対象として実施し、策定委員会で分析、検討・協議を重ねてきた経緯にあり、間もなく策定を見るところであります。

この間の策定委員会における協議経過等について、情報の公開をすべきとの御指摘につきましては、計画書の製本ができ上がった段階で、計画書とあわせて協議内容の資料等を庁舎1階の町政情報提供コーナーに備え、町民の皆様にごらんいただくよう予定しております。

また、町広報誌の来月号で、計画の概要を特集でお知らせしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

アンケート調査において、要望の多い内容についての御質問であります。国が示した数値目標の設定が必要な項目の中で特に多い要望につきましては、集いの広場、ファミリーサポートセンター事業、延長保育、一時保育、放課後児童対策事業等の内容となっております。

計画の具体的な取り組みに当たりましては、ニーズの高い項目について、できることから早急に実施していく考えであります。町財政の厳しい現状の中で、新たな財政投資は困難なことから、既存の施設、人材を最大限活用しながら、子育てニーズに対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4番目の住宅リフォーム資金助成についての御質問にお答えさせていただきます。

この御質問につきましては、さきの12月にもお答えしているところでありますが、現在、他市町村で実施しているところでもあり、その状況を十分に引きわめながら、検討していく課題としてお答えさせていただいたところであります。

現在、町の財政状況は極めて厳しい中であって、既存事業の維持を優先するためには、新規事業を抑制せざるを得ない事情から、現段階において実施する考えはございません。

次に、5番目の商店街における街灯及び歩道の整備についてお答えさせていただきます。

通称、本通り沿いの商店街につきましては、既存街路灯の老朽化を初め、沿道地域住民が主体となった花の植栽や清掃など、積極的な道づくり活動の実践を背景に、道路管理者であります北海道によって、平成13年度より街路灯の設置、植樹ますを含めた歩道のグレードアップなどの整備を行ってきております。

現在のところ、北25号踏切地点から町道北4丁目通りの交差点間、商店街区では、3町内から5町内間の整備が完了し、今年度におきましても、町道北4丁目通り交差点から駅前通り間、商店街区の6町内区間の片側が整備される予定になっております。

グレードアップによる歩道の整備は、駅前通りまでとなっておりますが、いしずえ通り商店街区間及び栄町商店街区間につきましても、街路灯の設置を初め、歩道のアスファルト打ち直しなど、これらの整備が順次行われる予定となっております。

また、通学通りの商店街についてですが、ここは、町道北3条通り沿いに形成されている商店街であります。沿道の街路灯が老朽化していることもあり、今後整備が必要であると認識しているところであります。今のところ、歩道については現状の維持管理に努め、街路灯の整備については、実施計画の中に位置づけて進めてまいりたいと考えております。

6番目の子育て支援の推進体制についての御質問であります。子育て支援の拡充施策は、母子保健、児童福祉、教育等多岐にわたる分野で連携、協力しながら取り組んでいるところであります。

教育委員会社会教育課と保健福祉課がそれぞれ担当している事業を統一して、効率的に対応してはどうかとの議員の御提言につきましては、本年4月の組織機構改革において、保健福祉課内に子育て支援班を設け、これまで社会教育課が受け持っていました子育て広場、子育てネットワーク事業等を移行して一元化を図ったところであります。

しかし、社会教育班が担当している子供の居場所づくり事業のように、国の補助制度を活用した中での事業もあり、子育て支援班がすべて担当するというにはならない部分もありますので、支援事業の一層の効果があるよう、各担当班の間で有機的に連携を深めながら、子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

7番目の農業行政についてお答えさせていただきます。

近年、BSEを初めとする食品事故の増加、産地の不当表示、農薬の不正使用など、食の安全・安心

が揺らぐ中であって、消費者の食の安全・安心に対する関心は一層高まっております。

このような中であって、富良野地域においては、減農薬米の栽培を初め、各農作物に生産経歴を付し、情報の開示に努めており、その努力に敬意を表したいと思うところであります。

御質問の農業推進条例の策定につきましては、農業者に対する所得補償に関するものかと思いますが、今、国においては、食糧・農業・農村基本計画の見直しが行われており、その中で、農業所得の変動を緩和する対策、農業環境資源保全対策施策など実施に向けて検討されており、間もなくその具体的な内容が見えてくるものと考えております。

一市町村で有効な農業施策の展開を図ることは極めて難しい状況にあることから、国の施策の動向を見きわめながら、本町にかなった施策を検討してまいりたいと考えております。

農業推進条例の制定については、今のところ予定しておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、介護補助職員の処遇の問題についてお伺いいたします。

なぜ介護補助職員の処遇が悪いのかという問題がありますが、看護婦とは違い、そういう意味では、看護師の補助をするという状況で、その仕事内容そのものを評価しないのではないかと、安ければ、ただやめていけばいいのではないかとというふうな感じで思っておられるから、いつまでたってもこの処遇の改善がされていないという問題であります。

もう一つ突きとめてみれば、上富良野町の一般の行政職における賃金、臨時賃金はどうなっているのかということなのですが、道の最低賃金は638円、上富良野町は670円と、わずかの、本当に毛の生えたような感じの賃金体系であります。これが最終的に全体の賃金体系を押し下げているということに多くの問題点があります。

ちなみに、中富良野町では、先ほど言いましたが、6,700円、時給にしましたら893円。美瑛町においては、時給866円。上川町においては877円。ここには、有給は17日、10カ月雇用、また、忌引休暇もあるという状況になっております。

そういう意味では、上富良野町の看護補助職員の処遇というのは、明らかに近隣町村から見ても低いという状況になっております。最低では690円という状況になっております。そういう意味では、直ちに安心して働けるように、処遇の改善という点で

は当然すべきではないかと私考えております。

また、働いている人たちの意見聞いたら、本当にもうちょっと、一生懸命やっているのだから退職金やボーナスも欲しい。ただそれが、町の財政難を理由に、あるいはそういう採用時の条件だからというだけで、これがかなわないという状況になっているのです。ここに労働条件の問題が、国においても地方自治体においても、この矛盾点がここにぎゅっと凝縮されてあらわれてきているわけです。そういう意味では、忌引においてもきっちり設置し、また、資格のとった段階では、せめて準職員待遇の道をやっぱりきっちり開くと、意欲を持って働けると。こういう評判が広がれば、上富良野町にも働いてみたいという方が来るのではないかとというふうに思います。

そういう意味では、ただ財政難というだけで、低賃金の労働力を確保していればいいというふうには思っていないのかもしれませんが、結果としてそういう形になっているわけですから、やはり具体的な改善策というのをきっちり示すべきだということに思いますが、もう一度この点についての見解を求めるものであります。

次に、障害者福祉計画の問題について、グループホーム等の設置の問題について伺いいたします。

今回、町では債務負担行為という形の中で、富良野に対する、こういう授産施設の開設ということもありました。しかし、上富良野町の団体の方に聞きましたら、身近でやはりそういう施設があって、働ける場所があったらいいと、そのためにもいろいろ私たちは頑張っているという話であります。

そういう意味では、やはり当町における、そういうような支援対策、要望があれば直ちにその対策に踏み切って、やはり後押しをするということが必要だし、また、身近に授産施設等の誘致を行うということもあわせて、やはり考える必要があるのではないかとというふうに思いますが、この点。

町では、老人身障者センターの中に授産施設を、規模を広げたいということではありますが、どのような取り組みをなされるのか、その内容についてもお伺いしたいというふうに思います。

次に、次世代育成計画の問題ですが、一番多いと言われていた一時保育や延長保育、これはどこの自治体でも一番多いという結論が出ています。あと、放課後対策です。放課後対策等においても、前から言っておりましたが、片隅でやっているという感じですね、上富良野町の場合は、他の市町村では、条例を設けてきっちり学校区の中に、あるいは設けるなどの対策もとっています。ですから、片手間な、ただやればいいという意識の話で

はなく、ただお金がないというだけではなくて、きっちりとこの目標設定ができれば、どんな困難があってもやり切るといふところが大切なのです。

この間、芽室町においても、視察に行ってきたときに担当者の方も言っていました、計画というのは、計画倒れに終わってはだめなのだ、計画した以上は、それをやる、それが次世代育成計画の住民から寄せられた要望にこたえる、また、子育て支援にこたえる大切なことだと考えている。そのためには、職員の熱意がなければならぬし、当然トップである町長のやはり指導力、こういうものがなければならぬといふことを言っていた。まことにそのとおりであります。

ですから、この点についてもきちっとした取り組み、放課後児童対策においても、条例を設けるなどをやるべきだといふふうに考えています。芽室町では、子育てサポート支援という形の中で、手引書までずっとつくられております。こういう取り組みを積極的にやるべきだといふふうに思いますが、もう一度伺います。

また、それとあわせて、なぜこの間、情報公開が行われなかったのか、ただ整備して、結論が出れば、それで情報公開したということになるのかもしれませんが、その経過、経緯がやはり知りたいという方もあります。そういうことを念頭に置いた情報コーナーの閲覧があったわけですから、やはりそこをきっちりとやるべきではなかったのかといふふうに思いますが、なぜそうできなかったのか、お伺いいたします。

次に、住宅リフォームについてお伺いいたします。今、財政難の折、厳しいからなかなか現段階では難しいということをおっしゃいました。しかし、私はやる方法が幾らでもあるのだらうと思うのです。そこに、創意と工夫という言葉が出てきます。今申し上げましたように、彦根市においても2,000万円の予算を組む、あるいは10万円の限度額という形、15万円という形の中で、このリフォーム制度に地元の業者や、あるいは住宅を持っている人たちに大変喜ばれています。奇抜な点では、商品券を交付して、地元のやはり木材を使ったり、そういうことで活性化を呼び起こしたいということで、今この広がりが出てきています。

財源はどうするのかという問題であります、今、商工振興補助金を交付しています。これを見ましたら、14年度では1,600万円、対象経費は4,500万円という形になっています。ここを見ましても3倍ぐらいの投資効果が単純に見てもあります。13年度は1,000万円、この倍です。ですから、こういう財源を、やはりそういう別な方

向にあわせて、商工振興とあわせて、一般住宅も対象にする、こういう手だてと工夫をやれば、財源の手法というのは出てくるのではないかといふふうに考えるわけです。

対費用効果から見ても、10万円、20万円の交付で、300万円、400万円とやはり投資効果が上がれば、この商工振興補助よりもさらに投資効果があるのではないかといふふうに思いますが、私は、この商業振興補助政策も、こういう立場から町長は設置されたのだらうと思いますが、この点について、町長は、お金がないといふだけでなく、お金の捻出方法を考えると、その器を与えられているわけですから、そのことをぜひ、答弁もう一度お願いしたいといふふうに思います。

あと、街灯整備についてはぜひ進めていただきたいといふふうに思っています。

次にお伺いしたいのは、子育て支援ということで、ある程度一本化された部分もありますが、もう一度、財政の効率、職員配置の問題も考えて、社会教育においても、こういった窓口の一本化、あるいは保健福祉課にでもいいのですが、できないものかといふふうに思いますが、この点、伺います。

次、農業の問題についてお伺いいたします。

農業の問題では、今、上富良野町では、5次の農業振興計画ができました。その中では、やはり意欲のある個人も積極的に農業振興計画に基づいた取り組みをしてほしいということが書かれております。課題というのは、産地間競争がある、あるいは農地の流動化が進まないという問題、今後どうするのかという問題もあるかもしれませんが、やはり私は、この上富良野町の減農薬の米の栽培というのは、やはり高く評価されているわけですから、やはりそれに見合った推進体制というのが必要ではないかといふふうに思います。

確かに今の、国の制度が変わって、その成り行きを見るということもあるでしょう。しかし私は、今やはりこういう人たちの意欲のあるうちに行政はしっかりと後押しできるような、やっぱり農業政策を展開するということが大事だと思います。そういう意味では、この5次の農業政策においても、減農薬や安心してつくれる、おいしい食べ物を保証する義務があるのだと、役割があるのだということを考えておりますから、そういう意味では、反当たりの助成金も含めて、農業環境推進条例をつくって、そういう該当する農家に対しては、米も含め、一般畑作物も含めて、何らかの対策をとるべきでないかと。そうしなければ、どんどんしりつぼみになって、農業離れが進むという状況になりますから、確かに行政でやる部分については限界もあります。し

かし、それでも他の自治体では積極的に、そういう限界や困難を乗り越えてやっているところもありますので、これは、推進する意義というものは大きいものがあると思いますので、この点についても明確な答弁をもう一度求めておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、看護補助員の処遇につきましては、助役の方から答弁させていただきます

2点目の障害者福祉についてのグループホームの関連であります。議員も先ほどの御質問の中でも御意見をいただいておりますように、今あるグループの中でよく私も話し合うわけでありまして、今あるグループの皆さん方は、議員がおっしゃるように資金造成に努力いたしているところでありまして、あの方々は、行政におんぶに抱っこは私たちは望んでいないと。自分たちで自分たちで対応しながら、そしてその中で、ひとつできない部分を行政が支援してほしいという、私がいつも申し上げておるような考え方の中で、今取り進んで頑張っております。当初から、お聞きしたところでは、あの人たちは、あるところの場所で、子供たちが小さな動物を養ったり、野菜を植えたり、そういったことがグループでできるような施設をつきたいのだというような希望も語っていただいております。そういったことで、それも行政で全部やってほしいというのではなくて、我々今一生懸命資金造成をしておると、我々ができないところをひとつ行政、力をかしてくれないかということでありますので、私は大いに賛同いたしております。あの方々が、そういう方向でこういうものを対応したいというものが出てきたときには、私は最大限の支援をし、協力してやりたいというふうに思っておりますので、ひとつそういった観点から、これらの面については、町としても行政としても対応していきたいと。

また、ある面では、今の老人身障者センターにおきます授産施設につきましても、今の状況は手狭で、非常に課題がありますので、これも拡充を図りながら整備をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、次世代育成計画であります。検討過程においてなぜ公開しなかったかという御指摘でありますけれども、議員の御意見のとおりであります。私も秘密裏に計画を立てておるわけでもありません。公募した委員の皆さん方が協議していただいて、それぞれの計画を立てているわけでもあります。

ら、決して秘密裏に対応しているわけでもありませんので、この各種委員会の委員会経過につきましては、閲覧するという方向で進んでおりますので、ここの部分もそういう対応がされていたのかなというような気がしておりましたが、議員御指摘のような経過であったということについては深く反省をいたしているところであります。決してでき上がったものを見せればよいというような、でき上がったものを見て、これで賛成か反対かというような意見を伺うというような考え方は持っていないということで、御理解を賜りたいと思います。

それから、行動計画が間もなくでき上がります。アンケートによりまして、それぞれに、議員がいろいろな項目で御発言ありましたような課題で、アンケートが出されております。先ほどもお答えさせていただきましたように、そのアンケートの要望の多い順から、計画はつくったけれども、何もしないということではなくて、計画をいかに実現していくかということに最大限の努力を図っていかねばいけないと、そして、最終的には、この行動計画が100%達成できるという体制を整えていかねばならないと思っておりますが、財政的な部分もございまして、既存の施設、あるいは既存の人材等々の中で活用しながら取り進めていかねばならない課題もありましょうし、新たな対応も含めていかねばならない課題もあるというふうに思っております。

一つには、児童保育の問題でありますけれども、今、児童館におきまして、併用して実施しておりますけれども、今、要望等々、アンケート等々の状況、教育委員会からの要望、意見等々もお聞きいたしておりますと、今の状況は限界かなというような認識を私は持っております。ですから、この行動計画ができた中で、これらの部分につきましても十分配慮しながら、学校と、あくまでもこれらは学校の協力を得なければならぬと、教育委員会の協力を得なければならぬ課題であります。これらについても今後十分、その時代にならぬ是正を図っていく時期が来ているというような認識であるということで、御理解を賜りたいと。

それから、住宅リフォームの件であります。これにつきましては、種々、非常に厳しい財政状況の中で、新規事業というものを選択しなければならない大きな課題を持っております。行政は金がないから何もしないのだということには100%なりません。限られた財源の中で、それらの事業評価をしながら、新規事業をどのように取り組んでいくかということは大切だというふうに私は思っております。

そういう中であって、この住宅リフォームについ

ては、今の時点で、私は先に新規事業の採択の中で、いろいろと事業評価しながら今後考えていかなければならない課題として、住宅リフォームについては、次の段階として考えるべき課題であると、現段階では財政的に非常に厳しいということで御認識をいただきたいと思います。

それから、子育て支援対策でありますけれども、私ども基本的に1カ所に集中したいと。そのために組織機構を改革いたしまして、子育て支援班を設置いたしました。

しかしながら、先ほどもお答えさせていただきましたように、国の施策の中では、文部科学省と別な部分がある。そして今、教育委員会で進めている事業については、文部科学省の補助金を使って対応していると。このことを町長部局に持ってくることはなかなか難しい。国の縦割り行政の中で、我々も地方も、その中でどうしてもそれを改善することができ得ない部分があるわけでありまして、これらについては、極力子育て支援班で中心となって対応していかなければならないと思っておりますが、社会教育班の中で対応する部分については、横の連携を十二分にとりながら、それぞれの連携を密にしながら、子育て支援対策の推進を図っていききたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に、農業行政であります。議員おっしゃるように、現在の農業環境は非常に厳しいと。国の農業施策もまだ最終的な方向性が示されていないと。国は、カロリーベースで45%の自給率と言っていますが、なかなかそれも達成できないというような非常に厳しい状況にあるわけでありまして、町は今年、議員の御意見にありましたように、第5次農業振興計画をスタートさせていただきました。農家の皆さん方、そして、JAさんのお力をおかりして、上富良野農業のこれからのあるべき方向を、第5次農業振興計画を策定させていただきましたので、これから私どもは第5次農業振興計画の推進に万全を期しながら農業行政の推進を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再質問にお答え申し上げます。

看護補助員の関係でございますが、現在、病院と特養との関係で該当する職員が雇用されている状況でございます。そういう中で、非常に人材確保するのに大変現場の方で苦慮している状況でございます。その理由といたしましては、議員が御指摘のとおり、低い賃金体系にあるというようなことでござ

います。安定的な介護業務を推進していくためには、この辺のところの改善が必要というふうに私押さえているところでございます。特養と病院の中でも格差があるような状況でございますので、この辺の調整を踏まえながら、処遇の中におけます雇用の体制と賃金額等につきまして、その辺の検討を進めて、改善をしていきたいという考え方は持っておりますので、御理解を賜っておきたいと思

議長（中川一男君） 再々質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、住宅リフォームについてもう一度伺いたしますが、対費用効果という点で、町長は、こういう制度というのは、経済的にも大きな効果が生まれるというふうに評価されているのか、そこをお伺いしたいと思います。

同時に、今の段階ではできないが、次期段階ということではありますが、今判断できないという問題もあるのかもしれませんが、次期段階ということであれば、どのぐらいの段階でそれを進められようとしているのか、今わかればお伺いしておきたいと思

いますので、この点。それで、上富良野町でこの間行った商業振興補助の効果についても、当然認められている部分、認められているのだと思

次に、農業の問題で言えば、確かにこれからという段階であると思

そういう意味では、やはり環境を売り物にするというのは、これからの時代の流れでありますし、そういう意味で、取り組むべき道というのは、もう既に決まっているのではないかと。そういう意味では、こういったところに対する、やはり助成策を講ずることによって、やっぱり安定的な作物がつけるとい

はりこの点は伸ばしたいというものも含めて、それに附随した付加価値を与える、あるいは他の作物もそれに連動して、やはり作付ができるというような柱を、そして、そこから枝葉をつけるというような、やっぱりそういうのも必要だと思いますので、この取り組みについてももう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

次、最後になりますが、介護補助員については、助役も答弁なさっているように、近隣町村から見てもはるかに低いという状況であります。そういう意味では、やはり早急に改善すべきですし、やはり介護補助職員の中に、1人でも、将来は、頑張れば準職員にもなれるのだというような、そういう正職員になれるのだというような道をやっぱりつける必要があるのではないかなど。この点もあわせてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、住宅リフォームと、また、商業振興条例の評価でありますけれども、私は、商業振興条例というものにつきましては、時限立法で対応させていただいておりますが、このことによりまして、商店街の皆さん方が活気を促していただいて、店舗の改造を図っていただいたと。そして、そのことによって、地域の、あるいは建築業者の皆さん方が潤えたというようなことも考えておまして、その効果は、私は十分対応しているというふうに認識しております。

ただ、これも時限立法でございますから、来年度で、先ほどもさきの議員からも御質問ありましたが、これも期限でやめるのか、あるいは延長するのか、あるいはどうするのだというようなことにつきましては、今後の財政運営の中で十分検討を加えていかなければいけないというふうに思っております。

そういうような観点からすると、住宅リフォームについても同じとは申しませんが、同じような、関連した中で事業効果は出てくるものというふうに認識しておりますが、今、私どもが抱えておる多くの新規事業の中で、それをどのように精査しながら、総合計画の実施計画、3カ年計画の実施計画の中にどう織り込んでいくかということが大きな課題でございますので、そういった観点からすると、今課題として残っている新規事業等々の精査という中にありまして、この課題を今早急に取り組んでいくことは難しい課題であるということでお答えさせていただきますので、御理解賜りたいと思います。

それから、農業振興策につきましては、議員も何度も御発言ありますように、我が町の第一次基幹産業であります農業につきまして、何とでも活気をつけていただかなければならないと。そのために、今新しく作り直した第5次の農業振興計画に基づきまして、町はその施策の展開を今後進めていかなければならないというつもりでおるわけでありまして、これらにつきましても、国の農業施策と連動しながら、その方向性を見きわめていかなければならないというふうに思っております。

第4次の農業振興計画から、引き続き第5次に計上しております奨励作物の対応等々もございますので、新たな部分等も含めながら、今後の課題として十分、この農業施策につきましては対処してまいる所存でございます。

それから、最後になりましたが、補助職員の課題であります、助役からお答えさせていただきましたように、町立病院だけでなく、特別養護老人ホームとの関連がございまして、両施設におきまして、そういった課題の提起がなされております。私の方では、既にこの問題につきまして、町立病院だけでなく、特養と連携を図りながら調整をして、是正を図るようというところで指示しておりますが、ただ問題は、賃金等々、労働条件を、町が対応する部分について、上富良野町の各企業で働く人たちと大きな格差が出てくるというようなことにはならない。やはり地域の賃金体系と、町で働いていただく方の賃金体系というものは、やはりよく考えなければならぬというふうに思っておりますが、さきにお答えさせていただきましたように、作業量の多寡によって、町は賃金の対応をしていないというところは、ある面で是正をしなければならない部分があるのかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、6番米谷一君。

6番（米谷一君） 私は、さきに通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1項目めは、上富良野町農業関係制度資金について。

農業振興資金の融資対象事業に含まれる基盤整備資金を切り離して、新たな資金として生産性向上対策資金を創設する考えはないか。農業振興資金は、公的な面を持ち合わせて、小口から融資を受けることができると、非常に手ごろな資金として使われてきました。

また、5年から10年の償還年限と、短・中期的な意味合いを持ち、非常に経営設計しやすく、条件

面でも無理なく借りられます。ただ、他の事業で貸し付けを受けている場合に、既存の貸付額を差し引いた額となり、十分需要を満たさなくなる場合が出てきます。

今後、食の安全・安心という面から、また、安定的な地力保持の面から言う無機質な土改材、堆肥購入等が必要と思われます。

これらを勘案した上での地力増進対策資金と、暗渠、客土、除れき、整地等、また、大型機械等の出入りに対応できる農道整備を含めた圃場改善資金、この2本を柱とした資金の創設の考えはないか伺いたい。

安定、永続的な農業経営にとって、土地改良事業は必要不可欠です。十分検討していただきたいと思います。

次に、認定農業者について。

この制度は、1993年6月に、効率的で安定的な経営体を育成する目的で、農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農業の担い手として、市町村が認めた農業者（農地法で規定された農業生産法人を含む）で、市町村が策定した基本構想で示した将来の農業経営の目標に向かって創意工夫を凝らし、経営の改善を計画的に進めようとする者を市町村が認定した農家です。前段でも触れましたが、今後は、日本の農業の担い手として、認定農家を中心に、国、道の施策やさまざまな支援が行われていくものと思われる。しかし、我が町では非常に認定率が低いのが現状です。

そこで、次の3点についてお尋ねをします。

1番目、町では認定農家をどのようにとらえているか。2番目に、支援、特徴があると思いますが、この点について詳しく。3番目に、今後の方向、方策について伺いたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町の農業関係制度資金に関してですが、現在、町と農協で行う農業振興資金については、国または道が行う助成制度の対象とならないものについて必要な資金を融資するもので、融資額は、個人としての限度額は500万円、融資期間も、対象事業により異なりますが、5年から10年となっており、通算貸付残高も500万円を限度といたしております。

対象事業も施設整備、小規模土地改良事業など、農業振興上考えられるものについて、おおむね網羅されているものと思っております。

北海道においても、家畜購入育成資金、小規模土

地改良資金などの融資制度が設けられておりますので、積極的な活用をお願いするものであります。

私といたしましては、町の農業振興資金のほか、新たに土地改良事業部門を分離して、独立させる制度を設けることについての考えは持っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の認定農業者につきましては、議員の御質問のように、農業経営基盤強化法に基づき、効率的で安定的な農業経営体を育成する目的で、農業者の皆さんがみずから経営改善計画を作成して、市町村が策定した基本構想に照らして、市町村長が認定する制度になっております。

上富良野町においては、今年の3月段階の129件に対して、8月31日現在で219件にふえ、全体戸数461戸に対する認定率は47.5%になっております。

町では、認定農家をどのようにとらえているかとのことでありますが、今後、国において、食糧・農業・農村基本計画の見直しが行われ、所得の変動を緩和する対策など、認定農業者を基本として、集中的、重点的に各種の施策が展開されるものと考えておりますので、1人でも多くの農業者が認定申請ができるようにPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

認定農業者の支援等についてはという御質問であります。農業経営基盤強化資金の借り入れに対する国、道、市町村の利子補給等の金融支援、農業機械、施設、大家畜など、減価償却に対する割り増し償却制度などの税制支援、農業機械や施設をリースして、借り受ける場合のリース料の一部を国庫助成、農業者年金保険料の掛け金助成など多くの支援策が設けられているところであります。

今後の方向、方策については、前段で申し上げましたが、各種施策の多くは、認定農業者を対象に講じられるものと考えますので、農業者の皆さんみずから、これらの動向を見据え、安定的、持続的可能な農業経営ができるよう御協力をお願い申し上げるところでございます。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） 提案しましたこの事業の骨子は、JAふらのが平成14年から行った半額助成の地力増進対策、圃場改善対策の考え方をそのまま受け継いでいます。その取り組みには大いに共鳴、評価できるもので、継続を強く望んでいたのですが、残念ながら本年をもって打ち切るとのことですので、事業内容を尊重しながら、違う形で融資事業として継続できればと提案したわけです。

地力対策の根源は土づくりです。息の長い安定し

た経営を、また、生命の源である安全な食物を消費者に届けるためにも、私たちは大きな使命と責任があります。今こそ消費者との信頼を築くために真剣に土づくりを考えなければと思います。

御承知のように、堆肥の施用については、増収は無論のこと土壌の団粒化を促し、保水性を高めるなどの物理的効用、作物の生育の必要な有用微生物を多く含んでおり、健康な土づくりに最適な資材です。

しかしながら、単年施用ではその効果をなかなか発揮することはできません。指導機関の調査では、少なくとも3年以上の連年施用で、作物によって違いは認められるものの5%から20%の増収があり、さらに、連年施用で安定的な増収があったとの報告もあります。

前段で触れましたように、先行投資的要素が強いことから、経営を圧迫するリスクを避けるために、融資事業の充実をお願いしたわけです。

次に、圃場改善対策です。

近年、荒れた気象条件が目につきます。透水不良は収穫まで作物の生育を阻害し、減収させるばかりでなく、干ばつ、高温障害にも非常に敏感です。町長、十分御承知のことと思いますが、農業においては、地力の増進、保持、透水性の不良の解消が何よりも品質、収量の確保、安定経営につながると思います。

次に、現資金で十分需要を満たしているだろうとのことです。また、必要ならばほかの資金でもいいのではとのことですが、僕は、多少考え方に無理があるかもしれませんが、農業を町の基幹産業と位置づけ、将来において持続的発展を望むならば、少なくとも町が用意する資金については、性格づけをはっきりさせ、使う側に立った、よりきめの細かいメニューを用意していただく、そんな配慮を強く望むのですが、また、国、道においても非常に厳しい財政運営が強いられています。ますます補助事業の採択が難しくなると思います。その意味で町の資金の充実を強く望みます。

次に、認定農業者について。

これは、内容を確認する上で、2点について再度お聞きいたしたいと思います。

1点目は、改善計画が出され、町が認めればすべての農業者に認められるのか、また、認定のために制約や制限はないのか。

2点目に、認定農業者に漏れた場合、町としてどのような対応を考えているか。この点についてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、制度資金の問題であります。先ほどお答えさせていただきましたように、町の農業振興資金の適用から、土地改良等々の新たな新規の資金の造成をということではありますが、町として、基本的に考えておりますのは、さきにお答えさせていただきましたように、国や道の、まだ低次の制度資金等々が存在するわけでありまして、これらの部分を大いに活用し、利用していただきたいものだなというふうに思っているところであります。

しかしながら、農業振興資金についての限度額の問題等々の中で、利用が十分ないという部分については、これからひとつ十分に議論を交わしながら、この限度額はこの500万円で本当にいいのかという部分については、今後、議論を交わしていく課題かなど、御意見を伺って、そういう認識を持ったところでございます。

同じように、商業振興資金と農業振興資金というのは、同じような形であるわけではありますが、商業振興資金につきましても、その都度その都度、状況の変化によりまして、限度額というものが不足するというようなことで、限度額の是正、改正を進めながら取り進めさせていただいているという経過がございますので、この農業振興資金の限度額500万円というのがいつごろ制定されて、いつごろ改正されて、現実に即し妥当いう形になっているのかというようなことについては、ちょっと私自身も認識不足であります。今後の課題として議論をすべき課題かなどという認識をしておるところであります。

それから、認定農業者につきましては、細部につきましては、担当課長からお答えさせていただきますが、計画を出していただいたから、すべてそれで認めるということではなくて、先ほどもお答えさせていただきましたように、町が定めております基本構想にのっとった中で、その対応が、計画がなされているものに対して認定するというところであります。今のところ、先ほどお答えさせていただきましたように、農家戸数の47.5%という、半数にも満たっていないという現状は、これは何としても是正しながら、全農家までとはいかなくても、その400数十戸の農家の中にもいろいろあるわけでありまして、最大限、認定農業者として認定されるように、町は今後も鋭意努力をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米谷議員の再質問にお答えをいたします。

認定農業者の認定の件でありますけれども、これは、前段で町長お答えしたとおりでありまして、農

業者みずから立てた農業経営改善計画に基づきまして、市町村長が認定するものでありますけれども、これまで否定というか、認定されなかった者はございません。

ただ、こういう計画を立てる段階におきまして、このようにしたらよろしいのではないのでしょうかという農業者に対する指導はした経緯はありますけれども、否定したものはありません。これらについて、年齢についても制限するものは今のところございません。そういう経過になってございます。

議長（中川一男君） 再々質問、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上をもちまして、6番米谷一君の一般質問を終了いたします。

これにて、すべての一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明17日は、本定例会の第3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上であります。

午後 2時40分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年9月16日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 清 水 茂 雄

署名議員 徳 島 稔

署名議員 岩 崎 治 男

平成16年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成16年9月17日（金曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

追加日程第 1 18号台風被害に対する緊急質問

第 2 議案第 8号 上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第 3 議案第 9号 上富良野町スクールバス条例

第 4 議案第10号 区域外の公の施設の設置の件

第 5 議案第11号 泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件

第 6 議案第12号 西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）請負契約締結の件

第 7 議案第13号 西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）請負契約締結の件

第 8 議案第14号 教育委員会委員の任命の件

第 9 議案第15号 教育委員会委員の任命の件

第10 発議案第1号 町内行政調査実施に関する決議

第11 発議案第2号 議員派遣の件

第12 発議案第3号 道路整備に関する意見の件

第13 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	3番	岩崎治男君
4番	梨澤節三君	5番	小野忠君
6番	米谷一君	7番	岩田浩志君
8番	吉武敏彦君	9番	米沢義英君
10番	仲島康行君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
14番	長谷川徳行君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

欠席議員（1名）

2番 徳島稔君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長			
保健福祉課長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
建設水道課長	田中博君	教育振興課長	中澤良隆君
ラウンダー・ハイツ所長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開議宣告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成16年第3回上富良野町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、人事案件の議案第14号及び第15号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので御了承を賜りたいと存じます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 小野 忠 君

6番 米 谷 一 君

を指名いたします。

日程追加の議決

議長(中川一男君) ここで、18号台風被害の件について、9番米沢義英君から緊急質問の申し出があります。

9番米沢義英君の18号台風被害に対する緊急質問の件を、議題として採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

9番米沢義英君の18号台風被害に対する緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(中川一男君) 起立多数です。

したがって、9番米沢義英君の18号台風被害に対する緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1とし、発言を許すことは可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 9時02分 休憩

午前 9時03分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

追加日程第1 18号台風に対する緊急質問

議長(中川一男君) 追加日程第1 9番米沢義英君の18号台風被害に対する緊急質問の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) ただいま議長より、台風18号被害による緊急質問に対して許可がいただけましたので質問させていただきます。

今回の台風18号で、各地で多くの被害がもたらされました。当町においても、きのう行政報告でありましたように、被害見込み総額では1億200万円ばかりの被害が出るという状況になっております。当町においては、公共施設、あるいは民家、屋根がはがれる、また倒木被害が出る、ビニールハウスの損傷や倒壊、またそれに連動した農作物の被害が出るという状況になっています。

また、あるイチゴ農家の方の話聞きましたら、今これから秋に向けて、ケーキなどの加工用のイチゴの材料を提供するという点で、最盛期であったにもかかわらず、今回のビニール倒壊の被害によって、イチゴが傷ついて品物にならない、多くの打撃、損傷、被害が出たということを知りました。

また、ある一部の農家では、その被害は約300万円から500万円に上るのではないかと報告もなされています。

また、そのほかでは積んだ豆が飛ばされる、あるいはシソが飛ばされてしまうなどの被害が出てきております。そういう意味では、町においても速やかに、この損傷の実態調査も既にされておりますが、今後、被害のつづさな掌握をされて具体的な対策をとられるよう、私は求めるものであります。その点について、次の5項目について御質問をいたします。

1番目には、もう一度伺いますが、台風被害状況の公表と、あるいは被害状況の掌握、今後もある

のかお伺いたします。

次に、相談窓口の開設を設けるかということがあります。今、多くの被害に遭われた農家の方、今後どうしたらよいのかということで悩んでおります。もう既に、農協等の実態調査も入っておりますが、もう一度こういう人たちの相談をきっちり受けるためにも、相談窓口を開くことが大切だと考えています。

また、ある方に至っては、私のところに電話で、借家住まいだそうではありますが、今回の台風で屋根が飛ばされて、その修復がまかりならないという形の中で、速やかに修復はできないということで明け渡ししてほしいと、こういう電話も寄せられております。そういう意味では、相談窓口を開いて、きめ細やかな対応を今すべきだと考えますが、この点についての見解も求めます。

次に、被害農家に対する無利子融資の検討であります。借りたら返さなければなりません、営農を継続するための、やはり融資が大切だと考えております。この点についてもお伺いたします。

その他、建物の損壊、損傷などにおいて、ビニールハウス等においては、それを投棄するための費用が当然かかります。確かに一部では共済などに入っているところがありますが、全額それが保障されるという状況にはありません。また、今年の風雪害によって倒壊に遇ったということで、それよりも強いビニールハウスの建設を行って建てたけれども、しかしその予想をはるかに超えてしまって、その強いと思われていたビニールハウスも倒壊する、こういう状況にもなっています。そういう意味では、これらの対策も必要だと考えます。

5番目に、被害農家に対する税の減免等の検討はどうか。これから営農するための具体的な継続をするためには、また収入も当然減るわけですから、その被害の実態調査にあわせて当然該当するということであれば、税の減免、軽減で、営農を続けられるような緊急の対策が必要だと思いますので、この五つの点についての町長の答弁を求めるものであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の緊急質問に対します、台風18号被害に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず5点の御質問であります。

まず1点目の災害の状況につきましては、行政報告でも報告させていただきましたように、9月14日現在で、議員の御発言にもございましたように1億270万円ほどの損害額を総体的に我が町全体で受けていると。農業被害につきましては8,140

万円ほどであるということでございます。

そういうような被害状況であります、今後もその被害の内容等々につきましては、十分調査をしていかなければならないというように思っておりますし、今、JA農協でもこの調査を推進しておりますので、今後はJAとの連携を図りながら、町としてもこの被害状況の掌握に万全を期していきたいというように思います。

2番目の相談窓口を設けることについての御質問であります、現在、農業関係、あるいは建築関係におきましても、それぞれ単独の電話回線を確保して、従前のように1カ所で電話を受けて関係部署へ電話を回すというような形でなくて、それぞれの部署で、それぞれの関連するところで電話回線を確保しておりますので、そういった行政の組織上の部分につきましては、十分に町報等々で連絡をさせていただいておりますので、町民の皆様方も、このことにつきましては、どこの課に連絡すればいいのかということにつきましては承知していただいているものというふうに認識いたしておりますので、改めて新たな電話窓口を、相談窓口を設置する考えは持っておりません。こういった相談には、それぞれの分野で迅速に対応していくように指示をいたしているところでございます。

3番目の被害農家に対する無利子融資の検討をするようにということですが、新たな融資制度を設置する考え方は持ってありませんが、現在の融資制度の中で、営農改善資金あるいは農業振興資金等々の利用ができ得るものというふうに認識いたしておりますし、国、道の制度、これらにつきましても、今大きく動こうといたしております。

国はこの台風18号等々を含めた中で、農業災害等々も含めた中で、国が対策本部を設置いたしております。今週の月曜日も、金田農水副大臣とお会いした折にも、副大臣が本部長となって全国の被害状況を視察すると、調査すると。その第1番先に上川へ入るのだということで、過般も新聞に出ておりましたように当麻町に入って、上川管内の被害状況を掌握していただいていると。

また北海道も、被害状況を今集計中でございます。そういう中にありまして、国は激甚災害の指定をするのか、しないのかは別といたしましても、そういった方向で国が動いていると。その状況を十二分に見きわめながら、町としての既存の融資制度が、額が不足するのであれば、それらの増額等々をも検討しながら対処していきたいと。ただ、新たな融資制度を設置する考え方は持っていないということで、御理解をいただきたいというふうに思っています。

このことにつきましては、今JA農協が、それぞれの全農家の皆さん方に営農資金等々の、あるいは被害修復費用等々で必要な金額の調査をいたしておるところでございます。これらの状況を、JAの調査の結果等々も十分町としても連携をとりながら、その状況把握の中で対処してまいりたいというふうに思っているところであります。

4番目の建物の倒壊、損傷に対します対応につきましては、これは議員も御発言にございましたように、今年の冬、雪によるハウスの損壊等々の被害が出たわけでありまして、その折にも申し上げましたが、共済等々の制度があるということから、自己防衛をして対応していただくと。共済制度のあるものに対しましては、ひとつそれぞれの中で自己防衛をしていただくということを基本として、冬の対策につきましては対処をしたところでございますので、今回におきましても、同じような観点から共済制度の推進を図っていただくということで考えておるところでございます。

また5番目の被害農家に対応した税の減免につきましては、これは先ほど申し上げましたように、国、道が、今、災害の状況を把握しながら、国は激甚災害の指定をするかどうかというような、いろいろな方向性を示して検討をしているところでございますので、それらの状況を見きわめながら、前回の雪によるハウス倒壊のときのように、また町としても、その減免措置が必要とするならば対処することを検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

何はともあれ、共済に適用にならない農業者の被害、この部分につきましては、例えば共済制度がなく加入できないような被害を受けた農家に対しましては、その被害の損額を補てんするなどということは行政としてできませんが、そういう方々に対しては優先して営農改善資金等々を適用させていただきながら、この中には無利子制度もございまして、これらのものの適用を促進していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 相談窓口という点では、14日にも申し入れしておきましたが、やっぱり防災無線等で、こういう対応を受け付けておりますというような速やかな対応というのが必要だと思います。

町の人にしてみれば、わからないわけです。確かにやっているのはあるのだろうけれども、どこで対応するのかということも、当然、町長の答弁では、

やっていらっしゃるのだが対外的にはわからないというのでは困りますので、そういった公にもこういった窓口を設けていますと、相談に乗りますということ公表すべきだと思いますが、この点。

さらに、確かに共済等に入っているという問題もあるというふうに思いますが、それでは当然償えない部分、賄えない部分というのでも出てきています。確かに激甚災害ということであれば、それなりの対応もあるのかもしれませんが、町独自でもこれに対応した対策というのも当然必要ではないかと。確かに不公平、不平等があるのではないかとというけれども、こういったそう滅多にない状況であったわけですから、それは納得できる範囲であれば、住民の方も当然納得できるのではないかとというふうに思いますので、この建物等、ビニール等の損害に対する何らかの対処、見舞金等を支出するなど、対策というのはいろいろあるのだろうと思いますが、この点もう一度お伺いしたいと思います。

あと、融資についても、無利子補給融資があるという話ではありますが、どういう内容かちょっとわかりませんので、それが妥当かどうか調べなければならぬという問題もあると思います。どちらにしても、営農ができるような対策をしっかりとることが大切であります。町においても、商工会等のいろいろな建物が、駐車場も壊れたというお話しも聞いております。町内にもありますので、そういった意味での速やかな対応をぜひとっていただきたいと思いますが、もう一度この点についてお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、相談窓口の件であります。先ほどお答えさせていただきましたように、新たな窓口を、専門窓口を設置する考え方は持っておりません。ただ、今お話しにありましたように、町民に、住民に周知させる手法はないのかということですが、そういった点も含めながら、既に町のそれぞれの部署の、所管の電話番号等々については全戸配布して、その部署ではどういう事業をやっているかということにつきましても全戸配布させていただいているところでありますが、念には念を入れるという観点からも、防災無線を使った周知をするということについても一考かなと。御指摘についても、それも一つの方法かなというようなことでもございまして、この点につきましても対処方、検討をしてみたいというふうに思います。

それから、建物の損壊、破損についての保障制度でございますけれども、これらにつきましては、言

うならば先ほどもお答えさせていただきましたように、特別に対応するという考え方は持っておりませんが、ひとつそれぞれ建物共済等々の共済へ加入すると、そして自己防衛をしていくということのひとつ基本にして、何でもかんでも行政がということではなくて、自己防衛、そういう制度があるのだということのひとつ御理解賜って、その対応をしていくようにしていただきたいものだというふうに考えておるところでございます。

今現在、先ほどもお答えさせていただきましたように、JA農協が各全戸にわたって、農家の皆さん方の被害状況と必要資金の状況について調査をいたしておりますので、それらの状況を見きわめながら町としての対応を、JAさんとも連携を図りながら対処していきたいというように思っておりますし、現在町としての取り組む課題につきましては、例えば既存の起債の償還猶予、これらについても取り進めていけるように、今担当との調整をさせているところでございますので、そういったことを含みおきながら、次年へ向けての再生産に向けて、農家の皆さん方が対処できる手法の最善を取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

これにて、9番米沢義英君の18号台風被害に対する緊急質問を終了いたします。

日程第2 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第2 議案第8号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町乗合自動車設置及び管理に関する条例の一部改正する条例につきまして、提案の要旨について、まず説明を申し上げます。

現行、当町におきましては、路線バス、並びにスクールバスを運行いたしまして、地域住民の足の確保、また児童生徒の通学の対策を図ってまいりました。このたびバスの運行形態の見直しを図りますとともに、市街地に循環バス路線を新設いたしまして、間もなく開設されます保健福祉総合センター、また病院、公共施設等への利便を図り、またスクールバスにつきましても、地域の方々に混乗させまして、その利用拡大を図るものであります。

現行、乗合自動車の運行区間につきましては、清富線、静修線、十勝岳線、里仁線、東中線の5路線の運行であります。十勝岳線以外につきましては

スクールバスの路線といたしまして乗合自動車の運行区間から移行し、新たにこの区間に循環東線、循環西線を設け、市街を運行するものであります。

バスの使用料、運賃であります。従来は距離対キロ制から区間均一性に変更をいたしまして、生活区間の1乗車は200円の均一とするものであります。なお、十勝岳線の温泉地区につきましては、最高500円の料金を設定するものであります。

また、現行敬老バスの受給者につきましては無料での利用をいただきましたが、全区間におきまして70歳以上の町民の方々につきましては、1回の乗車につき100円の負担をいただく改正としてございます。

これらの見直しにつきましては、町民の方々の利便を図るとともに、路線の統合化によりまして行政改革の中での経費の節減をも目指すものでありまして、利用していただく方々にも負担の公平の見地から、幾分かの負担をお願いするものでございます。

以下、議案を要約し説明を申し上げます。

議案第8号上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例（昭和46年上富良野町条例第8号）の一部を、次のように改正する。

第5条はバスの運行区間でございまして、3路線を設定するものであります。

第1号は従来の十勝岳線でありまして、町立病院発着、白銀荘経由2万6,800メートルの運行であります。

第2号は新設の循環東線でありまして、保健福祉総合センター前発着、日東会館、給食センター経由の9,500メートルの運行であります。

第3号は同じく新設の循環西線でありまして、保健福祉総合センター発着、上富良野町公民館、泉栄防災センター経由の8,000メートルの運行であります。

第5条の方には、運行日の規定でございまして、土曜日、日曜日、祝日を除くものとし、十勝岳線は通年運行とするものでございます。

第8条は、運賃の規定でありまして、ただし書きで高齢者70歳以上の者の運賃1乗車100円と定めるものでございます。

第1表につきましては、8条関係の普通旅客運賃表でありまして、十勝岳線、循環東線、循環西線の停留所、運賃、距離を定めたものであります。

別表2につきましては、同じく第8条関係の定期旅客運賃表でありまして、通勤通学の1カ月、3カ月、6カ月の金額を定めたものであります。

附則。

施行期日。

1、この条例は平成16年10月1日より施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例、別表1及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後に支払う旅客運賃について適用し、同日前に支払った旅客運賃については、なお従前の例による。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 何点かについて御質問いたします。

まず第1点目は、8条関係の料金設定の問題であります。今回、この乗合バス、あるいはスクールバス条例の設定に伴って、路線の住民の利便性を考えたということでの料金体系も設定するということがあります。そこで、条例の改正でありますから、同時に考えていただきたいと思う点があるので、幾つか御質問したいと思います。

まず、第1点目では、乗合バスにおいては、当然身体障害者の方、あるいは子供の料金体系においても、料金を従来どおり取るという形になっております。また今回、新たにお年寄りの70歳以上については、従来無料だったのが100円という形で乗車運賃を徴収するという形になっておりますが、この間の論議の中で、議員協議会でも申し上げましたが、敬老年金の廃止、あるいは住民検診等の住民負担をお年寄りにも求めてもらうという形の中で、もう既に負担が出てきております。その一方で、どこかにそのグレードを高める施策を展開したいというような話も、この間の答弁の中であったかというふうに思います。

また、平等、不平等の問題で言えば、収入のない子供からも料金を取るということになっておりますので、今回この条例の改正に合わせて、子供からは料金はとらない。ましてやこの間、障害者においては50円ということですが、料金を取るという形になっております。子供は当然働いていなく、収入がないわけですから、わずか1カ月300円、500円という状況の中で200円も取られてしまうということになれば、そう利用することはないのかもしれませんが、ここにも不平等感があるのではないかというふうに思っているわけでありませ

そういう意味で、今回の改正というのは、公平負担の原則と言うけれども、不公平負担の原則だというふうに考えておりますが、これらの点について改善する気があるのかどうか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、今回の料金設定で、お年寄り、一般、または子供、障害者の方の利用金額はどのぐらい見込んでおられるのか、この点お伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、いわゆる料金の払い戻し等についてお伺いしたいわけですが、これは乗合自動車の設置管理に関する規則の第5条等でしょうか、載っておると思いますが、未使用券については、それ相当の理由があればという形になっておりますので払い戻しができると、現金に換金ができるということになっておりますが、これは期限がないのかということでお伺いいたしますが、使わなければ未来永劫、使わないですよということ忘れていましたということでお伺いしたいのか。もしもそうであったとすれば期限を定めて、いつまでの有効期限がありますという形の払い戻し設定というのも、当然あってしかるべきかなというふうに思いますが、こういうものも含めてどのような考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

次に第5条の、日曜、祭日、祝日等の問題ですが、これは基本的には運行しないということですが、万が一何かのイベント等、あるいは緊急事態等は町長の判断等によって、それも運行するということですが、この土、日の運行というのは想定不可能だったのか。例えば、利用頻度から見ると少ないという形の中で、運行がないという形になったと思いますが、月1回でもあの状況を見て試行的にでも運行するとか、そういう手だてはなかったのか。この点についてまず伺っておきたいと思

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） まず1点目の身体障害者、それから子供に対する料金についての質問にお答えをしたいと思います。

今回の改正で、70歳以上の方につきましては100円の設定をしてございます。従前は議員お話しのとおり、敬老パスでの無料の設定でございました。

身体障害者の方、また子供の方の料金につきましては従前どおりの設定でございまして、今回の改正ではいたしていないところでございます。

料金の設定につきましては、一昨日の補正予算の審議の中で、町長、助役からもお答えさせていただいておりますとおり、バスの運行につきましても大

変財政の厳しい中での運行でございます、今回の統合した運行につきましても、経費の節減という意味も含まれての運行でございます。また、利用する方の利用の見地からいたしましても、一部負担をいただきまして乗車いただくということでの考え方の料金の設定でございます。

次に、2点目の老人一般につきまして、どのぐらいの収入を見込んでいるかという質問でございますけれども、これにつきましても一昨日の補正予算の中で計上をさせていただきました。これから冬期間に向かいますけれども、この中では40万円ぐらいの見込みかなという補正予算を上げさせていただいております。

新設の循環バスにつきましては、まだどのぐらいの乗客があるか未知数でございますので、多少の運賃の収入しか見込んでございません。

3番目の払い戻し券の件でございますが、これにつきましては回数券による払い戻しの規定をしております。現行、回数券の払い戻しの状況は、今のところございませんでした。ということで、この期限を設けていなかったのが状況でございます。これにつきましても、内部で多少問題になりまして、期限をつけないのはまずいのではないかという話もございましたが、これにつきましては規定の中で、そういう旨をうたわなければならないという考えは持っております。おおむね1年なり2年なりの期限をつけたいと思っております。

それから、5点目の土、日、祝日の運行でございますけれども、これにつきましてはスクールバスとの兼ね合いもございまして、十勝岳線を除きましては土、日、祝日は運休としてございます。ただ、学校行事等もあることもございますので、臨時の運行については都度考えていかなければならないものと考えてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この払い戻しの件であります。別途、1年か2年以内ということでもありますので、またそこら辺はきちんと条文で明記するということも必要だというふうに思いますので、必要ないということでそういう表現になったと思うのですが、条文で明記するということが必要だと思いますので、この点お伺いいたします。

次に、この間、敬老祝いの金の支給の減額、あるいは財政効果を見込んで、受診料の軽減によって420万円で1,350万円のお年寄りの方のかかわる問題で言えば軽減されたという経過があります。例えば、その1割でも回すことによって、この敬老バ

スの無料化が実施できます。それがだめだということであれば、子供に至っても働いていないわけですから、そういう方からお金を取るということがどうなのかと、私は疑問に考えるわけです。やっぱりこういう位置づけを、きっちり今回の条例の中で見直して設けるべきだというふうに思います。

もう1点は、障害者の問題であります。50円ということで、半額という形の設定かというふうに思いますが、これにしてもどうも不平等ではないかというふうに考えます。こういった部分にこの軽減した財源を、そう乗るといことは恐らくないだろうと思います。こういった部分は免除する体制をとって、今回の条例になぜ生かされなかったのかというふうに思います。

日ごろから町長は、メリハリのある財政運用という形で言っておりますので、せめて私、町の方に歩み寄ったとしても、障害者のこういう人たちに無料で乗ってもらうだとか、子供は無料にするだとか、そういう対策をなぜとれなかったのかというふうな疑問が残るわけですが、この点について、今回の条例というのはどうもそういった点での対策ということが、とおり一遍で公平負担の原則ということで徴収するから、やむを得ないのだという形になって低料金だということだと思っておりますが、しかしどうも納得いきませんので、ここは検討されたのか。高齢者、あるいは子供たちだとか、障害者だとか、こういったところは、どうだったのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の質問に、お答え申し上げたいと思います。

料金の設定の問題でございますけれども、さきの議員の御質問にもお答え申し上げましたとおり、町としては今、大きな行政改革というようなことで非常に厳しい状況を迎えてございます。そういう中で、受益者負担の原則ということを基本に据えているところでございますので、そういう観点の中から、今回お年寄りの方、またお子さんにつきましても有料化ということを考えていこうということで検討をしたところでございます。

今回、このバスの運行改善に当たりましては、こういう形で設定いたしてございますが、非常に未知数なところがございます。その利用実態が、本当に検討した中でそういうふうになるのかどうかということが、非常に検討をした中におきましても、それがなかなか見えてこない部分がございます。そういう面で、循環バスだとか走らせている中で、どのような姿になるのだろうかという点がございませう。本条例を提案する中におきまして、一応そう

いった課題を踏まえた中で、この1年その実態を見ていこうということを考えているところでございます。

そういう中から、その利用実態に応じた中で、次の展開としてこの改善を図っていくべき点は多々あるのだろうというふうに思っております。そういう点で、この最初の出発点として、こういう条例の提案をさせていただいているということでございますので、この辺、実態を見た中で、改善を図っていく中で、この条例の提案をさせていただいているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 払い戻しの件について、お答えを申し上げたいと思っております。

払い戻しの件につきましては、施行するに当たりますと、規則の中で明文化していきたいと考えてございます。

また、障害者の方の料金50円というお話してございましたけれども、5割引きということでの設定でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） お伺いしたいのは、これ最後ですから、あくまでも公平負担の原則ということですが、やっぱり不平等だというふうに思うのですよね。確かにいろいろな施設との関係もあるのかもしれませんが、私そういう問題についてもいろいろ提言してきましたが、やはりこういうメリハリのある財政運用ということでおっしゃっていましたので、そういう軽減した分をここに戻すということだと思っております。

お年寄りの多くは、8割利用だと。あとは子供だとか障害者の方といっても、1割あるかないかという形だと思っております。そういう意味でも、私ども納得できませんので、わずかな金額でそういった部分の対処ができるわけですから、これは大きな財政負担にはならないと。確かに運行費はかかっているかということで、今言われるかもしれませんが、そういう問題ではないと。こういったところに、どうですか。この点、もう一度お伺いいたします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再々質問に、お答え申し上げたいと思っております。

米沢議員が御趣旨を申し上げている点につきましては、重々わかるところでございます。従前そのような中で、行政サービスという点で講じた面がございます。今日の厳しい状況の中で、いわゆる受益者負担の原則という点をどう設定していくかという点

が、非常に大きな課題になってございます。

昨日も、中村議員の方から御質疑ございました公共施設等の利用の中で、それらの負担、公平のあり方についての一つ課題がございまして、それらを検討していく中でこの辺を、また議員の御発言ありましたことにつきましても、広く意見を賜りたいというふうに思っております。

今、新しい行革の中で、その辺の御意見ということも賜ってまいりたいというふうに思っております。

そういう負担公平のあり方についても、やはり町民会議を設けてございますので、その辺のところも御意見賜った中でどうあるべきか。現状における町の財政状況を勘案した中でどうあるべきかということ、やはり町民の皆さんの御意見伺った中で、この考え方を定めていくべきというふうに基本的には思っております。

いろいろそれぞれ主張はあると思っております。これまでの状況の中で、無料でやっていた分につきまして、有料化することで非常に多くの御意見があるかと思っておりますので、その辺踏まえて対処をしていきたいというふうに思っております。

この条例の提案におきましては、受益者負担の原則、また利便性を図っていくという観点で、今日までこれを検討してきた経緯にございます。そういう中から、総体的には町の財政で潤うべき状況というのは、この改善によりまして五、六千万円は出てくるのではないかというようなことで、大きな観点の中からこういう対処をさせていただくということで御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず本案反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案の反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、議案第8号に対して、反対の立場から討論するものであります。

第1番目には、余りにも行政改革という形の中で、負担不公平の原則という形、住民に負担を求めるといふ形の中で、一律に行政のメリハリと言っておきながら、一方で最終的には負担を求めるといふ形になっているという問題であります。

また、公平負担の問題で言えば、働かない収入のない子供からお金を徴収する、あるいは高齢者に至っては、この間町長も述べてきたように、メリハ

りのある行政で高齢者対策を進めるということを書いてきました。そういう中で、敬老年金の支給の見直しや、お年寄りに対する受診料の負担を求めてきました。その金額は約1,350万円でありませぬ。

今回の補正予算の中身を見ても、8割以上が利用するという設定であり、子供も障害者も合わせれば40万円の料金設定ということでありませぬ。年間に、仮に倍としても100万円、その1,300万円から1割を戻しただけでも、十分この負担の軽減対策がとれるにもかかわらず、とっていないという問題でありませぬ。

私は改めて、町の行政改革という名のもとで住民に負担を求めるというやり方、これはどうも納得できるものではありません。仮に料金設定を高齢者だけに求めたとしても、障害者や、あるいは小学生にこれを求めるといふところにも、大きな矛盾点を考えるものでありませぬ。なぜ、これらの問題が浮かび上がってきているのか。これは町の財政運用の問題があるわけですから、これを一方的に受益者に負担という形で求めるといふところにも、大きな問題点があると考えていませぬ。

私は、以上のことを述べまして、今回の条例改正については、反対の立場で討論を終わるものでありませぬ。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許しませぬ。

15番 向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程されております上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成する立場から討論をさせていただきますと思ひませぬ。

現在、当町で運行されております町営バスの歴史的背景は、もう既に皆さん御案内のとおりでございますが、戦後民間のバス会社が何路線か運行をしていたわけでございますが、それが採算性と諸般の事情からすべて撤退されまして、現在、富良野バスにおきまして、富良野・上富良野町間の幹線のみが運行されていると。そういうような状況の中で、住民の生活のための足を確保するという観点から、昭和40年代半ばから町営バスに切りかえまして運行をして、さらにはスクールバスの運行もあわせ行っているというような時代背景があるわけでございます。

そういう中で、大切な住民の足を確保するということは、大変意義のある事業かなというふうには私は考えております。しかし反面、採算性という観点から見ますと、なかなか厳しいものがあるということには、もう既に御案内のとおりでございます。

このような中にありまして、今般、新たに町内をめぐります循環バスの運行開始、あわせてスクールバスへの地域住民との混乗方式の導入等が現在提案されておりますが、これに伴いまして従来も有料でございました障害者やお子さんに加えまして、今般70歳以上の老人の方にも一律100円の御負担をお願いするというようなことに提案されているわけでございますが、理想から申し上げますと、当然無料でお乗りいただけることができるのでありませぬれば、これにすぐるものはないわけでございますが、現在、当町の置かれております財政状況、あるいは将来にわたりました安定的な運行を確保するというような観点から考えますと、今回の提案はやむを得ないものなのかなというふうには理解するものでございませぬ。

また新たに、高齢者に対しましては100円の御負担をお願いするわけでございますが、金額的に見ましても、これは御理解いただける範囲なのかなというふうには考えるわけでございます。

さらに、先ほど反対討論の中でもございましたが、これが著しく負担の公平感を損なうというようなことでもなからうかというふうには私は判断できませんので、むしろ今後一層、住民が利用しやすいようなバス運行に、日々改善していくことの努力を払われることの方が肝要かというふうには考えております。

といったようなことから、今回提案されております条例改正につきましては、賛成という立場からの討論とさせていただきますと思ひませぬ。

議長（中川一男君） 次に、本案に反対の討論の発言を許しませぬ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めませぬ。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、原案は、可決されました。

日程第3 議案第9号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第9号上富良野町スクールバス条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めませぬ。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町スクールバス条例につ

きまして、提案の趣旨について、まず申し上げます。

当町におきます路線バスとスクールバスの運行形態の見直しの中での条例の制定でございます。さきに御議決いただきました議案第8号の条例の一部改正と同じ趣旨でございますので、説明は一部省略をさせていただきます。

スクールバスの路線といたしまして、清富線、里仁・江幌・静修線、江花・島津線、東中線を設定いたしまして、小中学生の通学する児童生徒、並びに地域住民の交通手段を確保するものであることから、ここに上富良野町スクールバス条例の制定をいたしまして、運行管理に万全を期していくものでございます。

以下、議案を要約し説明を申し上げます。

議案第9号上富良野町スクールバス条例。

第1条につきましては、条例の制定の趣旨でございます。

第2条につきましては、スクールバス設置の規定でございます。

第3条につきましては、運行管理の規定でございます。第4条につきましては、通学する児童生徒以外につきましては、有償の運送とする規定でございます。

第5条につきましては、バスの運行区間の規定でございます。

第1号は清富線でございます。町立病院発着、清富小学校、日新生産組合経由2万200メートルの運行でございます。

第2号は里仁・江幌・静修線でございます。現行路線の里仁・静修線を統合いたしまして、通常期は西11線経由で路線を結び、12月から3月の冬期につきましては道道芦別美瑛線を経由して運行するものでありまして、町立病院発着の西15線北33号、それから北28号経由の2万8,600メートルの運行でございます。また、冬期につきましては2万6,300メートルの運行でございます。

第3号につきましては、江花・島津線でありまして、町立病院発着の留辺蘂・上富良野線、それから町道山花道路、町道西3線南道路等を経由いたしまして2万4,600メートルの運行の江花線でございます。同じく町立病院発着南基線、それから国道237号線経由9,400メートル運行の島津線でございます。

第4号につきましては、東中線でございます。町立病院発着の北19号倍本道路、北18号経由の2万4,500メートルの運行でございます。

第6条以降、15条までにつきましては、さきに御議決いただきました、改正後の上富良野町乗合自

動車の設置及び区間管理に関する条例の第5条の2以降、第14条までと同様な条文でございますので、条文の概要だけの説明とさせていただきます。

第6条は、運行日の規定でございます。

第7条は、運行条件の規定でございます。第8条は旅客区分の規定でございます。

第9条につきましては、運賃の規定でございます。大人の運賃は別表によります区分の均一料金、1乗車200円とするものでございます。また高齢者、70歳以上の方につきましては、1乗車100円とするものでございます。

第2項は、回数券運賃の規定でございます。第3項は、定期旅客運賃の規定でございます。別表2によるものでございます。

第4項は、身体障害者等の運賃割引の規定でございます。

第10条から12条までにつきましては、運賃の計算の規定でございます。第13条は乗車券の通用期間、第14条は手荷物持ち込み、第15条は規則への委任規定でございます。

別表1につきましては、9条関係の停留所、運賃、距離を定めたものでございまして、清富線、それから里仁・江幌・静修線の冬期の運行分、それから東中線、江花・島津線の島津区間分、江花・島津線の江花地区分でございます。

別表2につきましては、第9条関係の定期旅客運賃表でございます。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成16年10月1日より施行する。

経過措置。

2、この条例の施行前に上富良野町乗合自動車の設置及び管理に関する条例の規定により発行された回数券、定期乗車券は、この条例の相当規定により発行された回数券及び定期乗車券とみなし、回数券及び定期乗車券に記載されている区間に従前同様乗車できるものとする。

議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

3、議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を、次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

第14号スクールバス事業施設。

以上、説明といたします。御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回のスクールバス条例の設定に合わせて、一般の方も乗れるということですから、これ停留所との関係で、その停留所以外のところでも弾力的な、手を挙げた場合に乗れるという形になるのか。それは、陸運局との関係で、停留所以外はだめだということになっているのか、そこら辺についてお伺いしたいというふうに思っています。

次に、先ほども申し上げましたが、料金設定の問題で言えば、小学生にしても、余りにもこの100円という設定が高いという話をしてきました。障害者においてもそうではありますが、もう一度ここで確認しておきたいのは、不平等感という形の問題が、公平負担ということであるのですが、平等ということであれば格差をなくすということが平等だというふうに、辞典でも辞書でも書かれているのですよね。そうすると、当然この収入のない人からも料金を取るということになれば、格差が生じてくるということは明らかであります。

そういう意味で、私この料金設定そのものについて、十分その審議する内容等の時間が、去年あたりから進められてきたのかもしれませんが、やはり十分考える余地があったのではないかとこのように思っています。そういう意味で、もう一度不平等感がないのか。

先ほど賛成者の討論では、これは納得できるものだというをおっしゃったが、当然納得できるような内容ではありません。この間の医療費の引き上げ等を含めて、従前、再三わずかではありますが負担を求めてきました。ある程度の負担はいいというふうな感じも、住民の中では、そんなに苦しいのだったらという感じもあります。しかし、再三にわたってこういう形で、低額であっても負担を求めるところに、どうも納得できないわけです。

この間、町長が何回もおっしゃっているように、メリハリのある行政だとか、敬老年金等の削減にした部分については、どこかでお年寄りの政策を網羅した、カバーできるような政策展開をしたいというような話もされておりますので、そういう意味でこういったところの財政負担を求めるところでは、やめるべきだというふうに思っていますので、この点についてもう一度見解を求めます。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(越智章夫君) 9番米沢議員の1点目の質問についてお答えしたいと思います。

市街地、それから国道、道道を除きまして、降り

る場合にフリー乗降というのですか、それは降りれるような手配を従前どおりしてございます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

料金設定、有料化することで不公平ではないかということでございますけれども、基本的にバスのこういう利用を図るにおきましても、やはりこういうバスを運行するということが、一番住民にとってその利便性を確保する、安定的に運行していくということが基本だというふうに思っております。当然、こういう中で経費がかかってくるわけでございます。そういう中で、一定の御負担をいただくということで、やはり考えていかなければならないというふうに思っております。

当然、他の交通機関の利用におきましても、他でやっているところにおきましても、こういう料金設定というのは当然行われております。そういう中で、町といたしましても、従来無料だった部分につきまして、やはりこういう厳しいときだからこそ、皆さんに御負担をいただくというようなところは、やはり住民にもその辺、分かち合って、この条件設定を持続的にしていくということをお願いをしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。そういう点で、この辺、有料化に向けた取り組みをするということで御理解を賜りたいと思っております。

議長(中川一男君) よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) どうも私、納得できません。前段も話しましたので、そう長く話しません。言っていることと実際にやっていることの違いが私あると思うのです。

確かに100円で、わずかだということ言えばわずかなのですよ、100円。だけど100円でも、その生活実態に合わせてみれば貴重なという方もおられますし、お金の価値の生活実態から出てくる価値観、お金そのものは貴重なわけですから、そういう意味で不平等感というのは絶対あるわけです。所得がある、なしにかかわらず、非課税の世帯にまで徴収が及ぶわけですから。そういう意味で、確かに利便性を図ったという点ではいい部分も、それは認めますが、しかし今までのつじつまが合わないのではないかと私は言っているだけで、この点をきっちり行政としても、納得できるような対策をとるべきだったのではないかとこのように述べておきたいと思っておりますので、納得できないのだと思うのですけれども、ここは住民に十分理解されるとい

うふうに思っていますか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま、助役、総務課長からお答えさせていただきましたように、そしてまた、議員から何度も御質問をいただいておりますように、基本的に今後の行政執行の中で、私は常に受益者負担の原則にのっとった中で、これからは行政サービスが無料であるという時代は終わったということは何度も申し上げておるところでございます。矛盾した施策の展開をしているという認識は、私は持っていません。

ただ、取り進める中で、やはり御負担をいただいた中においては、やはりある程度グレードアップ等々も含めた中で検討をしなければならないということにつきましては、議員御発言のとおりでありまして、健康診断等の有料化に伴いまして、その健康診断の内容の充実化、検査項目の増加等々を図りながら、できる限りの対応を図ってきておるところでありまして、今後も私といたしましては、私の行政執行方針として、受益者の負担の原則を今後も引き続き対応させていただきたいと。そして常に言われることは、行政は企業感覚を持った行政運営を図るべきであるということの基本とした中で、財政運営をも私はさせていただくことを、私の行政執行の理念として持っておるということ、常に申し上げているところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

なお、この有料化問題につきましては、大分前から住民会長会議の中で、今後、有料化をさせていただきたいと思うという説明を何度もさせていただいて、住民会長さんの皆さん方の御意見等々も承って今日に至って、今日この実現に向かったということでございますので、その点も説明を十分果たしてきているというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ちょっと二、三点聞きたいなと思うのですが。

今回スクールバス、あるいは町の循環バスということで、増設ということで、運転手の確保といいますが、増員しなくても間に合うのか。今のスタッフでやった場合に、あとの道路管理には支障がないものなのか、そこら辺をお聞きしたいなと。

それともう1点、今まで各地域で老人会あたりが町のバスを利用して研修に行ったりしていたと思うのですが、そこら辺は従来どおりできるのかどうな

のか。そこら辺お聞きしたいなと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 16番渡部議員の質問にお答えをしたいと思います。

運転手の確保の件でございますけれども、従来スクールバス等につきましても委託により運行をしてございました。今回の路線につきましても、4本中3路線につきましても委託にする予定でございます。

それから、目的外使用の件の質問だと思いますけれども、これにつきましては、このたびの運行形態の見直しで、ほとんどのあきなしといいますが、1日いっぱい走るような計画になってございますので、これから目的外使用につきましても、かなり住民の皆様方に不便をかける点が多々出てくるとは思っております。

ただ、福祉バス等の利用につきましては、従前どおりできるものと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第10号区域外の公の施設の設置の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました議案第10号区域外の公の施設の設置の件について、提案の要旨について説明を申し上げます。

上富良野町スクールバス条例の路線に設定いたしました里仁・江幌・静修線につきまして、12月から3月の運行をいたします中で、西13線から静修終点までの区間で、道道芦別美瑛線を走る際におきまして、美瑛町の一部を通過いたしますことから、美瑛町に上富良野町スクールバス事業設置をすることになりますので、ここに区域外の公の施設の設置についての提案をするものでございます。

なお、美瑛町に対しましても、この件につきまして協議をしてございまして、議会に提案をしていた

だくこととなっております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第10号区域外の公の施設の設置の件。

地方自治法第244条の3の規定により、次のとおり美瑛町と協議の上、上富良野町スクールバス事業施設を設置することについて、議会の議決を求める。

記。1、設置施設、上富良野町スクールバス事業施設（里仁・江幌・静修線）。

2、設置の場所、道道芦別美瑛線（美瑛町字留辺藁1688の10から、美瑛町字留辺藁1723の9）。

3、運行区間図、別紙のとおり。裏面に図面を付してございます。区域外の間を示してございますので、御高覧願いたいと思います。

4、経費の負担、設置団体において負担。

5、使用条件、上富良野町スクールバス事業施設は、上富良野町及び美瑛町等の住民の使用に供するものとし、使用料及び手続きは上富良野町スクールバス条例（平成16年上富良野町条例第 号）の定めるところによる。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第11号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中 博君） ただいま上程いただきました議案第11号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、国土交通省の補助採択を受け整備する

ものでございます。国におきましては、今年度30%、明年度70%の事業費割合により予算措置されていることから、3月債務負担行為を設定し、平成16年度、平成17年度の2カ年で建設を行うものでございます。

本議案の3号棟につきましては、さきの1号棟、2号棟と同様の建築工法、仕様でございます。鉄筋コンクリートづくり耐火構造2階建てでございます。うち断熱工法により、建築延べ面積は780.82平方メートルでございます。

内容としまして、1階は2DK2戸、2LDKが2戸の4戸となっており、2階につきましては3LDK4戸の合計8戸となっております。また、玄関、浴室、トイレには手すりなども取り付け、段差の少ない浴槽にし、高齢者や体に障害のある方に配慮したバリアフリーの施設となっております。

次に、議案第11号工事につきましては、地元業者を含めた7社を指名いたしまして、9月9日入札を行った結果、佐川・木津経常共同企業体が1億1,430万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億2,001万5,000円でございます。

参考までに、2番札は次の二つでございます。マイホーム黄田・健名工建経常共同企業体と株式会社アラタ工業の1億1,450万円であります。本工事につきましては、予定価格事前公表の施行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては97.09%でございます。

また、議決議案外となりました機械設備工事につきましては、地元業者を含めた5社を指名いたしまして、同日入札を行った結果、株式会社西塚清掃社が1,846万円で落札し、消費税を加算いたしまして1,938万3,000円の請負金額となりました。落札率につきましては97.98%でございます。

同じく電気設備工事につきましても、地元業者を含めた5社を指名いたしまして、同日入札を行った結果、有限会社大久保電気工業社が1,208万円で落札し、消費税を加算いたしまして1,268万4,000円の請負金額となりました。落札率につきましては96.03%でございます。

この結果、泉町北団地町営住宅新築工事の総請負金額は1億5,208万2,000円となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第11号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の

請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、契約の目的、泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億2,001万5,000円。

4、契約の相手方、佐川・木津経常共同企業体。

代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設、代表取締役佐川泰正。

構成員、上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設、代表取締役木津雅文。

5、工期、契約の日から平成17年9月30日まで。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり決しました。

日程第6 議案第12号及び

日程第7 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第12号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）請負契約締結の件、日程第7 議案第13号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）請負契約締結の件を、一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第12号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）、議案第13号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）工事につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業につきましては、西部簡易水道創設当時の水源であります里仁水源が、竣工後約15年を経過し、地下水である源水に濁度が発生し、ろ過施設を持たない施設のため対応に苦慮しており、この状況

を解消すべく代替水源を調査をいたしました。付近に適した水源が求められず、現況の水源を利用し、膜ろ過施設を整備するとともに老朽化した施設の改修を行い、地域住民の生活水の安全な水の確保を図るものであります。

事業としましては、厚生労働省の補助採択を受け整備するものでございます。

（その3）工事につきましては、今回、膜ろ過設備導入に伴い、その付加機器の運転制御監視のため、配電盤、計装機器、中央監視機器を改修するものであります。機器類の概要としまして、運転制御設備、計装設備、監視設備などが主なものでございます。

（その4）工事につきましては、より安全な水を供給するため、精密ろ過膜による浄水処理を行うものであります。機器類の概要としまして、膜ろ過設備、制御設備、薬品注入設備、送水及び配水ポンプなどが主なものでございます。

次に、議案第12号（その3）工事、議案第13号（その4）工事につきましては、それぞれ7社ずつを指名いたしまして、9月9日入札を行った結果、（その3）工事は北海道富士電機株式会社が5,750万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,037万5,000円でございます。

参考までに、2番札は株式会社明電社の5,800万円であります。

本工事につきましては、予定価格事前公表の施行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては97.10%でございます。

（その4）工事につきましても、7社を指名いたしまして、同日入札を行った結果、磯村豊水機工株式会社が6,130万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,436万5,000円でございます。

参考までに2番札は水道機工株式会社の6,160万円であります。

また、本工事につきましても、予定価格事前公表の施行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては97.24%でございます。

この結果、西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事の（その3）、（その4）工事を合わせた請負金額は1億2,474万円でございます。

なお、現在工事を進めております（その1）工事の管理用道路にかかりますボックスカルバート分840万円、（その2）工事の上屋分3,381万円を含めた総請負金額は1億6,695万円でありませぬ。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第12号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）請負契約締結の件。

西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、契約の目的、西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、請負契約金額、6,037万5,000円。

4、契約の相手方、札幌市中央区大通り東7丁目1番118、北海道富士電機株式会社、取締役社長佐藤實。

5、工期、契約の日から平成17年3月10日まで。

次の議案第13号をお開き願いたいと思います。議案第13号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）請負契約締結の件。

西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、契約の目的、西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その4）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、請負契約金額、6,436万5,000円。

4、契約の相手方、札幌市中央区南1条西6丁目15番1号、札幌あおば生命ビル5階、磯村豊水機工株式会社札幌支店、支店長松田一男。

5、工期、契約の日から平成17年3月10日まで。

以上で、説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第12号、議案第13号を一括して質疑に入ります。

ありませんか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 12号、13号で、西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）整備（その3）、（その4）と、全く同じなのですね、その内容は。だけれども、これ内容が同じなので、今説明ちょっと受けたのですけれども、どこがどういうふう違って二つに分けたというふうなことを、も

う少し詳しく説明をしていただきたいということ。

これが、もしか一括で入札ができるということであれば、もう少し安く入札ができる可能性がなかったのかどうか。その点も、あわせてひとつお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 10番仲島議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

12号、13号、（その3）、（その4）の工種でございますけれども、これはもう全く違うものでございまして、（その3）につきましては、浄水場内の計装設備類が主な大きなこの工事の内容でございます。これは先ほど御説明申し上げましたとおり、運転の制御設備だとか機器類の、それから計装の設備、電気系統関係一切です。それから、監視設備とか水が正常に浄水されて配水池の方に送られているかどうかという、そういうような機種などの設置でございまして、これにつきましては役場の方にもオンラインで接続されている内容でございます。

それから、（その4）につきましては、この改修に当たりましてのメインといたしましては、降雨時、融雪の大きな水の流れなどによる源水に濁度が発生する、濁りですね、この濁りの中に、通常想定されるクリプトスポリジウムという原虫が発生するおそれがある。そういうことから、今までは西部の西11線のところにあります浄水場では砂ろ過、それからつい最近完成しております、13年に完成しております江花、これも同じく砂置換方法でもって浄水しておりますけれども、このクリプトスポリジウムにつきましては非常に細かいものでありまして、砂を通過するということから、精密膜ろ過という、その浄水する機械により浄水するものでありまして、工事の内容につきましては製造の（その3）、（その4）につきましても、そういうようなノウハウを、それぞれ別々のノウハウがありまして、できないということでございます。

そういうことで、指名しているメンバーにつきましても、そのものの分野の業者を指名させていただいて、今回に至ったという内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

初めに、議案第12号西部地区簡易水道里仁浄水場（膜ろ過）施設整備工事（その3）請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありません。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり決しました。

次に、議案第13号西部地区簡易水道里仁浄水場(膜ろ過)施設整備工事(その4)請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前11時00分 再開

議長(中川一男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第14号

議長(中川一男君) 日程第8 議案第14号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま上程いただきました議案第14号の教育委員会委員の任命の件につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

現在、2期8年間を務めていただいております和田教育委員が、今月末をもって任期満了を迎えるわけでありまして、いろいろとお話しを申し上げました結果、後進に道を譲りたいという本人の強い意志がございまして、今回の任期をもって勇退をさせていただきたいということでございますので、私といたしましても本人の意思を確認させていただいて、そのことにより2期8年間、御苦勞をいただいた和田氏に対し、心から感謝を申し上げたいというふうに思い、任期満了で勇退の道を選ばさせていただきました。

和田氏におかれましては、すぐれた知識を持ちまして、教育行政の推進に2期8年間、御尽力をいただきましたことを心から感謝と敬意を申し上げますところでございます。

その後任といたしまして、現在、御提案させていただいております議案を朗読させていただいて、御提案をさせていただきたいと存じます。

議案第14号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、上富良野町西12線北36号。

氏名、菅野博和。

昭和28年2月28日生まれ。

以上でございます。

菅野博和氏の経歴等につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので御高覧を賜り、御同意賜りますことをお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第9 議案第15号

議長(中川一男君) 日程第9 議案第15号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) ただいま御提案いただきました議案第15号教育委員会委員の任命の件につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

現在、2期7年目を迎えております教育長の高橋英勝氏が、任期が今9月末をもって任期満了を迎えるわけでございます。

高橋教育長におかれましては、長い豊富な行政経験をもとにされた中で、卓越した行動力を持って、厳しい環境の上富良野町の教育行政の推進に甚大な御尽力を賜ってきたところでございますが、このたび後進に道を譲りたいということから、この任期満了をもちまして辞任していただくということに相なったところでございます。

彼の長い御苦勞に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後また教育行政各般にわたった御支援をお願いしたいというふうに思うところでございます。

その後任として、ただいま御提案させていただいております者を任命いたしたく、議会の同意をお願いす

るところでございます。

それでは、議案を朗読し、御提案させていただきます。

議案第15号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記。住所、上富良野町大町1丁目1番19号。

氏名、中澤良隆。

昭和21年6月30日生まれであります。

なお、中澤良隆氏の経歴につきましては、御配付させていただいておりますので、御高覧を賜りまして、御同意を賜りますことをお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号教育委員会委員の任命について同意を求めます。これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第10 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第10 発議案第1号町内行政調査に関する決議の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第1号町内行政調査実施に関する決議を、朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

町内行政調査実施に関する決議。

会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

町内行政調査決議。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員村上和子。同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査

する。

記。1、実施の期日、議決の日以降において2日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。

3、調査事項及び方法。（1）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。（2）全議員による合同調査とし、特に意見を付するものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。（3）本件は議会閉会中において調査を行うものとする。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって本件は原案のとおり決しました。

日程第11 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第11 発議案第2号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 発議案第2号につきましては、朗読をもって報告いたします。

議員派遣の件。

上記の議案を、次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員徳島稔。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫。上富良野町議会議員村上和子。上富良野町議会議員岩崎治男。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣する。

記。1、上川管内町村議会議長会主催の議員研修会。

（1）目的、分権時代に対応した議会の活性化に

資するため。

(2) 派遣場所、旭川市。

(3) 期間、平成16年11月1日1日間。(4) 派遣議員、全議員18名。

以上で、報告を終わります。お認めくださいますようお願いいたします。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は原案のとおり決しました。

日程第12 発議案第3号

議長(中川一男君) 日程第12 発議案第3号 道路整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番(岩崎治男君) 発議案第3号、朗読をもって提出いたします。

発議案第3号道路整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成16年9月15日提出。

上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。

賛成者、上富良野町議会議員向山富夫。同じく上富良野町議会議員村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

道路整備に関する意見書。

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだ十分とは言えず、本道各地域の活力ある地域づくりや、安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要と

なっている。

特に、高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き計画的かつ長期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

記。1、活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、社会資本整備重点計画に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。

2、国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国土の根幹的な施設である高速自動車国道については、料金収入を最大限に活用した有料道路方式と、これを補完する新直轄方式により着実に事業を推進すること。特に、本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

3、受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以上であります。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、よって本件は、原案のとおり決しました。

日程第13 閉会中の継続調査申出の件

議長(中川一男君) 日程第13 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、各委員会において別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長(中川一男君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長(中川一男君) ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成16年第3回上富良野町定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しを得て一言ごあいさつを申し上げます。

本定例議会は15日招集され、今日までの3日間、議員各位の真剣なる御審議を賜りまして、衷心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、私ごとでまことに恐縮でございますが、町長に就任させていただき、早いもので2期8年も、あと残すところ3カ月ほどで任期満了を迎えることとなりました。この間、不行き届きの点、御不満な点も多々あったことと思いますが、議員各位並びに町民の皆様方の格別なる御理解と御支援、御協力を賜り、町政執行の任に当たり得ましたことを、心から深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

顧みますと、就任早々に我が町開基100年の節目に当たり、先人の労苦を忍び感謝を申し上げながら、開基100年の輝かしい歴史を町民の皆様方とともにお祝いすることができましたことが、ことさら今なお私の胸に強く刻まれているところであります。

この歴史を継承していくことこそ私の使命と考え、上富良野町の2世紀が豊かで、新しい希望に満ちた地域社会として生々発展していくことを願い、町民の皆様方の御意見を賜り、第4次総合計画を策定し、四季彩のまち上富良野町、ふれあい大地の創造を目指し、新世紀のまちづくりに取り組んでまいりました。しかし、その緒についた折には、バブル崩壊後の経済構造改革に入り、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、国家財政はもとより、地方財政はより一層の厳しさを増してまいりました。

そうした中で、私は就任1年目には、町民の皆様方に町の財政状況を共有してもらうために、町の台所白書を作成し、全戸配布させていただきました。そして、行財政改革を推進すべく、公募を含めた方々

により組織した行財政改革懇話会をつくり、多くの町民の皆様方の意見を賜りながら、行財政改革を実施し、組織機構の一部改革にも着手してまいりました。

2期目におきましても、1期目に引き続き2回目の行財政改革に取り組み、行財政運営の健全化と職員定数の削減や人件費抑制を意図とするところの組織機構改革など、今後を見据えた内部改革を図るとともに、受益者負担の原則による負担の見直しを一部実施させていただくなど、補助金、助成金の改革をもさせていただきました。

また、30有余年の長い年月を要した国営しろがね土地改良事業完了に伴う大きな懸案事項であった農家負担軽減対策及び償還対策について、議員各位並びに町民の皆様方の深い御理解のもとに、その道筋をつけたところであります。今、国家財政の窮乏による構造改革の影響は、もろに小規模自治体に及んできており、国は地方制度の確かなる方向を示さぬままに今日を迎えております。中でも、三位一体改革における地方交付税制度について、財政力格差調整の具体的な方策を示さないまま、総額抑制策だけを先行させ、大幅削減に踏み切ってきている状況にあります。

こうした状況のもと、第4次総合計画も前期5カ年が過ぎ、今年度はいよいよ後期に入ったわけですが、前期で終了予定の保健福祉総合センターも、完成は17年度と2カ年おくれたの完成となります。このように、今後の三位一体改革の状況によっては、第4次総合計画に掲げる各種事業の実現には、大きな厳しさが生ずるものと思われま

す。一方、国家財政危機を理由とする構造改革における骨太方針で、市町村合併後の自治体数は1,000を目標とするとの、根拠のない中での町村を対象としての合併を推進しておりますが、とは申せ、市町村合併は大きな課題であります。その緒につくべく、富良野圏域で合併研究会の発足はいたしました。皆様御承知のとおり合併協議に至ることができず、今日の経過に至っております。

こうした経過の中で、必然的に基礎自治体として自立の道を進まざるを得ないものと判断をいたしております。合併、自立のいずれを選択するにしても、国の構造改革や三位一体改革の方向性からして、極めて厳しい道のりであることには変わりありません。そのためには、まず安定的かつ持続可能な行財政の構造改革に取り組んでいかなければならないと考えております。

その財政運営においては、歳入規模に合った抜本的な歳出構造に改革していくことを大きな課題として、行政が担うべき役割と住民の皆様方が担うべき

役割を確立し、町民と行政の協働のまちづくりをねらいとして、これまでの行政主導の改革から、町民の参加による新行財政改革を提唱してスタートさせたところであります。この新しい行財政改革の実現が、我が町自立へのシナリオとなる最重要課題であると考えているところであります。

このように、地方自治の現況を見きわめるとき、私は3回目の新行財政改革がスタートラインに着いたばかりであり、また第4次総合計画も後期に入ったところでもあり、これらの大きな行政課題を、議員各位の御支援と御協力と、住民もこの改革にはともに痛みを分かち合うことなど、町民皆様の御理解を得てなし遂げなければならないと思いをいたしているところであります。

本格的な地方分権の時代を迎え、厳しさの中にも、住んでいて本当によかったと思える豊かさが実感できるまちづくりを目指して、2期8年の反省と経験をもとに、第4次総合計画の四季彩のまちかみふらのふれあい大地の創造を目指した町政のかじ取り役を引き続き果たしてまいりたいと考えまして、後援会の方々とも御相談をいたしまして、来たる11月28日執行の町長選挙に立起いたしたく、決意をいたした次第でございます。

いずれにいたしましても、残された3カ月余りの期間、全力をもって行政推進に努めてまいり所存であります。今後とも、議員各位並びに町民皆様の特段の御協力、御支援、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中川一男君） 他に、発言の申し出があれば許可いたします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

教育長あいさつ

議長（中川一男君） では次に、教育長より発言の申し出ありますので、これを許可します。

教育長高橋英勝君。

教育長（高橋英勝君） 貴重な時間をおかりいたしまして、退任のあいさつをさせていただきます。

このたびの9月定例会と21日には、私にとって公務員生活最後の給料をいただき、9月30日をもって重責の使命を担っていた教育長という職を退任することになりました。

平成9年10月1日、56歳で教育長に就任させていただき、以来、前田中教育長の在任期間の3年を含め、通算2期7年間、尾岸町長を初め議員の皆さんの御指導と御協力、そして苦楽をともにし汗を流した同僚の職員、また教育現場ではいい教師にも

恵まれ、上富良野町の教育や生涯学習全般にわたる職に携わり、その職責を全うすることができました。

一般職から通算しますと44年4カ月の町職員生活を終え、宮仕えの仕事から解放されますが、私が44年間宮仕えをして奉職した価値は、オリンピックで金メダルをとった以上に値のある報償であり、他人の評価はともかくといたしまして、自分で自分をほめたいと思っております。

今の心境は、ひんしゅくを買うかもしれませんが、これまで自分の体と能力のエネルギーをアクセル全開で踏み走らせてきましたので、体も、頭もオーバーヒートを起こし、体の随所に故障が生じはじめ、自覚症状が出始めてきております。

退任することの寂しさよりも、宮仕えという大きな使命を果たし、そして自由という最良の宝を得たことの喜びとうれしさが、私の心にある本当の素直な気持ちかもしれません。

「散る桜 残る桜も 散る桜」と、良寛和尚が言った言葉であります。私も季節外れの桜として散りますが、退任するときはどんな言葉で締めくくろうかといつも考えておりました。大過なく過ごしましたという言葉だけは、ただ長く務めただけだということを受けとめられることもありますので、絶対に使わないぞと心に決めておりました。

私は、昭和35年5月1日付で、当時の海江田町長から町職員として拝命を受け、以来5人の町長に仕え、微力ながらふるさと上富良野のまちづくりのために、自分としては精いっぱい、思う存分仕事をさせていただきました。人生でも、仕事でも、躍動するときは常に夢があり、志があり、何事にも全力投球ができ頑張ることができですが、今、町の姿、形、元気など、町の活性化などの役割を少なからず担い、他人の評価はともかくといたしまして、おれがやったと自慢できる仕事ができたと、とても幸せだと思っておりますし、自己満足しております。

教育長に就任してからの7年間は、自分の能力や私の人間性が原因なのか、目には見えない大きな重責の十字架を背負っているような圧力を感じながらの毎日でありました。私はいつも、人間には完全無欠はあり得ない、人事を尽くして天命を待つといった開き直りの心境で、不安な自分にエールを送りながら、その重責を何とか多くの人の支えで果たすことができました。

これからの行政の運営は年々厳しさを増し、苦しくなることが予想されますが、この難局を乗り越えるためには、職員1人1人が挑戦者となり、新しい発想が政策となり、喜びを感じて仕事ができる雰囲気

気づくりと、仕事に対しての本気が大切でないかと思っております。

どんな物事にも、明暗両用の見方ができます。暗い面ばかりを見て落ち込んでいたのでは、出るべき知恵も出なくなり、個人でも、国でも、町でも明るい未来は決して開けないのではないのでしょうか。暗い面を忘れず、心を引き詰めつつも、明るい面により多くの目を向け、どんな困難、難局に直面しても動じない確固たる強い信念と勇気を持って全身全霊を打ち込み、まちづくりに全力投球することが、今強く求められているときだと思います。

私は、テレビのプロジェクトXというのをよく見るわけですが、その中で言っていること、成功者の言葉、とにかくいいことはやってみよう。やれないことにとらわれているやつは一番つまらない人間だということを話しております。私も同感しております。何にもしないということは、何の成果も得られないのと等しいのであります。

そういう意味では、いいことはとにかくやってみたいというふうな積極さも必要だと思っております。どうかお互いの立場の相違を乗り越え、執行者と議会と町民が一枚岩となり、町がより発展することを願っております。

4年4カ月、私を育ててくれた歴代の町長や議員の皆様、そして職員の皆様や町民の皆さんに、心からの感謝とお礼を申し上げたいと思います。これからも御健康で、過去に感謝し、今を信じ、未来に目を持ち、ふるさと上富良野のまちづくりに、それぞれの立場で御活躍されることを御期待申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、どうもありがとうございました。

(拍手)

議長(中川一男君) 御苦労さまでございました。

閉会宣告

議長(中川一男君) これにて、平成16年第3回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午前11時35分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成16年9月17日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 小 野 忠

署名議員 米 谷 一